

第九十八回国会 内閣委員会 議 録 第九号

昭和五十八年四月二十八日(木曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 橋口 隆君

理事 愛野興一郎君 理事 佐藤 信二君

理事 田名部匡省君 理事 堀之内久男君

理事 矢山 有作君 理事 渡部 行雄君

理事 市川 雄一君 理事 和田 一仁君

有馬 元治君 池田 行彦君

上草 義輝君 狩野 明男君

粕谷 茂君 龜井 善之君

始関 伊平君 白川 勝彦君

谷 洋一君 羽田 孜君

吹田 悦君 保利 耕輔君

堀内 光雄君 宮崎 茂一君

与謝野 馨君 上原 康助君

角屋堅次郎君 嶋崎 讓君

安井 吉典君 鈴切 康雄君

木下敬之助君 柳 利夫君

中路 雅弘君 嶋崎弥之助君

出席國務大臣

國務大臣 齋藤 邦吉君

行政官 齋藤 邦吉君

出席政府委員

内閣法制局第一 味村 治君

部長 味村 治君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

人事院事務局長 服部 健三君

委員外の出席者

内閣官房内閣審 吉田 耕三君

議官 高岡 完治君

内閣総理大臣官 森廣 英一君

房参事官 上田 秀明君

警察庁刑事局捜 小畑美知夫君

査第二課長 穂積 良行君

防衛庁防衛局運 穂積 良行君

用第二課長 小畑美知夫君

防衛庁衛生局衛 穂積 良行君

生課長 小畑美知夫君

国土庁長官官房 穂積 良行君

総務課長 小畑美知夫君

大蔵大臣官房参 穂積 良行君

事官 小畑美知夫君

大蔵省主計局共 野尻 栄典君

済課長 野尻 栄典君

大蔵省主計局税 滝島 義光君

制第一課長 滝島 義光君

社会保険庁長官 北郷 勲夫君

官房総務課長 北郷 勲夫君

食糧庁管理部長 鈴木 久司君

計課長 鈴木 久司君

食糧庁業務部長 齋藤 育雄君

林野庁業務部長 田中 恒寿君

資源エネルギー 齋藤 育雄君

庁石油部開発課 田中 恒寿君

長 田中 恒寿君

運輸省鉄道監督 岩田 貞男君

局国有鉄道部地 岩田 貞男君

方交通線対策室 岩田 貞男君

長 岩田 貞男君

郵政大臣官房文 金光 洋三君

書課長 金光 洋三君

郵政省電気通信 吉高 廣邦君

政策局監理課長 吉高 廣邦君

労働大臣官房総 岡部 晃三君

務課長 岡部 晃三君

自治省行政局行 中島 忠能君

政課長 中島 忠能君

自治省行政局公 柿本 善也君

務員部給与課長 柿本 善也君

會計検査院事務 白川 健君

局長第二課長 白川 健君

検査第二課長 白川 健君

日本専売公社総 長岡 實君

裁 長岡 實君

日本国有鉄道副 馬渡 一真君

總裁 馬渡 一真君

日本電信電話公 真藤 恒君

社總裁 真藤 恒君

日本電信電話公 西井 昭君

社総務理事 西井 昭君

内閣委員会調査 緒方 良光君

室長 緒方 良光君

委員の異動

四月二十八日

石井 一君 補欠選任

宇野 宗佑君 補欠選任

上草 義輝君 補欠選任

小渡 三郎君 補欠選任

狩野 明男君 補欠選任

宮崎 茂一君 補欠選任

角屋堅次郎君 補欠選任

同日

辭任

粕谷 茂君

白川 勝彦君

羽田 孜君 小渡 三郎君

保利 耕輔君 石井 一君

与謝野 馨君 狩野 明男君

安井 吉典君 角屋堅次郎君

四月二十七日

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する

請願(堀野泰二君紹介)(第一八〇〇号)

同(神利夫君紹介)(第一八〇一号)

新潟陸運局の存置に関する請願(林百郎君紹介)

(第一八〇二号)

傷病恩給等の改善に関する請願(古賀誠君紹介)

(第一八〇三号)

同(関谷勝嗣君紹介)(第一九二四号)

同(田中龍夫君紹介)(第一九五五号)

同月二十八日

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する

請願(愛野興一郎君紹介)(第一九五八号)

同(若垂寿喜男君紹介)(第一九五九号)

傷病恩給等の改善に関する請願(田邊國男君紹

介)(第一九六〇号)

同(畑英次郎君紹介)(第一九六一号)

旧樺太住民に対する補償に関する請願(森喜朗

君紹介)(第一九六六号)

旧満州棉花協會等を恩給法による外国特殊機關

として指定に関する請願(相沢英之君紹介)(第

三一〇七号)

新潟陸運局の存置に関する請願(下平正一君紹

介)(第一二〇八号)

傷病恩給等の改善に関する請願(天野公義君紹

介)(第一二〇九号)

同(森喜朗君紹介)(第一二一〇号)

は本委員会に付託された。

四月二十八日

靖国神社公式参拝に関する陳情書外二件(下館

第一類第一号

内閣委員会議録第九号

市議會議長落合誠二外二名(第一七九号)

旧軍人・軍属恩給資格者に対する恩給法等の改善に関する陳情書外四件(筑後市議會議長松井清外四名)(第一八〇号)

人事院勧告の完全実施に関する陳情書外七件(苫小牧市議會議長戸部卯吉外七名)(第一八一号)

憲法擁護に関する陳情書外四件(須賀川市議會議長齊藤種平外四名)(第一八二号)

青少年健全育成対策に関する陳情書外一件(大津市議會議長古川静三外一名)(第一八三号)

ブライバシー保護法制定等に関する陳情書外四件(吹田市議會議長宮田津矢子外四名)(第一八四号)

神戸海運局の存置に関する陳情書(兵庫縣議會議長清元功章)(第一八五号)

本日の会議に付した案件

臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出第四九号)

○橋口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、臨時行政改革推進審議会設置法案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。審議行政管理庁長官。

臨時行政改革推進審議会設置法案

(本号末尾に掲載)

○審議國務大臣 ただいま議題となりました臨時行政改革推進審議会設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

申すまでもなく、行政改革は、厳しい内外の環境のもとにおいて、当面する国政上の最重要課題の一つであり、わが国の将来への明るい展望を開

くために避けて通ることのできない国民的課題であります。このため、政府は臨時行政調査会からの果次にわたる答申を踏まえ、政府としての諸般の改革方策を着実に推進しつつあるところであります。

臨時行政調査会は、去る三月十五日をもってその存置期限を迎え、解散したところであります。が、これに先立ち、二月二十八日に提出された「行政改革に関する第四次答申」において、臨時行政調査会の任務終了後における行政改革の推進体制のあり方として、学識経験者若干名をもって構成する調査審議機関の設置の必要性を提言しているところであります。

もとより、臨時行政調査会の果次にわたる答申を踏まえつつ、行政改革を具体的に実施することは政府みずからの責務であります。この国民的課題である行政改革を推進するに当たり、各界有識者の御意見を聴取しつつ諸施策を立案、実施することはきわめて重要かつ有益であると考え、次第であります。

このため、政府といたしましては、今後、臨時行政調査会の第四次答申を最大限に尊重する旨の基本的対処方針を決定し、この方針を踏まえて総理府に臨時行政改革推進審議会を設置することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の概要について御説明申し上げます。

臨時行政改革推進審議会は、臨時行政調査会が行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べ、内閣総理大臣の諮問に応じて答申することと任務としており、審議会の意見または答申については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととしております。

審議会は、行政の改善問題に関してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内

閣総理大臣が任命する委員七人をもって構成することとし、また、審議会の調査事務その他の事務を処理させるための事務局を置くこととしております。

また、審議会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとしているほか、特に必要があるとき認めるときは、みずからその運営状況を調査することができるとしてあります。

なお、審議会は臨時の機関として設置されるものであり、政令で定める本法律の施行期日から起算して三年を経過した日に廃止されることとしております。

このほか、関係法律について所要の改正を行うこととしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○橋口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○橋口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡部行雄君。

○渡部(行)委員 まず私は、本法案の審議に入るに先立ちまして、最近連続して起きました自衛隊機の墜落事故で亡くなられた二十四人の隊員の方々に哀悼の意を表するとともに、四人の重傷者並びにその御遺族の方々にお見舞いを申し上げます。本末ならば、このような大事故が相次いで起きた場合は、所管委員会の内閣委員会が開かれて緊急に調査その他の対策を講ずべきだと思っております。本件所管である内閣委員会の審議日程を考えますと、タイミングとしても本日をおいてはかき考えられませぬので、あえて若干の時間をおかりいたしまして質問を展開するものであります。

その第一点は、去る十九日朝、航空自衛隊のC

1輸送機六機編隊のうち、一番機及び二番機の二機が低高度航法訓練中、山に激突して十四人の隊員を失った事件であり、第二点は、そのわずか一週間後の二十六日、海上自衛隊第三一航空群所属の対潜飛行艇P-31の墜落事故により隊員十名死亡、四名の重傷者を出した事件についてであります。

防衛庁は、国会という公式の場を通じて、御遺族の方々はもちろん、国民に対しても、また不安におののく隊員に対しても、事の真相を明らかにして深くおわびを申し上げ、これに対する対策と今後の方針を明確にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

これは、調査が完全に終わっていないとするならば、中間報告の形でもなすべきであると思いますが、その点について伺いたいと思います。

○林(大)政府委員 防衛事務次官の林大幹でございます。

本日、防衛庁長官が岩国基地で行われる予定になっておりますP-31型機の事故殉職隊員の葬送式に参列のために本委員会に出席ができませんので、この点を委員の諸先生に御了解賜りたいと思っております。

さて、さきのC-1型機の事故に引き続きまして今回またP-31型機の事故を起こし、そのために多数の隊員の死傷者を出したことは、まことに申しわけない次第でございます。御遺族の方々、それからまた、航空機を失い、周辺住民の方々に少なからざる不安感を与えましたことに対しまして、まことに遺憾でございます。

ただいま渡部先生から御質問の点につきまして、もういっぺん点を踏まえまして、防衛庁といたしましては、いまだ事故原因について鋭意究明中でございます。現在、それぞれの航空事故調査委員会におきましてその作業を進めておりますけれども、防衛庁といたしましては、このような大事故が引き続き発生いたしましたことにつきましては、どうしても早急に事故原因を究明いたしましてこれに対処しなければならぬということ、昨

日、防衛庁長官より、特に航空事故防止に関する長官指示を出しました。そういったしまして、航空機の安全点検、さらに教育訓練の実施要領等の総点検を行うことなど、事故防止に特段の努力を傾注するよう長官指示をいたした次第でございます。

自衛隊は、国の守りに当たるといふ重大な任務を遂行するために、日ごろから非常に厳しい訓練を行って練度の維持向上に努めてきたところでありますけれども、この際、事故防止という観点から、それに必要な諸施策を鋭意講ずることによりまして国民の信頼にこたえるよう一層努力を重ねていくところでございますので、今後、委員の諸先生方の一段の御指導をお願い申し上げます。

○渡部(行)委員 いま調査を行っておられるところでございますが、その中でも、たとえば原因がある程度わかった部分についての中間的な報告はできませんか。これは局長からでも結構ですから、よろしく願います。

○西廣政府委員 お答えいたします。

事故調査委員会が鋭意やっておりますが、中間段階の発表というよりも、今回のC1の事故あるいはPS1の事故、いずれも比較的早い時期に原因究明ができるのではないかと考えておりますので、もう少しばかり時間をおかしたきたいと考えております。

○渡部(行)委員 この二つの事故を見ておると、どうも何が生体実験でもやるように飛行技術の限界というものに挑戦させているのではないかと、こういう感じがしてならないのですが、そういう訓練ではなかったのですか。

○西廣政府委員 二つの事故それぞれ態様が違いますが、それぞれ申し上げますと、C1のにつきましては、御案内のように自衛隊の航空輸送は有事におきまして作戦輸送をやるということで、できるだけ敵に発見をされないように飛行すること、低空による移動というのが通常の形になるわけでございます。したがって、訓練の態

様としまして、低空における移動ということと比較的たびたび行われておる訓練ということになります。

また、PS1の方の訓練は基礎操縦訓練の一つでございます。ローパスと申して、非常に限定された地域で低空で飛ぶと飛行するという最も基本的な訓練の中で起きた事故でございます。そういう点で、事故が起きたことについてわれわれ大変ショックを受けておるわけでございますけれども、訓練そのものとしては基本的な訓練であるというように考えております。

○渡部(行)委員 このときの訓練は有視界飛行というところでなされたそうですが、有視界飛行のいわゆる視界の限界は何メートルになりますか。

○西廣政府委員 ただいまの御質問はC1の方であらうかと思いますが、C1機は、小牧基地の管制塔の方から特別有視界飛行ということで許可を得て発進をいたしました。海上に出てからはいわゆる有視界飛行に変わったということで、条件としては雲の中に入らないこと、それから千五百メートルの視界を有すること及び地上もしくは水面が連続的に視認できることといったような条件のもとに、有視界飛行をしておりました。

○渡部(行)委員 千五百メートルと言われましたが、実際はこのときは非常に濃霧があつて、千メートル弱の視界しかなかったと言われております。こうなると、つまり限界を超えた訓練をしておたということになりませんか。

○西廣政府委員 有視界飛行の条件というのは先ほど申したとおりでございますが、そういった条件が満たされなくなった場合には、それぞれの機長の判断によって計器飛行に移るといふのが航空法上の定めになっておまして、そのあたりの判断は条件がそれぞれの置かれたところによって違いますが、機長なり編隊長の判断によって計器飛行に切りかえるなり有視界飛行を続けるなりというところになるかと思ひます。

○渡部(行)委員 機長の判断と申しますが、実際は、どこからどこまで作戦を展開していくという

場合に、あらかじめどこにどういう障害物がある、どの経路を通っていくのか、そういうことは事前によく点検、調査されていくものでしょうか。

○西廣政府委員 事故の起きたC1は小牧基地の航空機でございますので、当然のことながら、小牧から伊勢湾へ出る経路は十分知悉しておるわけでございます。

なお、当日の移動計画は多治見の方を経まして伊良湖岬に出るといふコースが与えられておったわけでございますが、先ほど申し上げましたように、有視界飛行ということになりますと雲の中を通過はいたないということになりますから、そういったものを避けつつ飛行することになったことと思ひますが、そういったことで当初予定したコースより五度ないし十度ぐらい西にずれた形で菅島に衝突をしたというように、航跡的には私も理解をいたしております。

○渡部(行)委員 そういう航跡というのか、飛行機の飛んでいる状態、どういふ道を通って飛んでいるか、そういうものは、地上でレーダーでキャッチしたりあるいは指示を与えるということはないのでしょうか。

○西廣政府委員 有視界飛行でございますから、地上のレーダーの誘導によって飛行しているわけではございませんが、当日たまたま最寄りのレーダーから自衛隊機の移動状況が視認されておりました。一番機、二番機が途中で、菅島上空で機影を絶たしたという点は確認をいたしております。ただし、先ほど申し上げましたように、低空で飛行しておりますので、レーダーによってそれがどの程度の高さで飛行しているかどうかというようなことについての厳密な測定は不可能であつたろうかと思ひております。

○渡部(行)委員 こういう場合には、一応国内ですから気象台もあることだし、そういうところから気象上のいろいろな情報をとって、そしてそれに対応するような形で作戦がとられるのが当然だろうと思ひます。このときは海上には濃霧警報が出されておった、こういうことでござ

いますから、そういう条件の中ではどういふふうな飛び方をしたらいいのかが当然そこから割り出されてくるはずだと思ひます。しかるに、このような事故ができてしまった。できてしまったということは、これは後から言うのではありません、ここに何かの欠陥、つまり、自衛隊の中にある戦前の日本軍のような、人間の命というものは一銭五厘のはがきで買えるのだというふうな、命を軽視する思想があるのじゃないかと、思ひます。もしそうでなければ、もっと緻密な調査がなされてしかるべきだと思いますが、その点はどうでしょうか。

○西廣政府委員 申すまでもございせんが、自衛隊は人命というものは最大の配慮を払う、尊重しておるつもりでございますが、残念ながら今回こういった事故が起きたわけでございまして、先ほど申したように、有視界飛行といふのは一定の条件がございまして、それが確保されるかされないかという点についてはそれぞれの機が判断するというところでございまして、いづれにいたしましてもこういった重大事故が発生をしたということでございますので、私どもといたしましては、この事故の内容を十分分析をして、事故原因というものを徹底的に究明をいたしまして、そういったものを貴重な教訓として、今後の事故の防止についてあらゆる工夫を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○渡部(行)委員 このC1の輸送機の事故があつてから、その事故防止のためにどのような対策をとりましたか。

○西廣政府委員 C1の事故発生直後に、直ちにC1の一応機材点検ということを一斉点検をやりました。引き続き、航空自衛隊の幕僚長より、事故防止に関して各部隊に一斉に再度安全運航について留意をするというふうな措置をとったわけでございます。

○渡部(行)委員 そういう事故防止の措置をとってわずか一週間のうちに、また事故が起きたというところについては、どういふふうにお考えです

か。

○西廣政府委員 P S Iの事故は、御存じのように海上自衛隊の方になるわけでございますが、私どももいたしましては、海上自衛隊関係を含めた事故対策というものは当時とられておりませんでしたので、P S Iの事故が起きた直後に、先ほど政務次官からも御説明申し上げましたけれども、大変異例でございますが、防衛庁長官の指示というものを陸海空自衛隊にいたしまして、事故防止のために機体の総点検及び各隊員に対する安全教育の徹底、さらにそれぞれの訓練内容、訓練項目に応じます具体的な訓練内容に対応する訓練の実施要領について、安全管理という面からもう一回洗い直してみようという形の長官指示を出していたところでありました。

○渡部(行)委員 そこで、この事故原因の解明についてでございますが、まず第一点は、作戦指示上に無理や欠陥がなかったかどうか。あるいは第二点として、状況判断に誤りがあったかどうか。また、飛行機の老朽化その他機器に欠陥はなかったかどうか。四番目は、整備上に手落ちはなかったかどうか。五番目に、操縦者の身体上の異常はなかったかどうか。六番目に、技術上の熟練度については問題がなかったか。七番目に、訓練基準に問題はなかったかどうか。こういう問題が考えられるわけですが、この中であるいはこのほか、どういう点で一体このような事故につながったのか、その点をひとつ、どうお考えになっておられるか、お伺いいたします。

○西廣政府委員 事故調査と申しますのは、いま先生の御質問にありましたように、各般の観点からこれから調査をしていくわけでございまして、現在、私ども予断を持たずに調査を行っておるわけでございすけれども、二つの事故のうち、P S Iの方の事故は、少なくとも天候、気象、そういった面の影響というものはほとんどなかったというように考えております。C Iにつきましましては、先生まさに御指摘のとおり、機体の問題がなかったかどうか、操縦者に問題がなかったかどうか、あるいは計画なり指揮官の指導に問題はなかったかどうか、さらには天候その他いわゆる不可抗力的なものがあったかどうか、そういったことも含めまして、幅広く事故原因を調査しておるところであります。

○渡部(行)委員 この調査は大体いつごろ完了する見込みですか、その点、ひとつお願いします。

○西廣政府委員 一般的には事故調査の期限というのは四月末ということになっておりますけれども、今回の事故は、たとえばC Iの事故でございますと、三番機その他一緒に行動しておる航空機があったということ、しかも基地の近くであった、管轄のレーダーサイトからいろいろの点で視認ができたといった条件がございすので、比較的早く結論が出るのではないかと。さらにP S Iの方の事故につきましても、副操縦士が幸い生存しておるといったようなことから、規定の四月末よりもかなり早目に結論が得られるのではないかと。というように考えております。

○渡部(行)委員 この操縦者に対して解剖を行われたと聞いておりますが、これはどういう意味で解剖に踏み切られたのか、その辺をお聞かせ願いたいと思っております。

○西廣政府委員 まだ細部の報告は受けておりませんが、聞くところによりますと、大部分の殉職者は激突時のショックなり、あるいはそのとき爆発をいたしましたので、焼死した者が大部分であります。しかるに機長の場合は、機外に投げ出されておりました。溺死の形になっておりましたので、一人だけ死亡の態様が違っているので、司法解剖に回したというように聞いております。

○渡部(行)委員 これは投げ出されたというところ。たとえば体内から薬物を発見したとかアルコール成分を発見したとか、そういうことなら話がわかりますけれども、素人が見ても、投げ出されて海に入ってしまったという場合には、解剖をすればどう簡単によつていいものでしょうか、その辺がどうも私、理解できないのですが。

○西廣政府委員 私どもまだ詳しい状況は存じておりませんが、報告にあるところによりま

すと、遺族と御相談の上そういう措置をとったというように聞いております。

○渡部(行)委員 それでは、この二つの事故についての損害額についてはどの程度になりますか。

○西廣政府委員 損害額という点につきましては、私、所掌でございませぬので直ちに申し上げられないのでございませぬが、P S Iの〇一機、これは飛行艇としては一番古い機でございまして、どこまで耐用命数が来ているかというように、どこからC I等につきましても、耐用命数等、私まだ知りませんので、損害のほどはまだはつきりわかりません。さらに、遺族の補償ということになりますと、これはこれから通常の公務災害補償その他で支払うということになります。今後、それぞれの階級なり年齢その他に応じて算出をして遺族に補償をするということになるかと存じますが、いまのところまだ金額が幾らになるかということについては把握いたしておりません。

○渡部(行)委員 隊員は、どのくらいの養成期間がかかっている隊員なのか、そしてその技術上の熟練度には問題なかったのか、その辺についてお聞かせください。

○西廣政府委員 今回操縦しておりました機長のうち、一番若いのがP S Iの機長、これが二十九歳でございますが、飛行時間は飛行艇の操縦士としては二千数百時間という非常に長い飛行時間を有する者でございすので、経験あるいは飛行時間その他、かなりのベテランであるというように考えております。

○渡部(行)委員 これだけのパイロットを養成するには、どのくらいの金がかかりますか。

○西廣政府委員 大変申しわけありませんが、私、金の方は所掌でございませぬので、至急調べまして御返答いたしたいと思います。

○渡部(行)委員 そこで、これから遺族に対する取り扱いという対策の仕方、あるいは死亡者に対する今後の取り扱い方、こういうことはどういうふうに考えておられますか。

○西廣政府委員 これも私の所管するところではありませんので、若干の間違ひがあるかもしれませんが、自衛隊員が公務死をした、殉職をしたという場合は、防衛庁職員給与法に基づきます補償が行われるわけでございす。この防衛庁職員給与法そのものの規定は一般職に準じたものでございまして、そういう点では一般職公務員と同じような扱いをもってさまざまな補償が行われる、あるいは賞給や金銭が支払われるということになるかと思っております。

○渡部(行)委員 パイロットに操縦のミスがあったためにこのような事故につながった場合、そのミスを起こしたパイロットに対してはどういうふうになりますか。

○西廣政府委員 これはひとえにそのミスの程度、故意であるかどうかということも含めまして、そういったものの兼ね合いがあるかと思っております。いまにわかに判定できないわけですが、通常と言ったらおかしいのですが、起こり得るべきミスということでありまして、必ずしも操縦上の過失があつても補償金が支払われた例もございす。

○渡部(行)委員 ちょっと後の方が聞かえなかったのですが、支払い何ですか。

○西廣政府委員 通常の場合と同じような支払いが行われた例もございす。

○渡部(行)委員 そこで、こういう事故については、それは原因調査はもちろんでありますが、こういう結果についての責任の所在はどこにありますか。

○西廣政府委員 責任にはいろいろございまして、これは事故調査が終わりますと何とも申せませんが、直接的な責任あるいは管理責任、それそれがその事案に応じて問われることになろうかというふうに存じております。

○渡部(行)委員 この事故が起きてから、全機種にわたつての点検は行われましたか。いわゆる自衛隊の持つておる全機種に対する点検。

○西廣政府委員 事故後直ちに、C Iの事故後にはC I機について、P S事故後にはそれぞれの機

僚長の指示によってP.S.機の全面飛行停止による点検というが行われたわけでございますが、昨日、長官の指示によりまして、すべての航空機について機体の総点検あるいは訓練要領についての総点検を行うことになりましたので、現在それが行われつつあるということであらうかと思ひます。

○渡部(行)委員 それで、今後このような事故を再び繰り返さない、こういうためには、具体的にどういうことを講ずるお考えですか。それをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○西廣政府委員 御案内のように、自衛隊としては、訓練が有事にその任務を果たすために非常に重要な要素を占めておられるということで、訓練の手法をやるというわけにはまいらないわけでございますが、それに伴って事故が生ずるといったことはまさにあってはならないわけでございまして、長年にわたって安全管理という点について力を注いできたわけでございまして、現在、今回の事故が連続して起きたということに関連をいたしまして、特に私どもが関心を持っておりまして、御案内のように、安全管理というものは部隊でやるもの、あるいは機材の安全管理とあわせて最終的にはたとえば航空機の問題ですとパイロットとかそういう個人の判断にゆだねられる部分が多いわけでございまして、すぐそこで個人の判断というものに飛ばないで、何らかの形でもう少し訓練の実施の仕方その他から安全策というものが講じられなければならないか、それぞれの訓練の具体的な内容に就いた安全対策というものの工夫はないかどうかという点を中心に、これから研究をいたしたいというふうに考えております。

○渡部(行)委員 きょうの朝日新聞の社説にもありますように、非常にこれは基本的に人命の軽視と人間の尊厳さに対する軽視ではないかというようになことが書かれております。しかもその一つの例として、「低空訓練で地上の建物を目標に想定することは、その後も続いてきたようだ。これ

は、世間の常識では絶対に許されないことだ。」というところが書いてあって、先ほど言ったような趣旨が述べられておりますが、そういう危険な訓練をいままやばり続けておるわけですか。

○西廣政府委員 飛行につきましては、それぞれ航空法で最低の安全高度というふうなものも決められておりますし、私どもとしては事故防止ということがきわめて重要な観点になっておりますので、危険な飛行というものは、たとえば急激な飛行状態の変化等を伴うような訓練は訓練空域で行う、どうしても飛行場等の近くで行わなくてはならない離着陸の訓練その他につきましては、その場合には一番人家のないような方向に経路をとるとか、そういった細心の訓練計画なり飛行計画というものをつくって実施いたしておりますので、人家の密集地なりあるいはある建物を目標にして訓練するということなどは一切ございせん。

○渡部(行)委員 これからこれを契機に訓練の内容を見直す必要があるかどうか、つまり基準をもっと、何と申しますか可能なものに見直すとか、あるいは最悪の場合の安全措置をどうするか、そういうようなことについてどのように考えておりますか、その点を伺ひたいと思ひます。

○西廣政府委員 ただいまの御質問の前に、先ほど御答弁を保留させていただきましたパイロットの養成経費についてお答えをいたしますが、航空学生出身の場合、これが今度の場合に当たるわけでございまして、P.S.I.につきましましては約三億円、C.I.のパイロットについては約二億円弱というところであります。

なお、いま御質問の点でございしますが、まず第一点の訓練内容の見直しを行うかどうかという点であります。訓練内容につきましては長年の経験なり各国の状況というものをしながら私どもつくってきたものであります。訓練内容そのもので言えば、自衛隊の訓練内容が他国の類似の部隊に比べて非常にハードなものであるかという点には至っていません。これは内容だけではなく

て、燃料の問題とかあるいは日本の置かれております立地条件とかいろいろな関係がございすけれども、そういった状況にありまので、事故に關連して訓練内容をよりルーズなものにするというふうな考えは余り持っておりません。

ただ、先生も御指摘になりましたように、同じ内容の訓練をするにしても、それに伴って起こるかもしれない事故、そういったものを防止するために、周辺のさまざまな配慮でそれだけの防止措置が講じられるかというふうなことにつきまして、今後、具体的な訓練内容に對した訓練の実施要領というもののについても一度洗い直してみたいというふうに考えております。

○渡部(行)委員 ただいまの飛行機の値段はスクラップ値段じゃないでしょうか。朝日新聞には三機で百五十億円となつておるのです。

○西廣政府委員 飛行機の値段というふうにおとりになったとしたら私言ひ間違えたのかも知れませんが、パイロットの養成経費を申し上げたわけでありまして。

○渡部(行)委員 防衛庁関係は以上で終わります。

あとは本法案の質疑に入っていきますと思ひます。

行政管理庁長官にお伺ひしますが、今度の臨時による行政改革は、国内的には財政の赤字、不況の進行、そして防衛力の増強、国際的には経済摩擦の拡大、軍事緊張の増大、そして西側との同盟の強化、こういうような問題を抱えて、国民のふんまんがここで爆発しては困るというところで国民の目をどうしてもこれらの問題からそらさなければならぬ、そこでこのような臨調による行政改革、しかも、むだを省いて増税なき財政再建という非常にきれいとてんぐしのキャッチフレーズで今度の行政改革をやらうとしてきたことは、政治経済の弱点に国民の目が集中しないように、実際には本当の問題点が国民から隠されているのではないだろうか、こんなふうに思えてならないわけですか。ということは、建築でたとえるなら、改造の

必要箇所を指摘したにすぎないというのが第一臨調の役割りではなかったか。その設計図までは描いていない。そして今度は、いよいよ建築に着手するに当たってどうしても本当の設計図をかかなければならない、そういうことで今度の臨時行政改革推進審議会をつくられる、こういうふうに思われます。

こうなりますと、今度は、国民の業種別や階層ごとにだんだん部屋割りをはっきりとしてくるわけでございますから、一般国民は自分たちには小さな部屋が与えられ、自衛隊や軍事産業等には大きな豪華な部屋が与えられるようになる、こういうふうに見方がだんだん変わってくるのではないかと。その際、やはりこの真相をはっきり国民が知ってくればくるほど、行革推進に対する抵抗が増大するのではないかと思ひます。行革推進に対する抵抗が、実際にこの行革は勤労国民のためにどのように配慮されたのか。その点、ひとつ長官の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 今回の行政改革といふのは、もうすでに御承知のように、高度成長時代から低成長時代に移り、高齢化社会へと非常に急速に変つてまいりまして、そういう経済社会の著しい変化に對して従来のような行政機構あるいは行政運営で果たしてやっていたらどうか、私どもは将来の二十一世紀を展望して活力ある福祉社会を築いていく、これはお互い責任があると私は考えております。高度成長時代にふくれ上がったあつた機構あるいはまた行政運営、果たしてこれでいいだろうかということで、行政全般にわたって聖域を一切設けず、こういう考え方で行革の改革をやっていくというわけでございまして。一つの例を引いて申し上げます、第三次答申の中に年金の統合ということがうたわれております。御承知のように国鉄職員の共済組合はいまや数年足らずで、変な言葉ですが、パンクしそうな状況になってきた。年金のようなものは三十年、五十年と長期にわたって安定的給付ができるようなものでなければならぬ。労働者の方々が保

除料をいま納める、二十年、三十年先本当にどうなるだろう、こういう心配があつてはならない。やはり長期的に安定した給付を実現できるようにしていかねばならぬではないか。こういうふうなことで、御承知のように今度の国会にも国家公務員と国鉄職員の共済組合との統合というふうな法律案を提案しておるわけでございますが、そういうふうな労働者のためにならぬのではなくて、逆に労働者が長期安定的な給付を受けられるような年金制度を確立することが年金の部門で言へば大事なことでないか、こういうことを言うておるわけでございます。

全国民に対して、いまのような膨大な行政機構や運営で果たしていいかという反省の上に立つて、この際、行政全般について見直しをしていく必要があるのではないか、こういうわけでございまして、特定の階層に対して冷たく当たるといふふうな考え方は全然ありません。活力ある福祉社会をみんなで築いていくのではないか、こういう理想であることを御了承願いたいと思います。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕

○渡部(行)委員 今度の法案は、見れば非常に簡単な内容ですが、中身は大変重要であり膨大なものであると言ひべきだと思ひます。というのは、臨時行政調査会が行った行政改革に関する答申というものが、圧倒的多数を占める一般勤労国民にとって善であるか悪であるかという判定がこの法案の前提にならなければならぬからでございます。その際に、果たして臨調の行った答申が妥当であるかどうか、各般にわたって議論をしなければならぬわけでございます。たとえば国鉄再建にいたしましても、あるいはその他の問題にいたしましても、一つのアウトラインは書いてあるけれども中身は全然わからない、こういう状況でございます。中身がわからないのにそれを推進しようとする審議会の設置というのは論理的におかしいのではないか、私はこういうふうに思ひますが、その点はどうかでしょうか。

○齋藤国務大臣 臨時行政調査会は、国民各階層の有識の方々九人によって構成されておりますし

て、しかも、その委員の人は選任は国会の承認をいただき、労働者の代表の方々も入つておるわけでございまして、国民各階層の有識の方々も満場一致で行政改革はこうあるべきものであるというところを指摘されてきておるわけでございますから、私は全国民的な合意を得られておる内容のものである、こういうふうに理解をいたしておるわけでございまして。

○渡部(行)委員 これが全国民的な合意にはなっていないのは、国会において行政改革の諸案件で社会党やその他の政党でも反対している党が現実にあるわけですから、私たちは選挙で出てきた国民の代表でありまして、この臨調のそういう選挙という手続を経ないで内閣総理大臣が任命した委員が一致したからといって、それは国民のコンセンサスの表現にはならないと思ひます。そういう点で国会の政党的あり方あるいは議員の行動、そういうものが完全に一致したならば国民のコンセンサスを果たしたといふことは言えるけれども、そうでない限り、そういうところでは間違つておると私は思ひますが、いかがでしょうか。

○齋藤国務大臣 臨調の答申は、先ほど来申し上げましたように、国民各階層から選ばれた方々で御審議をいただいた案でございます。それをいよいよ今度は実行するといふ段階になるわけでございますが、政府としてはこの答申については最大限に尊重して逐次これを実行に移していきたい、こういう政府の方針を決めておるわけでございます。

その実行するに当たって、これを推進する審議会をつくり、そして審議会においていろいろ御相談もいただいて、その結果法律ということになりますれば、当然これを国会に出して各皆様の御審議を煩わさなければならぬ、こういうわけでございまして、臨調のあの答申そのものは、私はやはり相当な国民的な合意を得ているものだと思ひます。しかし、それを実施するに当たっては、今後この審議会の意見も聞きながら、そして法律としてこれを決めていくということであれば、当

然国会の皆さん方の御審議を得て、そして最終的に実行していく、こういう手順になるわけでございまして、答申そのものはやはり国民各階層の合意を得られたものではないか、こういうふうに私は理解をしております。しかしながら、今後その進め方については、国会の御審議を煩わすということになることは当然のことでございます。

○渡部(行)委員 この答申は国民の合意を得られたものと考へておられると言ひましたが、この点は、長官はそれぞれの請願なり陳情なりあるいは意見書なり、そういうものを見ておられると思ひますが、たとえば地方自治体からこの内容に対する強い不満が述べられておることは御承知のとおりだと思ひます。そういうものを見ましても、またこの法案の成立過程で反対する政党がある事実においても、これはただそういう短絡的に合意が得られたといふことを念頭に置いて行政官理の長官といふものは対処していかないと、一方的な一つの判断が常に先回りする危険があるのではないかと、こんなふうに思ひますので、その点はひとつ十分考慮に入れて、今後対処していただきたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 先ほど申し上げましたが、出ました答申については政府としては最大限に尊重するといふことの政府の意思の決定をしておるわけでございますが、これをいよいよ具体的に実行するに当たっては、もとより各方面の意見を聴取しながら政府の最終の案を決めていく、これは当然のことでございますので、関係各方面の意見を十分聴取しながら具体的にこれをどう実施していくか、その案はそういうふうな考え方で決めていくようにいたしたい、かように私は考へておる次第でございます。

○渡部(行)委員 そこで、この法案というものは、特に「意見等の尊重」という第三条を起しして、そして内閣総理大臣はこの審議会の意見または答申を尊重しなければならない、こういう内閣総理大臣に対する制約事項を書き込んだという

ことは、この尊重の意味するもの、つまり範疇と申しましようか、その中身についてはどういふものなのか、お示し願ひたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 内閣総理大臣はこの審議会の意見または答申を尊重しなければならないという規定を書いておるわけでございますが、これは純法律的に申しますれば、どの委員会でも審議会でも当然これは尊重するために実はずるわけでございまして。こういう規定があるうがなからうが、委員会、審議会というものをつくるときは、その意見なり答申を尊重する、これは法律的には当然なんです。しかしながら、ここに特に書きましたのは、臨調の行政改革のような重要問題は内閣全体が取り組んでいかなければならぬ、こういうような意気込みをはっきりさせる、こういう意味において内閣総理大臣はこれを尊重しなければならぬといふふうに規定することが適当である、こういうふうに考へまして規定をいたしたわけでございます。こういうふうな、内閣総理大臣あるいはまた政府が尊重しなければならぬという規定を設けております審議会、委員会等々、よそにも相当あるわけでございます。しかし、それはあるなしにかかわらず、法律的には当然尊重しなければならぬわけでございまして、この規定は内閣挙げて行革に真剣に取り組みますという決意をはっきりと示すといふことが必要である、こういうふうに考へまして、この規定になったものと私は考へておるわけでございます。

○渡部(行)委員 少なくとも法律である以上、いまおっしゃられたように尊重する責任と義務というものはおのずからそれに付随するものでございまして、だからこそ、特別にそれを一条起して特筆するのはおかしい、私はこういうふうに考へるのです。あたりまえならあたりまえでそれを通せばいいのに、なぜこれを特筆したか。それは内閣の決意を示したと、こう申されますが、しかし私は、第二臨調ができてあの調査会のメンバー、そしてその会長が土光会長になって、この答申案を受け取ったときの総理大臣の姿勢を見てまいりま

いるのはそんなものじゃなくて、たとえばある地方自治体に対してこういう資料が欲しい、ところがその資料は人権にかかわる問題がある場合、地方自治体としては人権を守る義務があるのでそれは出せない。しかしそういうものについても出させる権限があるのかどうか、こういうことを言っているのです。この権限というのは一体どこまで及んでいくのかということなんです。

〔愛野委員長代理退席、佐藤(信)委員長代理着席〕

○門田(英)政府委員 大変失礼いたしました。

ただいま委員仰せのような、たとえば人権にかかわるような、あるいはプライバシーにかかわるような、そういった事柄につきましては、調査権というものの及ぶ範囲は、個々の調査の際において新しくできます。この審議会の決議によって決定されるべき事柄ではございませんけれども、これは当然のことながら、良識の範囲内において処理されるというふうに信じております。

○渡部(行)委員 そこで、この第七条の三項の協力者、これについては委員でも何でもない人に協力をしてもらうわけですから、この場合の守秘義務というのはどういうふうに解釈したらいいのでしょうか。

○門田(英)政府委員 御質問の御趣旨は、恐らくこの審議会が呼びになった協力者、この方の守秘義務ということの御質問であらうかと拝察しておりますが、その場合、その協力者がたとえば行政機関ないし地方公共団体等の長ではなく職員である、長の場合には第一項に規定があるわけでございますが、職員の方について、個別にその専門的な意見についてヒヤリングを行うというふうなことがあった場合は、これは当然ながら国公法ないし地公法による守秘義務というのは生じてまいらぬと思っております。一般的な各界有識者、民間の方々という場合には、守秘義務は当然のことながらございません。

○渡部(行)委員 次にこの委員の任期についてですが、これは法律が失効する日までと解釈していいでしょうか。

○門田(英)政府委員 仰せのとおりでございます。

○渡部(行)委員 そこで、本審議会と、一方で今度国鉄の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法というものによってできる日本国有鉄道再建監理委員会、これとの関係はどういうふうになつていくでしょうか。

○藤田(國)大臣 国鉄再建監理委員会が法律で通りますとできるわけですが、これは経営形態を含めて国鉄再建に関する基本的構想を策定していくという委員会でございます。私の方の一般法と特別法との関係でございます。国鉄再建の方は国鉄再建ということについての事項を専管する、私の方というかたまたま御審議いただきたい。審議会はそれを除いたほかの行政改革について審議をしていただく、こういうふうになると思っております。したがって、一般法と特別法との関係だ、こういうふうに御理解いただきたいと思っております。

○渡部(行)委員 一般法と特別法ということは、幹と枝の関係というふうに承っているのでしょうか。

○藤田(國)大臣 幹と枝といいますが、国鉄問題そのものについては監理委員会が専門にやる、私の方は、この審議会の方はそれ以外の事項、それ以外の行政改革について取り組んでいく、こういうふうに御理解いただいて結構だと思います。

○渡部(行)委員 時間がだんだん迫つてまいりました。これはそういうことでいろいろ議論はあるところですが、この辺でやめまして、国鉄再建についての赤字の解消の手だてとその見通しは、おおよそにおいてついたのでしょうか。

○吉田(明)委員 国鉄の経営は未曾有の危機的状況にありまして、その改革は国政上早急な解決を要する重要課題の一つであると思っております。このために、政府といたしましては、去る九月二十

四日の閣議決定によりまして、国鉄の改革について、臨調答申に沿つてまず国鉄再建監理委員会を設置し、抜本的な検討を行つて、五年以内に事業再建の全体構想を設定してその実現を図るということにしております。それからまた、そのような全体構想が設定されるまでの間におきましても、できるだけ赤字の増大を抑制していくという臨調答申の趣旨に沿ひまして、当面緊急に講ずべき対策として昨年九月二十四日にすでにその実施方針を閣議決定し、逐次これを実施に移しているところでございます。

このような状況を踏まえまして、今回日本国有鉄道経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案を提出し御審議いただいているところでございしますが、全体構想ができ、適切な結論がまとめられた時点には、それに沿つて適切に赤字解消のために各種の施策を強力に推進してまいりたいと考えております。

○渡部(行)委員 そこで、いま一つは分割民営化ということが非常に大きな問題になっておられるわけです。この分割にはいろいろな案があるようですが、大体いまの見通しとしては、どういう分割の方法、また民営化の方法を考えておられるのでしょうか。そのおおよその見当についてお聞かせ願いたいと思つております。

○吉田(明)委員 臨調答申は、国鉄の経営形態のあり方につきまして分割民営化ということをご提言しております。その内容は、全国を七ブロック程度に分割して民営化を目指していくということでございますが、その具体的な内容につきましては、今後法案が成立しました際には設置されます国鉄再建監理委員会においていろいろな事情を考慮しながら具体的に検討がなされていくものと思われまふので、その結論を待つて適切に対処してまいりたいと考えております。

○渡部(行)委員 つまり、国鉄問題はまだこうしたいという程度にも至っていない、その方針がきちっと固まったわけではなくて、一応答申によつてこれからそれを土台に検討、審議を進める、こ

ういうふうに解釈していいでしょうか。

○吉田(明)委員 国鉄の改革のあり方につきましては、臨調答申に述べられました分割民営化ということの基本線といたしまして、今後監理委員会において適切な検討が続けられていくというふうに考えております。

○渡部(行)委員 次に移ります。

情報公開についてですが、地方はほとんど情報公開の条例等をつくつて先取りをしておるようでございます。また、臨調答申の中にも情報公開の重要性がうたわれておるわけですが、このような、ある県では条例をつくる、ある県は手をつけない、このアンバランスというかそういうものに対して、国の情報公開法というものについてはどういうふうに考えておられますか。

○門田(英)政府委員 ただいま仰せのように、臨調の最終答申ではこの情報公開制度につきましては、行政に対する国民の信頼確保あるいは公正で民主的な行政運営の実現、こういうことを図るために幅広く改革の検討を進めるべきである、こうしております。また一方、わが国においては全く新しい分野の事柄でありますので、非常に膨大な、広範多岐な関連諸制度との調整の問題あるいは費用対効果の問題、こういったこともあわせて検討すべきであると思つて、国民の合意の推移なども留意しながら、今後わが国における情報公開制度というもののあり方について諸外国の様子なども参考にしつつ専門的な調査研究を行う場をひとつ設けてはどうか、こういう趣旨の御答申があるわけでございます。

ただいま先生が仰せになりましたように、わが国におきまして、地方公共団体幾つかのところすでに先行実施を試みていらつしやるわけでございます。行政官庁等といたしまして、この臨調答申を尊重しながら、かたがた地方公共団体の動向などにも注目しつつ、精いっぱい検討を続けてまいりたい、かように心得ております。

○渡部(行)委員 その専門的に検討する機関は、いつごろおつくりの予定ですか。

○齋藤國務大臣 臨調の答申は、行政制度の改革、行政運営の改善その他行政の各般にわたる広範な内容でございます。そこで、各般にわたる非常に広範なそういう問題、テーマを實行していくということが政府の責任でございますから、その広範な項目の重要事項について審議会で御意見を伺お聞かせいただく、こういうふうにしたいと考えておるわけでございまして、この審議会の審議す

る範囲は、答申に盛り込まれた案、その具体化といえますが、フォローアップと申しますか、そういうものについて御意見を聞かせたい、こういうことになるわけでございます。答申に基づいて行なう具体的な施策全般について御意見をいただく、こういうふうにご考慮していただく次第でございます。

○鈴切委員 そうしますと、行政管理局長官がいます。おっしゃった中に、答申は実はもう微に入り細にわたり広範にわたるものが網羅されていると言っても過言でないかと実は思うわけであり、少くとも触れておられる問題については、これを何でも審議会はできる、こう判断してよろしゅうございましょうか。

○齋藤国務大臣 いまも申し上げましたように広範な答申をいたしておりますから、その範囲内の問題について御審議をいただく。しかし、具体的にその答申の中でどの問題を取り上げるかというところは、審議会でできたときに審議会の委員の方々が相談をさせていただいて、これは必ずやらなければいかぬというふうにお決めいただくということにならうかと考えておりますが、範囲は全体であるというふうにご理解をいただきたいと思います。

○鈴切委員 そうしますと、たとえば総理大臣がどうしてもこの問題をという諮問がなされた場合においても、これは当然審議会としてはその諮問に応じて答申を出す、こういうふうにご判断をよろしくごさいましょうか。

○齋藤国務大臣 答申の全範囲について調査審議をなさると同時に、その範囲の中で総理大臣が、これは積極的に御意見を聞かせていただきたい、こういう諮問をすることはあり得るというふうにご考慮してよろしくごさい。

○鈴切委員 そうなりますと、答申の中にはほとんどの内容が網羅されているし、言うならばそれに触れられているわけでございます。となりますと、総理から諮問があったときには、これは答申

を受けるという形になる。

そこで、政府が現にいま行っている問題についてこの意見具申とか、あるいはすでに決まっていたが十分ではないかという問題についての意見具申とか、あるいは立案過程においての審議会の意見を反映していくという問題とか、あるいは手つかずのものに対する意見具申とかという問題までこの審議会はすべて網羅して、それなりに答申を受けることができる、こういうことでよろしいか。

○齋藤国務大臣 例を引いて申し上げれば、いままで累次の答申をいただいております。第一次答申と第二次答申はすでに大半実施をしたわけですが、第三次答申等についてまだ実行に着手していないものもあるわけですね。そういう問題について、これはどうしたんだ、これはやらなければだめじゃないか、こういう意見を積極的に言われる、こういう場合があると思えます。さらにまた、政府側において、こういうふうな問題をどういうふうにご考慮して処理したいと思うかというふうにお考えいただきたいと思えますが、いづれにせよ非常に広範にわたっておりますから、答申の全体を範囲として、その中で具体的にどれとどれを取り上げるかというところは、審議会ができた段階で委員の方々が御相談をされて決めるということにならうかと考えております。

○鈴切委員 そうしますと、私は先ほど、もうほとんど網羅されているだろう、そういうふうにご申し上げましたけれども、臨調答申以外の新たな事項についてはどういうふうになりましょうか。

○齋藤国務大臣 大体この答申は非常に広範に網羅されておりますから、まあこれ以外のものはないと思えますけれども、しかし現実的にそれとの関連においてこれは審議すべきじゃないかということがありますれば、私は、行政改革という大きな旗印のもとに仕事をするわけですから、それは御意見をお出しただいても一向差し支えないのじゃないか、こう考えております。しかし、これは大体全部網羅している問題じゃないかと思いま

す。そういうふうにお考えいただきたいと思えます。

○鈴切委員 そうしますと、第二臨調の答申が行われたわけですが、言うならばまた新たな問題にまで及ぶということになると、さらに新しい性格を持った臨調という形になってしまおうという考え方を待つ人も実はいるわけですが、その点についてはどういうふうにお考えでしょう。

○齋藤国務大臣 そういう新しい臨調という考え方は持つべきではない。この答申がありましたその範囲内において、政府が実行するに当たってその成案について意見を聞く、これを本質にすべきものである、かように考えておる次第でございます。

○鈴切委員 次に事務局体制についてでございます。どのようにお考えになつておられるか、実は聞きたいわけでありまして。

御存じのとおり、臨調の設置法においては「事務局は、行政管理局事務次官をもつて充てる。」となつておりました。今回の臨行審についても事務局体制というのは非常に重要である。これだけの臨調答申を出したわけですから、その受け皿が小さい受け皿になつてしまつたならば、これは思ふような調査とかそういうことがなかなかできないだろう。このところ、この答申を受けてからどうも各省庁で、事務局体制がどういう形になるのだから、もし事務局体制が大変に粗末なものであるとするならば、それは中曾根さんあるいはここにいらっしゃる齋藤行管局長が臨調の答申を受けて次の実行に移すことも全くできないというように言っているわけですが、この事務局体制自体が大変に不明であると思ふのです。そういうことから考えて、事務局体制をどうお考えでしょう。

○齋藤国務大臣 臨調当時の事務局といえますのは、臨調がいろいろな案をつくるために各省の役人の方々を協力をお願いした、あるいは民間の方々の専門委員をお願いするといったふうに、恐らく二百人以上の方々がおられたわけですが、それは

案をつくるためにそういう方が必要であつたわけでございますが、答申が出ますと、御承知のように、今度は政府が実行の責任を負うわけですから、関係各省がそれぞれ分担があるわけですが、それから、関係各省がそれを実行するために全力を尽くして努力していただく、こういうことになるわけですが、役所の総力を結集して実行に入る、こういうわけでございます。臨行審の方の事務局というものはそんなに大きくなくてもいいのではないかと、こういうふうにご考慮していただくわけでございます。

しかも、その事務局は大体行管の職員が中心になつて出向してお手伝いをする、こういうことにならうかと思ひます。臨調時代は御承知のように案を正式につくるわけですから、何百人もの人もおつたと思うのです。ところが、答申が出れば今度は実行責任は各省に分散されるわけですから、各省が本気になつてやる。その上に立つての取りまとめの事務局でございますから、今回は小規模で足りるのではないだろうか、こう考えておられるわけでございます。その中心は行管の職員が中心になつてお手伝いをする、こういうことにはいたしたいと考えておる次第でございます。

○鈴切委員 そんな答弁がいか出ないだろうと実は私は思つておりました。実際この問題は非常に重要な、これから行政改革を本気でやるのかやらないかというところを国民が見ている問題です。それには、事務局体制が本格的な体制になつていなければならない、調査をするに当たつてあるいは政府に答申を出したに当たつて、なかなかできるものじゃないです。

それではお聞きしますけれども、事務局局長は行政管理局の事務次官ぐらいをお充てになるのですか。その点はどうでしょう。

○齋藤国務大臣 この法案が成立しました後に事務局局長の人選に入りたいと考えておりますが、事務局局長の人選につきましては、行政に多年の経験を持った優秀な人を充てたい、こういうふうにご考慮して、いま行管の次官をすぐ充てる

というようなことをまだ申し上げる段階ではない
と思いますが、事務局長としてふさわしい、多年
行政経験の豊かな人を局長に充てる、こういうふ
うに考えておる次第でございます。

○鈴切委員 事務局長のポスト、これは行管庁長
官がこれに対する熱意があるかどうかの判断を示
す非常に大きなものですね。いま、大変に事
務の堪能な方だ、必ずしも行政管理局の事務次官
という形になるかどうかはこれからの問題だとい
うことでございますけれども、そういうふうなお
考え方であるとするならば、臨調答申を受けての
推進を図っていくことはなかなかむずかしい。だ
から私はあえて申し上げたいわけですが、

臨調の答申、そのときには確かに専門委員とか、
何百名というたくさんの方々がこれに参加され
たわけですが、少なくともウエートとして
は、答申を受けたその後の実行という問題の方が
大きいはずですね。そうすると、堪能と言っ
ても、行政管理局の皆さん方はみんな御堪能な方ば
かりですから、その中でまず事務局長が事務次官
よりも格落ちをしたような状態になりますと、こ
れは一言に今度、今回の答申に対してやる気はな
い、そういうふうな非難をされるおそれがある
と思うのですけれども、その点について、行政管
理局長は私の言っていることはおわかりかどう
か、おわかりだとするならばどういうふうによ
うに検討するか、そういう点についてお伺いし
ます。

○齋藤國務大臣 事務局長の人選は、ただいま申
し上げましたように法案成立後に決めるわけでござ
います。国会の御審議の過程においての皆様
方、御理解のある先生方の御意見は、十分私は専
重していかねばならぬ、こういうふうにご
おる次第でございます。

しかし、考えてみますと私も、行管長官という
のは本当を言うと行革推進役なんです。ですから、
私自身が事務局長のようなつもりで総理大臣
を補佐してやるということをはっきり申し上げて
おきたいと思っております。

それは別として、事務局長の人選については、
御理解のある先生方の国会を通じての御議論を十
分踏まえて善処していく考えであるというふう
に御理解いただきたいと思っております。

○鈴切委員 臨調においては、御存じのとおり委
員の下に専門委員というのがあります。実質の方
向づけを行ってきたという、それはよくいろいろ
臨調の審議をしていく中にそれを実感として私
どもも感じておりました。

そこで、審議会においても、やはり幅広く行政
改革の審議調査を推し進めようとするならば、ど
うしたって専門委員の導入は必要だろう。何も何
百名をというのではございせん、しかし専門委
員の導入は必要だろう。委員は委員としても、専
門委員の導入は必要だろうと思っております。そ
も、その点についてはどうお考えでしょうか。

○齋藤國務大臣 臨行審が発足した段階におい
て、委員の方々がいろいろ活動なさる上に必要が
あるということでありまして、これはもう当然
置く必要があると思っております。いまのところ、そ
れを置くか置かないか、まだ決めてないような状
況でございます。審議会発足の際の審議会の委員
の方々の御意向も十分承りまして考えていき
たい、こういうふうにご考えております。

○鈴切委員 そうしますと、専門委員については
いまのところはまだわからない。わからないけれ
ども、しかしそれは、委員を決めたといった段階
の中にあつて必要であれば専門委員も当然スタッ
フとして決めていくんだ、こういうふうにご受け取
つてよろしくございませうか。

○齋藤國務大臣 さように御理解いただいて結構
でございます。

○鈴切委員 いわゆる委員は七名ということにな
つておりますけれども、この七名の人選について
は、国民の中において行政改革についての堪能な
有識者ということでありますけれども、どうい
う段階の方々を起用しようとお考えでしょうか。

○齋藤國務大臣 これも法案が成立しませんが、何
とも申し上げることができませんが、この審議会

は答申を実行するためのフォローアップ的な機関
でございます。行政改革に熱意を持ち理解を
持つておる、そういう方々が当然委員になられ
る。それから、国民各層から幅広く任命をしてい
くというふうなやり方にしたい、こう考えて
おる次第でございます。

○鈴切委員 この法案を通さなければ何とも言
えませんが、そんな行管庁長官弱気じやないけ
ないですよ。この法案は、通したらこういうふう
なという——私はだれだれをということはそれは
ちよつと無理からぬことであらうけれども、やは
り七名という方は、かつて中曾根行管庁長
官はその点について、人名についてはなかなかお
答えすることはできないけれども、少なくともこ
ういう段階のこういう階層の人を網羅はしたい、
それによって公平を保ちたいということだけはお
っしゃったのですから、あなたもそれぐらい言っ
たつていいですよ。

○齋藤國務大臣 そう具体的に詰められますと非
常に苦しいわけですが、行革に熱意のある
学者さん、これも必要でございます。それ
から、経営といふことを考えるためには経済人も
必要でございます。あるいはまた労働界とい
うことも必要でございます。そのほか行政
に明るい人ということも必要でございます。
ですから、そういう方々をバランスをとりながら
国民各階層から選ばれるというふうなやり方で
いくのが適当ではないでしょうか、さように考
えております。

○鈴切委員 行管庁長官は大変に慎重な御発言で
したけれども、まあおっしゃることはよく出てき
たわけでございますので、それ以上なかなか言
いづらい点もありませんから……。

そこで、この法律案の第二条の中に、「答申を
受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に
関する施策に係る重要事項について調査審議」と
なっておりますが、この文面は、政府が行革に関
する方針を決定する前にあらかじめこの審議会に
付議するということを意味しているのでしょうか。

か。その点はどうなんですか。

○齋藤國務大臣 政府が行革についてのいろんな
具体的な方針を決める前に御意見を聞くというこ
とが含まれておるわけでございます。

○鈴切委員 当然国民の中には、やはり政府が責
任を持つてやるにしても、政府が考えていること
はかななり答申とかけ離れたことを閣議決定してし
まうようなことがあつては実にはならぬわけであ
りまして、そういう意味において、少なくとも政府
がこういうことをしたいということであるならば、
その問題についても答申を受けた臨行審にか
けるということこれは常識的だと思つたのです
が、そういうことでよろしくございませうか。

○齋藤國務大臣 臨調の答申にかけ離れたような
ことを考えるつもりはございません。その範
囲内において皆さんの御意見を承るというふう
にしたい、かように考えております。

○鈴切委員 確かに臨調答申の、かけ離れたとは
私は申し上げませんが、意外と骨抜き骨抜
きが非常に各所で行われてきた問題であり、国民
はそんなことについてやはり信用してない点が実
にはあるわけですから、そういうことにおいては、
やはり政府が責任を持つてやる問題について臨
行審等に諮つてみて、そして臨行審の方としても、
これで答申の実行には最大限の尊重をしたもので
あるということにならないとちよつと問題を残す
なと思つたので、その点についてあれしまし
た。

ここに「重要事項」というふうにありますが、
重要事項の意味があんまりはつきりしないので
けれどもね。

実は、重要事項というもののについては、防衛に
ついても重要事項という問題についての見解が、
当時、「内閣総理大臣が必要と認める国防に關す
る重要事項」と、重要事項がわからないじゃない
か、非常に幅広くとれる部分もあるし、また場合
によっては都合によつての判断を示されるときが
あるからどういふことなんだといつて、実はこの
問題について詰められて、重要事項というのが明

確になった、そういういきさつがあるわけですね。

そこで、臨行審においても、重要事項というところは、実は「行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し」というその重要事項というのはいくつかを意味しているのでしょうか。

○門田(英)政府委員 こういった調査審議機関につきまして、重要事項、何とにか係る重要事項についてというのはいわば一種の例文でございまして、たとえば今回御審議をお願いしておりますこの臨時行政改革推進審議会が置かれるべき総理府に置かれてはいる各種の審議会、これにつきましても、その大半が重要事項についてあるいは基本的事項について、こういった表現をとっているわけでございます。

いずれにせよ、今回の審議会は、期間三年というきわめて限られた期間において、きわめて広範多岐にわたる臨調答申全般についての調査審議をお願いするというところでございます。もちろん審議会発足後、御相談によってその運営方針が定まるということになるかと存じますが、かつ、何をもちって重要事項と判断するかということも、これまで審議会の御合議の結果によって決まってくるということになるかと思いますが、何分限られた時間でございまして、それぞれ適切な御選択が行われるものではないだろうか、かように心得ております。

○鈴切委員 また、「内閣総理大臣の諮問に応じて」とありますけれども、総理の諮問とは何についての諮問なのか。すなわち、行政改革全般に及ぶものか、また単なる臨調答申のフォローアップに限られたものなのか、その点についての、諮問という問題についてはどうお考えでしょうか。

○門田(英)政府委員 先ほど大臣から御答申申し上げましたように、この臨行審、今回お願いしております審議会の守備範囲と申しますか任務は、先ほど申し上げましたように臨調答申、これの実現の推進ということにあるわけでございます。総

理が諮問するという事項があるわけでございますが、この審議会が独自に調査審議なさる。当然それに対しては政府サイドからいろいろと御報告申し上げるということでございますけれども、その間において必要があれば、政府サイドにおいて特にこれが重点ではなかろうかあるいはこれが優先的に進められていくべきではなかろうかというふうな特段の問題意識が生じた場合には、臨調答申各般にわたる事項のうちそういった関心が起こった際に特に御諮問を申し上げるというふうな運営があるいはあるか、こう心得ております。

○鈴切委員 このところの第三条「内閣総理大臣は、前条の意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない」ということなんですが、実は鈴木行革の中に中曽根行政官長官は、臨調の答申が出たならば最大限尊重するということを明確に言っているわけですね。ここに実際に出てくるのは「尊重しなければならない」という程度に終わっているわけですが、行官長官は、いまの総理大臣である中曽根さんが最大限尊重するということに言われたそのお考えとこの条文の中の関連は、どうお考えでしょうか。

○齋藤国務大臣 答申が出たときに政府の決定として、この答申の趣旨は最大限に尊重してこれを逐次実行に移すというのを決定いたしましたわけでございます。そこで、いよいよ実行するに当たって、この審議会の御審議なり御意見をお聞かせいただく、こういうことになるわけでございます。そういうふうな審議会の意見なりが出ましたときには、内閣としてはこれを尊重しなくちゃならぬというふうにしたわけでございますが、これはどの審議会でも、審議会をつくるときは、その答申が出たら尊重するというのが法律的にはあたりまえなんです。なくてもいいといえなくともいいようなものでございます。しかしながら、今回の行政改革というものは政府が全力を尽くして実行するんだという重みと申しますか責任、そういうものを明らかにしておくことがより大事ではないかというふうな考え方から、「尊重しなけれ

ばならない」というふうにしたわけでございます。内閣総理大臣の行革実施の力強い決意、それを表明したものだ、こういうふうに御理解いただければ幸甚だと思います。

○鈴切委員 社会保障制度審議会設置法の二条二項には、社会保障に関する企画、立案、大綱等をつくる場合、審議会に諮問させるように実はなっております。

政府は今後、新行革大綱とかあるいは臨調答申の実施状況のチェックをするための方針等を具体化することになると思うけれども、社会保障制度審議会と同様、具体化する前にこの審議会に諮問をされるということでしょうか。

○齋藤国務大臣 政府がいろんな具体的な方策を決める前に審議会にお諮りをする、こういうことになると思います。

○鈴切委員 臨調設置法の二条三項には「意見又は答申を、内閣総理大臣から国会に報告するよう、内閣総理大臣に申し出ることができる」となっております。この法律案ではこの点が実は大変に不明確になっているわけですが、政府はこの点をもっとはっきりすべきじゃないかと私は思います。その点はどうかでしょうか。

○門田(英)政府委員 仰せのように、臨調については国会に御報告することができるという規定があったわけでございます。今回お願いしております法案につきましては、その規定はございせん。

臨調はその任務が、今後における政府としての大幅な行政改革、この決意の前に、全体としてすべての条項にわたる吟味し見直しを行って、今後の行革の基本的な方向を提示するというところであったわけでございます。その結果については当然に国会に御報告するというところで、事実行為としても、各果次にわたる御答申につきまして御報告申し上げてまいったわけでございます。

今回のお願いしております審議会につきましては、この臨調答申のフォローアップということで

ございます。すでにその臨調答申の国会への御報告というのは終わっているわけでございます。その間において、国会におけるその臨調答申についての問題点の御把握というのはすでに終わっているわけでございます。

今後、私も政府の側で責任を持ってこの臨調答申の実現の推進ということに当たってまいります。その経過、状況、こういう事務柄につきましては、従来から当委員会その他におきまして御質疑あるいはその他の御要請がございましたら当然に御説明あるいは御報告というのをさせていただきます。今後は、そういった観点からのこの臨時行政改革推進審議会の活動状況を含みます行革の推進状況についての御報告というのはいささかでない、かように心得ております。

○鈴切委員 それは行官長官もお約束していただけたでしょうか、その点は。

○齋藤国務大臣 さようにいたしたいと考えております。

○鈴切委員 臨調最終答申で、機関委任事務の見直し等別途四つの審議機関の設置は述べられておりますけれども、それらの審議会において検討された結果については臨行審でチェックするようになるのか、またそれが実際には可能なのか、その点についてはどうお考えでしょうか。機関委任事務等見直しについての審議機関の設置については、たとえば林政審議会への特別部会の設置とかあるいは情報開示制度検討のための専門的調査研究組織の設置とかあるいは行政手続法制定のための専門的調査審議機関の設置、こういうものの四つがあると私は思うわけですが、それはどういふふうになりますでしょうか。

○門田(英)政府委員 先生御指摘のように、臨調答申そのもので今後審議検討すべき場の提示があるわけでございます。これらの問題につきましては、目下五月中を目途に、鋭意新しいいわゆる行政改革大綱、これにおきまして政府としての取り扱い方針を決定することとおるわけでございます。

ます。したがって、現在新しくでき上がりま
す推進審議会とこれらの問題との関係について、
具体的なことを申し上げる段階には至らないわけ
でございます。その点はひとつ御了解をお願いし
たいわけでございますけれども、一般論として申
し上げますならば、この御審議をお願いしてあり
ます推進審議会、これはまゝ行政改革をその実質
的な審議範囲といたしておりますその限りにおき
まして、ほかの合議制機関あるいは研究を行う専
門機関、こういったものと、その具体的な審議の
対象が一部重なり合うということは全くあり得な
いことではございません。その点は御指摘のと
おりでございます。

しかしながら、その場合におきましても、この
審議会は行革に関する一般的、総合的な政府施策
の推進、この見地から調査審議を行うということ
でございますし、他の勉強を行うような機関はも
っぱら当該分野を専門的に担当するということ
で、固有の問題意識と観点のもとに審議あるいは
研究が行われるということと比較いたしますと、
若干違ふのではなからうか。その間において、御
指摘のような、新しくつくられます審議会がそれ
らの研究の場合あるいは審議の場合とところで行
われなかった結論、それをチェックするということ
は、余り起こらないのじゃなからうか。むしろそ
ういふところにおける審議を極力進めろというふ
うにしろをたたく、こういった役目があるいはあ
るのかもしれない、こう心得ております。

○鈴切委員 やはり一つの方針を出すためには整
合性がなくてはなりませんから、片一方の審議会
ではこういうふうに言った、ところが思っていた
方向からは大分かけ離れておったというような状
況に結果的になつてはいけませんので、私はあえて
その点を申し上げたわけでございます。

そこで、審議会の設置は三年というふうにされ
ておりますけれども、どうしてそういうふうな三
年とされたのか。行革実施期限との関係におい
て、それは適当であるのかどうか。少なくとも行
革実施という問題については、非常に早急にやら

なければならぬ問題、また中長期的にとらえな
ければならぬという問題の中にあつて、三年と
いうふうな期限を切られた点についてはどのよう
にお考えでしょうか。

○齋藤国務大臣 行政改革の答申をいただいた以
上、できるだけ早く実行に着手するということは
政府の当然の責任だと私は考えております。した
がつて、すぐでもやらなければならぬ問題ある
いはまた中長期的にやらなければならぬ問題、
いろいろあると思いますが、三年の間にひとつめ
だけのはつきりつける、これは大事だと私は思
うのです。だからだんだんやりましても、そん
なことではもう熱意が喪失するのじゃないかとい
うことにもなりますので、やはり熱いうちに鉄は
打たなければならぬ、こういうことでございま
す。短い長いは別といたしまして、三年の
間に必ずめどはつけるという決意で、三年、こ
ういふふうに決めたわけでございます。

○鈴切委員 国民の中に、果たしてこれが推進さ
れるかという点について非常に疑念を持つ向き
も実はあります。それはなぜかといふと、第
一次臨調を受けてできた行政監視委員会の二の舞
になるのではないだろうか、そういう心配がある
わけなんです。これにつきまして、行政監視委員
会と今回できまします臨時行政改革推進審議
会の違いについて、やはり明確にしておかなけれ
ばならないだろう。そうしませんが、国民の中
には非常に心配する向きがあるわけですが、どこ
がどう違ふのか。設立の目的とか、あるいは設置
形式とか、権限及び所掌事務についてはどうなの
か。この際、明確に御説明をお願いしたいと思
います。

○齋藤国務大臣 基本的に違ひますのは、あの監
理委員会は行管庁に置いた審議会でございますし
た。しかし今回は、総理大臣が陣頭に立つて実行
の責任を負ひましよう、こういうことで総理大臣
のところに置く、これがもう基本的な違い方でご
ざいます。すなわち、総理大臣が責任を持って実
行に移すという決意の上でそういうやり方にした

わけでございます。

そのほか、詳細にわたつて違ふ点がございま
す、それは事務当局から答弁させます。

○門田(英)政府委員 目的、性格について申
し上げますと、かつての行政監視委員会は、行
管で行つております行政監察あるいは機構定員管
理、こういったものを主たる審議の対象とする調
査審議機関であつたわけでございますが、今般お
願ひしております臨時行政改革推進審議会は、臨
調答申を受けた行政改革に関する全般的な政府施
策についてのフォローのための調査審議機関であ
るという点、非常に幅が広いという点が一点違
うわけでございます。

設置形式の差異につきましては、ただいま大臣
からお答え申し上げたとおりでございます。

なお、権限及び所掌事務についてどう違ふかと
いう点でございますが、かつての行政監視委員会
は、行管庁の管理局及び監察局の所掌事務につ
きまして、そのうち重要な事項について審議し、行
管長官に意見を述べ、そして長官の諮問に答申
し、必要があると認めるときは行管長官を通じて
各行政機関の長に資料の提出及び説明を求めるこ
とができる、こういった所掌事務及び権限を持
つていたわけでございます。今回お願いしてござ
います審議会につきましては、臨調答申を受けて講
ぜられる行政改革に関する政府施策全般につ
きまして、その重要事項について調査審議し、内閣総
理大臣に意見を述べ、かつ内閣総理大臣の諮問に
応じて答申するというところでございまして、ま
た、関係行政機関等に対し報告等を求める、ある
いは実地に調査を行うことができるというふうな
幅広い権限を持っているという違いがございま
す。

○鈴切委員 第一次臨調の答申が終わつてから
いよいよ行政監視委員会が設けられたわけであり
すけれども、第一次臨調で取り上げられた改革を
必要とする種別項目の中で、実際に実施したも
の、全然手つかずであつたもの、これは私は、第
一次臨調がいかに政府としてやる気がなかったか

ということを明確にする上において、反省をする
上において、今回の第二臨調出発に当たつてぜひ
その総括をやつていただきたいと思ふのですが、
どうでしょうか。

○門田(英)政府委員 第一次臨調の改革意見と申
しますのは、たとえば内閣機能強化であります
が中央省庁に係る問題、機構の問題、共管統合行
政の問題、四方に非常に広範多岐にわたつてい
たわけでありました。したがって、その一々につ
いてここで御説明申し上げるのは大変に時間を要
することになって恐縮なんですけれども、項目分
けのぐあいによつてそれぞれどうい
う点数をつけていいの、これは議論の分かれると
ころでございますが、私も多分含めましては、
あの各項目、一部実施されたものを含めまして、
これまでに第一次臨調の改革意見の七、八割は実
施されてきているのではなからうかというふう
に考えているわけです。

主な実施事項について申し上げますと、内閣運
営の改善、たとえば官房長官官務大臣制でありま
すとか、関係閣僚会議の活用、こういったことは
実施してきているわけでございますし、また、
た、中央省庁の問題としましては、総合開発庁と
いふものを設けるべきだといふような御提言がご
ざいました。これに對しまして国土庁といふもの
を設置してきているわけでございます。中央省庁
の部局の整理統合、新設抑制ということにつ
きましては、第一次臨調の終わった後、スクラップ・
アンド・ビルドの方針というものを徹底して審査
をしてまいつた経緯がございまして、一方、一省
庁一局削減がございまして、あるいは課室官の
整理というものも実行してまいつたわけござい
ます。

そのほか、審議会の整理統合でございまして、
特殊法人の整理統合、あるいは許認可等の整理
合理化という問題につきましても、果次にわたる
許認可一括整理法の御提案を申し上げ、幸いにし
て成立を見ているところでございます。
一つ落としておりますが、第一次臨調答申で

非常に大きい問題でございました。定員管理体制の確立、これにつきましても総定員法の制定をしていただきまして、その後、定員削減計画とあわせて非常にシビアな定員管理を実施してきたわけでございます。

実施したもののばかり申し上げたわけでございますが、それでは実現していない事項は何かということでございます。

たとえば内閣府、内閣補佐官の設置構想、あるいは今回の臨調でも御答申をちょうだいしております。地方事務官制度の廃止問題、あるいは非常に基本的な課題になるわけでございます。大変にむずかしい問題なのでございますが、行政手続法の制定問題、こういった問題については実はまだ手がついていないという状況であったということでございます。

○鈴切委員 私は私なりに一応当たってみたのですが、いまおっしゃったとおり、完全に実施をしたのは十一ぐらいだろう、それから一部の実施が二十ぐらいで、実施をしなかったのが九つぐらい。こういうことから考えますと、実に、高度経済成長であったとはいながらも、肥大化した組織を温存しながら、そして今日まで低成長時代になって、いよいよどうにもならなくなって第二臨調に本腰というふうな、実はそういう形であってはならないはずなんです。たとえ高度経済成長であらうが低成長時代であらうが、たゆまず行政改革というものはやっつけなければならぬ問題なんですけれども、その点について政府としては、行管庁長官は反省があまりでしようから、その点はどうかというふうにお考えでしようか。

○齋藤国務大臣 いま事務局から御報告申し上げたわけでございますが、実行したのもあり実行に移らなかったものもあり、しかし、当時としても政府はできるだけの努力はしておったと私は理解しております。しかしながら、その結果を見て、やはり反省しなくちゃならぬものはあると私は思います。

したがって、今度の審議会の設置につきまして

も、行管庁に置かないで、総理府に、総理大臣直轄に置くというふうな考え方に変わってきたわけでございます。今度の土光臨調の答申というものは、本当にいまにしてやらなければ大変なことになるといって、私もそういう感じを持って、責任を持って実行に当たっていきたい、こんなふうにお考えしております。

○鈴切委員 今日ほど国民の中に行政改革の機運が盛り上がり、そしてその必要性が叫ばれているときは実はないわけです。もし政府がこの問題をあいまにして済ましてしまおうということになりますれば、これから恐らく日本の国としてはもう数十年こういうふうなチャンスはなかなか見出すことはできないと思います。なお、行政改革が進まない間にどんどん肥大化していく、一つの歯止めもできない状態において財政再建もついに不可能になってしまおうというなどとも考えられますけれども、鉄は熱いときに打てというたえがあるとおろ、行管庁長官は本腰になってこの問題に取り組む、いまそういう御決意だと思ふのですが、その点はどうかでしようか。

○齋藤国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、行政改革はいまにしてやらなければ本当に大変なことになる。私はこういう考えを持っておりまして、何となくでもこの機会に行政改革ははつきりと実行に移していくというふうにしていきたいと私は考えております。行管庁長官としてその推進役に全力を注ぐ決意でございます。

○鈴切委員 そういう意味からいいますと、行管庁長官はじっくりと腰を落ちつけて取り組まなければいけないと思うのです。ですから、内閣がかかるたびごとにポストがどんどんかわってしまふということになりますと、そのたびごとに行政改革に対する熱意というものがそがれてしまふおそれが多分にあると私は思うのですけれども、それはそれとしておいて、今回出されました答申の評価についてちょっと伺いたしますけれども、第二臨調の第五次にわたる答申に対し、政府としてはどのようにこの問題を評価され、そ

してまた、これをどう受けとめられているか、その点からまずお聞きします。

○齋藤国務大臣 土光臨調の答申は、第一次から第五次に至るまで、行政制度、行政組織、行政の運営、財政、行政全般にわたって真剣な取り組みをしていただいております。その答申の内容というものは、私も考えてみましたが、妥当というものを申し上げては失礼かもしれませんが、けれども、本当に、高度成長から低成長に変わるとき、社会もすっかり変わらなければならない。なるほどこれははっきりしなすべに達せなければならぬという非常に示唆に富んだ内容が含まれておるといって、口幅ったい言い方でございしますが、私は高く評価しておる次第でございます。

○鈴切委員 これを推進していくには、やはり幾多の問題があると思ふ。その中には、官僚の反対とか圧力団体の抵抗とか、聞くところによりますと、自民党内においてもそれぞれこれを実施に移すに当たっての考え方等がかなりあるわけでありまして、そういうふうな、臨調で答申を出したのを足引っ張ろうというふうな動きが常に行政改革の中にはあるわけでございます。これに対しては、行政管理局長官としてはどういう御決意でお臨みにならうか。

○齋藤国務大臣 行政改革は中曽根内閣の最大の課題である、かように理解をいたしております。中曽根内閣発足に当たりまして、総理から閣僚一人一人に対して、政府の行政改革に協力していただきたいということを誓約させて、今日に至っておりますわけでございます。さらにまた、第五次答申が出ましたときにも、総理から、行政改革は何としてでもなし遂げなければならないので、全閣僚これに協力してくれということを強く申し入れをし、閣僚ともその気持ちでやりました。こういうことになっております。さらにまた先般は、官房長官みずから事務次官会議に参りまして、行政改革は何としてでもやらなければならない問題だから、事務局はしっかりと協力してもらいたいということをしておるわけでございます。

また、党内にいろいろな意見がある。自民党もなかなか幅広い政党内でございますから、それはいろいろな意見もありましよう。それから役所の側にもいろいろな意見はあるでございまして、現下における行政改革の緊急性と必要性、これは役人は全部理解していると思ふ。したがって、日本の官僚というものは、私も役人上がりですが、日本の官僚は非常に優秀であり、忠実な役人でございます。日本がいま置かれてる現状というものを十分理解していると思ふ。そういう意味において必ず協力していただける、私はかように確信をいたしております。そういう方向で推進をしていかなければならない、こういうふうに考えております。

○鈴切委員 それでは、答申の具体化方策についてちょっと伺いたします。

真の行政改革は、不要不急の行政組織や事務事業に徹底したメスを入れ、仕事減らし、器減らし、人減らしをやっつけなければならぬと私は考えるのですが、このような視点に立つて臨調の答申事項を早急に具体化させる必要があるかと私は思ふ。

そこで、政府は臨調の答申事項の具体的改革方策をどういうふうにお考えになつて、いましうか。その点についてはどうでしようか。

○齋藤国務大臣 第五次答申が出たわけでございますので、これを具体的に実施する中身、手順、そういうものについて新行革大綱というものをつくづく目下努力をいたしております。五月中旬までには必ず新行革大綱を閣議決定に持ち込みたい、かように考えておる次第でございます。

○鈴切委員 そうしますと、五次にわたる答申を詳細に分析をして、そして緊急に改革を要するもの、そしてまた中長期にわたって改革を推進するもの等に分けて、答申実行のプログラム、こういうものをやはり国民の前に示し、その計画実行というものを図つていかなければならない。いまおっしゃったのは、実は新行革大綱だとい

○**鈴切委員** ブロック機関、それから府県単位機関等出先機関の整理合理化は、第五次答申でも個別に名称を挙げて指摘されておりますが、今後の

具体的な手順はどういうふうになるのか。また、新行革大綱に当然これは盛り込まれて進められなければならない問題だと思ふのですけれども、その点はどうかお考えでしょうか。

○齋藤国務大臣 プロック機関の問題につきましても私は真剣に取り組んでいかなければならぬと考えておりますので、答申の真意に沿ってこれを実行すべく新行革大綱の中に盛り込みたい、かように考えております。

○鈴切委員 地方の行革についてちょっとお伺いいたしますけれども、国の行政組織改革に関連して、都道府県、地方公共団体においてもそれに対応した組織の見直しとか再編等が必要と考えられますけれども、自治省はこれをどうお考えでしょうか。

○中島説明員 お答えいたします。

国の行政行革に関連してといえますが、直接関連して地方公共団体が組織、機構その他行政改革を要する問題も当然ございます。それは、今後国の行政改革の具体化というものにあわせまして、おくれをとらないように地方公共団体は関連事項の改革に取り組んでいくように指導してまいりたいというふうに考えます。

ただ、国の行政改革に関連しなくても、地方公共団体で取り組まなければならない問題も非常にたくさんございますので、そういう問題についても、私たちはこの行政改革の作業が始まる前後から地方公共団体に強く呼びかけておりますし、地方公共団体におきましても相当現在成果が上がってきておるといふふうに見えております。

○鈴切委員 定員削減の問題についてお伺いいたします。

政府は、これまで六次にわたって定員削減を繰り返してきたところでありますけれども、定員削減の一方で新規増員を行うというのを繰り返してきた結果、実際には純減はわずかなものにとどまってしまっております。人件費の膨張による財政圧迫が起きていることがいま現状であります。この際、私は徹底した行政改革をするというなら

ば定員の削減が必要であるというふうに考えておりますが、臨調答申に基づいて定員の削減を行うとするならば、どれくらい定員削減が可能になるのでしょうか。

○門田(英)政府委員 今回の臨調の答申のうち定員に關係する部分というのは、先生御案内のように第一次答申で、今後五年間に五〇程度、一般行政については一割というところで定員削減を実行すべきであるという御答申があり、これはただいま御質問にございましたような第六次定員削減計画として結実しているわけでございます。その後、五十七年度予算、五十八年度予算にわたりました着実にこれを実行してまいっておるわけでございます。

なお、このほかに最終答申におきまして、たとえば現業、非現業を通じて国家公務員の定員合理化、これについて各種の指摘が臨調で行われているわけでございます。たとえば、具体的に幾つかの機関を指定いたしましたし何人というふうな御指摘もございまして、一般に出先機関につきまして七〇あるいは八〇というふうな縮減目標というものを御提言なさっていらつしやる部分もありません。かたがた、たとえば一部職種、行(二)職員などについて御提言があるわけでございすけれども、こういう職員採用抑制を行うべきである。これも長い目で見ますと定員に当然はね返ってくるわけでございます。別途、郵政事業あるいは林野事業というふうな点についてもさらに一層の機構、要員の合理化が必要だ。大体、今回の臨調答申で定員に絡む部門はそれくらいではないかというふうに考えているわけでございます。

何分とも、ただいま申し上げましたように、具体的に御提言になったものあるいは方向づけだけを御提言になったもの、いろいろございすので、さて、この御答申とおりの目標数を実行した場合、何人減るかという御質問でございすものが、ちょっと具体的ににお答えするのが大変に困難なものでございすから、ひとつよろしく御了解いただきたいと思います。

○鈴切委員 やはり行革というのは人減らしあるいは器減らし、そしてまた仕事減らしですから、そういうことからいいますと、人減らしに對して確固たる決意がありませんと、それは仕事減らしにも器減らしにも影響してこない。この三つがともに重なり合つて行革というものは推進されていくということをやはり考えなくちゃいけないのじゃないか。

そこで、御存じのとおり定員の削減を図るために国鉄が新規採用を停止したように、公務員においても原則的に、私は長い間とは申しませんけれども、新規採用停止の措置を講ずる必要があるのではないかと。その上に立つてどうしても必要な採用ということであるなら、それは個別採用を厳しく抑制しながらやっていくという確固たる方針がないと、国鉄は新規採用をストップした、こういう方針を明確に打ち出したことによつて、国民の中には、あつて国鉄はやる気だなどというふうな、それだけを見ては実ばわかるわけでして、片一方の方は、確かに第六次定員削減計画に基づいて削減はしているものの、新規需要に見合つて、それとはほとんど同じとは申し上げませんが、若干減っているように見えても、そういうことでやっていくということでは一向にこの問題は解決されないなと思ふのですけれども、その点、どういふふうにお考えになつてゐるか。

また、第六次定員削減計画を、この際、第二次臨調の答申を受けてさらに一度検討し直すというふうなお考え方はないのか。

○門田(英)政府委員 お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたように、第二次臨調第一次答申を受けまして第六次定員削減計画、一昨年度に閣議決定し、新しい削減計画期間に入つていっているわけでございます。二年経過したわけでございます。あと三年残つていられるわけでございす。が、後先になつて恐縮でございすけれども、私も今後とも現下の厳しい状況にかんがみましてよりシビアな定員管理を実施していかなければいけない、こう考えておりますが、こういった経過

中の削減計画でございすので、これを直ちにどう改定しようというところはたゞいま考えていないというところでございす。

最初の御質問になるわけでございす。国鉄同様新規採用抑制ということをやつてはどうか、こういう御提言でございす。なるほど臨調でも、先ほどお答え申し上げたように一部職種についてそういった御提案があるわけでございす。

ただ、これを一律的に行政各部門に適用するということにつきましては、実は総定員法以前、数年にわたつて、新規採用抑制と裏の言い方でございす。欠員凍結というふうなことを実行して、いたことは御案内のとおりでございます。この間の経験に徴しましても、実は行政各部門におきまして欠員が生じます度合いが非常にまちまちでございます。特に行政需要の高い、たとえば国民医療に代表される国立病院、療養所あるいは大学病院、こういったところの看護婦さんなどは退職率が非常に高うございす。ところが、逆に行政需要は非常に高い。事実、その後非常に大きな増員をこの間に図つてきているわけでございす。教育またしかりでございまして、学校の先生の離職率は非常に高うございす。こういったことで、ともすれば逆の傾向が起きるということが多いわけでございす。

他方、私も非常に考えなければならぬと思つておりますのは、欠員凍結なり新規採用抑制なりということを実施いたしますと、えてして勤奨退職努力が失われがちである。その結果、年齢構成にひずみが生ずる、あるいは高齢者の職員が多くなるといふふうなことで、総人件費とでも申しますか、逆に給料の高い方が非常に多くなるといふふうな人事管理上あるいは財政上の問題も生じてくるというふうな悪影響もあるところでございまして、そういう過去の経験に徴しまして、これは一律に実行していくのは一般行政部門についてはかなりむずかしいのではないだろうか、かように心得ているわけでございす。

しかしながら、先生御指摘のように厳しい定員

管理というのは当然に必要でございますので、私も今後とも精いっぱい努力してまいり、かように心得ております。

○**鈴切委員** 国鉄はもう本場に土壇場まで来たからこそ、こういうふうな大胆な、新規採用をやめるんだということまで踏み切ったわけですか。だから、いまこれだけの行政改革を必要とする中であって、非常に厳しいとらえ方をしなければいけない時代じゃないか、甘い形で推移をしていくとするならば、それはもはや何も手をつけずに行政改革が結局は増税という形にすり変わってしまう。本場に中身に切り込むような、血のにじむような改革の努力がなされないままに、結局は安易な方向からの増税という形でお茶を濁してしまう形になる。だから私は、どこでもいいと思うのです、人減らしを徹底的にやるならやるといいのです。そうすれば、結局減らしも仕事減らしもおのずとやらなければならぬ。また器減らしをやれば結局人減らしも減っていくわけですから。仕事減らしをすれば結局人も減っていくわけですから。どこか突破口を見出さないで、いまのようなたれ合いの状態が推移していくことであるならば、それは国民が本場に望んでいる行政改革にならぬ、私はそう思うのです。国鉄の場合本場に新規採用をストップするというのだから、それくらい気構えてとらえて、それでどうしても必要であるという場合には、さらにチェックをし抑制をしてからやらなければいけないだろうというように思うのですが、これは長官どうお考えなんですか。

○**齋藤國務大臣** 現在の定員管理の方式は、局長からすでに申し上げましたように、整理の人員と新規需要との関係を調整しながら定員管理をやるといふやり方をとっておるわけでございます。それがなまぬるいではないかというお尋ね、確かにそういう見方もあろうかと私は考えております。しかしながら、そういう定員管理の方式の中にあっても、いま仰せになりましたような新規採用はもう絶対にしない、私はすぐできるとは思

ておりませんが、やはりそのくらいの決意で、新規需要は余り認めないということになれば当然そうなるわけですから、そういう決意で今後ともこの定員管理方式を貫きながら努力をしていく、そういうことだけははっきりとお約束を申し上げておきたいと思っております。

○**鈴切委員** 行管庁長官は、人事院制度を尊重し、そこにあって総人件費を抑制するというふうなことが臨調の答申の中に盛り込まれたが、どういふふうにこれを理解されていきますか。

○**齋藤國務大臣** 人件費抑制ということとは、結局定員の縮減、そういうことが中心になっている、私はかように理解をいたしております。

○**鈴切委員** 定員の削減によって総人件費を抑制するということでないか、人事院勧告尊重といつても、今回五十七年度は御存じのとおり人事院勧告がなされながら実際にベアに何も反映できなかったという状態です。人事院が第三者機関として、民間給与との比較対照においてこれを正確に掌握して勧告を出したにもかかわらず、政府は現下の財政事情は非常に厳しいというところで結局見送りをしてしまったということなんですが、こういうことは望ましいのか。決して望ましいことではない。少なくとも人事院勧告尊重という以上は、人事院勧告を出された場合においては尊重できるといふ体制づくりをしていかなくちゃならぬじゃないか、私はそう思うのです。それには余りにも手ぬる過ぎるのじゃないだろうか。一生懸命働いている者に対して民間給与との較差を是正する人事院の勧告を完全実施をせよというのはあたりまえの主張であって、それを受け切れない政府の対応の仕方は私は非常に手ぬるいんじゃないかと思うのですが、その点はどうお考えでしようか。

○**齋藤國務大臣** 五十七年度の財政は非常に危機的なものがありましたために、五十七年度は人事院勧告を見送るということに決定をいたしましたわけですが、与野党の話合いによって、五十八年度二度とこういうことはないようにという

申し合わせをしておるわけでございます。臨調答申においても人事院勧告はこれを尊重すべきであるということをおっしゃっておりますので、私は今後あいつことがたびたび繰り返されないようになることを期待をいたしております。そういうふうな期待を裏づけるものは何かと言え、要するに定員削減でございますから、先ほど来お話のありましたような気持ちで体して今後定員削減について全力を尽くす覚悟でございます。

○**鈴切委員** 最終答申では、一般の地方支分部局の定員については「当面全体として五年間に七割程度削減する」とし、さらに、特に定員の合理化の必要性が大きい機関については個別に名前を挙げて削減計画を示しておりますが、この定員削減計画はいつからスタートされるのか。また、現在第六次定員削減計画が政府の手によって進められていくが、それとの関係はどういうふうになるのでしょうか。

○**門田(英)政府委員** 御指摘の臨調の第五次答申に示唆されております地方支分部局の定員削減、これはネット減をおっしゃっております。これは、先ほど申し上げました新しい行政改革大綱の中に盛り込んでいくというところで、私は一生懸命検討しては、できるだけ早く、たとえば昭和五十九年度からこれの実施に計画的に移っていきたいという気持ちで、前向きに取り組んでいるということをお申し上げさせていただきます。

なお関連して、第六次定員削減計画との関係はどうかという御質問でございますが、これは、臨調は出先機関についてはネットの減少を御答申になつていらっしゃるわけですが、定員削減計画というのは御承知のようにグロスという意味での減少でございます。必ずしも両方はマッチいたしませんので、両々相まって厳しい定員管理を行っていくというふうに御理解をお願いしたいと思っております。

○**鈴切委員** 定員管理の問題で一番問題になってくるのは、実は政府全体の効率的定員管理、いわ

ゆる省庁間の配置転換による定員の合理化、削減を図ることが非常に有効であると私は思うのですけれども、実は意外と配置転換の実施状況が芳しくない。政府の方はこれでも一生懸命やったのだ、こうおっしゃっているのではありませんか、実は民間など、そんな甘えは実際には許されないわけですね。辞令さえあればすぐにたちまち東京にいたのが北海道へ行け、それも一週間以内、十日以内、こういう形なんです。私は、民間と国とは違にしても、少し甘過ぎるのではないかと、いうように思うのですが、大体これについてはどれぐらいの配置転換の現況になっているのでしょうか。

○**門田(英)政府委員** 大変厳しい御指摘をちょうだいしたわけでございますが、省庁間の配置転換は非常に古くから言われていることでございまして、政府でも過去昭和二十九年、三十年、三十一年のころにも何度か閣議決定をいたしましたような経緯もございますが、その実が上がっていないという状況でございました。これではいけないというところで、昭和五十五年年度から新しく省庁間配置転換というのを打ち上げてまいりましたわけでございます。したがって、昭和五十五年年度からの数字を申し上げますと、五十五年八十九人、五十六年度八十三人、五十七年度や三けたに乗りまして百三人、いまだ三年間で計二百七十五人ということでございます。

なお、この省庁間配置転換は、五十八年度以降も、私どもとしては各省庁人事担当者並びに職員個々人の方々の御合意を得ながら、できるだけ積極的にこの数字が大きくなるように努力を払ってまいりたい、こう心得ております。

○**鈴切委員** 地方の時代ということであるとするならば、財源を含めてできるだけ地方に権限を移すべきである。地方の方に移すということを考えたときに、地方事務官制度の問題についても、身分をできるだけ地方公務員にすることが望ましいと私は実は考えているわけでありまして、臨調の最終答申で地方事務官の身分問題について

明記されておりますが、答申のとおり実施されたとすると、国の行政機関の職員となるのは何人くらいになるのでしょうか。

○門田(英)政府委員 ただいま地方事務官問題につきましても、新行革大綱に取り組み鋭意努力、検討を進めているところでございます。

臨調答申によりまして、身分と申しますか、地方事務官から国の行政機関の職員になるという者の数につきましては、具体的に地方と国との行政事務の割り振りというものが現在のところ必ずしも明確ではございません。こういう段階でございますので、ちょっと具体的に申し上げかねるわけでございますが、いずれにしましても臨調答申では、地方公共団体で簡潔的に処理すべき事務、これは比較的部分的に限られているということになろうかと思えます。大半の事務が国において処理するものとされているわけでございますので、相当数、大半の職員が国の行政機関の方に移ってまいらる、こういうことになると思えます。

○鈴木委員 そうしますと、地方事務官はいま現在何名いて、大半ということになればそのほとんどということになるのでしょうか、それは何名ぐらいでしょうか。

○門田(英)政府委員 地方事務官総数は、厚生省関係、労働省関係、運輸省関係、全体を合わせまして約二万一千人でございます。ただ、そのうちのどのくらいかと、私は大半と申し上げたわけでございますが、定量的にその数字をまだ申し上げられる段階にないということをお断りしたいと思います。

○鈴木委員 そうしますと、総定員法の定員として組み込まれるわけでありましても、現在の総定員法の枠をオーバーすることになりますね。政府はこの枠の問題をどうお考えになっているのか、また、総定員の人員はどれだけ、現在はいくらぐらいになっているのかということについてお伺いをいたします。

また、国立大学の職員は何名であり、いわゆる沖繩の特措法に基づくところの定員は何名なのか、この点について。

○門田(英)政府委員 地方事務官の数が二万一千人、その多くが国の行政機関の職員になるということになりますと、現在の総定員法に規定されております五十万六千六百七十一人、これをオーバーするということは御指摘のとおりでございます。

数字でございますけれども、現在の定員法定員令第一条職員、非現業職員でございますが、これが法定されているわけでございますが、最高限度五十万六千六百七十一人という法定数に對しまして、五十八年度末定員はたまたま四十九万六千二百五十五人ということでございます、この間約一万人の差があるわけでございます。

これは別に、地方事務官の数は先ほど申し上げたとおりでございますが、新設医大等の国立学校設置法で規定されております定員が五十八年度末で一万七千八百九十五人ということになっております。なお、国立学校の定員全体を申し上げますと十三万二千五百五十人ということでございます。沖繩関係の特別措置法の政令で定められている定員は、たまたま八千四百十四人ということになっております。

○鈴木委員 この際、従来からの総定員法の枠外であった沖繩関係並びに新設国立医科大学、地方事務官の定員を含めた形で総定員を抑制しながら、やはりここで枠組みをもう一度検討していく必要があるんじゃないかと思うのですが、行管庁長官、どうでしょうか。

○齋藤國務大臣 地方事務官問題が解決すれば、これは総定員法の中で組み入れていく、私はその方が適当だと思っております。

ただ、沖繩の問題は、戦後復帰しましてまだ十年、さらにまた振興法も十年延長するというような事態でありますので、沖繩における現地の将来の行政需要がどういふふうに変わるか、もう少し見定める必要があるんじゃないか。それから医科大学等の問題については、新設の医大病院等がありますので、沖繩の問題と医科大学の問題について

はもうちょっと時期を見て考える必要があるのではないかと、こういうふうにいまのところ私は考えております。

しかし、今後、どういふふうにしたらいのか、最終的にもう少し検討を続けてまいらうにいたしたいと思っております。

○鈴木委員 総定員法の問題について、沖繩関係の定員について特措法があるからそれは別枠なんだからというふうにお考えになっておられますけれども、特措法は特措法でありまして、沖繩職員の問題についても、やはり国家公務員であることには変わりありませんし、地位の差別をするということとは自体実は問題が残ってきたんじゃないか。十年間たっているわけですから、沖繩の職員だけは別扱いなんだ、こういう形はもういつまでも残さるべきじゃない。地域の問題について、確かに問題があればそれは特措法によってどんどんと格差をなくしていくということには努力をしなければならぬわけですが、やはりそういうふうなところをえ方をしながら、枠外定員とかいうようなことをするのでなくして、もうこの際私は、総定員法を——地方事務官だつてそれでよい。地方事務官だつて、結局はそれが答申のとおりいきますと国家公務員になる部分が多いという形になってくると、完全にそれはオーバーする。しかし、そのことについては、実際に一つ一つ地方事務官の問題についてはさらに枠を少しづつふやしていくという、そういうふうなやり方よりも、むしろ思い切って総定員を見直すというふうにした方が、行政改革を進めていく上においても非常に思いのますので、つきりする段階だろうというふうに思うのですが、総定員法の見直しはお考えにならぬですか。

○門田(英)政府委員 御指摘のように、総定員法のそもそもの趣旨と、全体を統一的に一元的に、かつシビアに管理していくというふうな趣旨で、総定員法の中に入ります定員の範囲が広げれば広いほど好ましいということとは、本当に御指摘のとおりでございます。

ただ、先ほど大臣がお答え申し上げました沖繩の特措法政令定員、これにつきましては、十年以上前のことでございますけれども、当時の琉球政府からの職員の引き継ぎの特段の事情があったこと、あるいはその後本主行政とのいろいろなギャップアップの必要性というものが現状でどうあるかというふうなことに付いては若干まだ流動的、経過的な事情もございまして、いましばらくこの問題については検討を続けていただきたい、かように心得ております。

○鈴木委員 私は、総定員法はこの際見直すべきだという主張をいたしておきます。

もう一つは、配置転換の問題なんです。これについては、昭和四十四年五月十五日に委員会においての附帯決議がなされた。その当時は確かに高度経済成長の時代でもあり、私は、附帯決議は妥当なものであるというふうには実は思っておるわけですが、しかし、先ほどお話がありましたように、三年間でわずか二百数十人しか配置転換ができないというふうな状態については、やはり政府の取り組み姿勢と、もう一つはここにある附帯決議が大きなネックになっているのじゃないかというふうには私は思っておりますけれども、この問題については、今度新しく臨調答申が出されたので、出されたときに、この問題を受け継いでこれからの、あるいは臨調答申という一つ一つの大きな中において、行政改革を進めていく上においては配置転換というものはできるだけ有効的にやらなければならぬという考え方に立つてこれからやりになるのか、その点についてどうお考えでしょうか。

○門田(英)政府委員 先ほど若干お答え申し上げたことにかかわるわけでございますが、省庁間配置転換、これは大変にむずかしい課題でございますが、昔から指摘されながらなかなか推進されてこなかった。それはなぜかと申しますと、一つには、何省に入った、何庁に入ったというふうな職員の方々が、やはり日本的な労働慣行と申しま

ただ、先ほど大臣がお答え申し上げました沖繩の特措法政令定員、これにつきましては、十年以上前のことでございますけれども、当時の琉球政府からの職員の引き継ぎの特段の事情があったこと、あるいはその後本主行政とのいろいろなギャップアップの必要性というものが現状でどうあるかというふうなことに付いては若干まだ流動的、経過的な事情もございまして、いましばらくこの問題については検討を続けていただきたい、かように心得ております。

○鈴木委員 私は、総定員法はこの際見直すべきだという主張をいたしておきます。

もう一つは、配置転換の問題なんです。これについては、昭和四十四年五月十五日に委員会においての附帯決議がなされた。その当時は確かに高度経済成長の時代でもあり、私は、附帯決議は妥当なものであるというふうには実は思っておるわけですが、しかし、先ほどお話がありましたように、三年間でわずか二百数十人しか配置転換ができないというふうな状態については、やはり政府の取り組み姿勢と、もう一つはここにある附帯決議が大きなネックになっているのじゃないかというふうには私は思っておりますけれども、この問題については、今度新しく臨調答申が出されたので、出されたときに、この問題を受け継いでこれからの、あるいは臨調答申という一つ一つの大きな中において、行政改革を進めていく上においては配置転換というものはできるだけ有効的にやらなければならぬという考え方に立つてこれからやりになるのか、その点についてどうお考えでしょうか。

○門田(英)政府委員 先ほど若干お答え申し上げたことにかかわるわけでございますが、省庁間配置転換、これは大変にむずかしい課題でございますが、昔から指摘されながらなかなか推進されてこなかった。それはなぜかと申しますと、一つには、何省に入った、何庁に入ったというふうな職員の方々が、やはり日本的な労働慣行と申しま

ただ、先ほど大臣がお答え申し上げました沖繩の特措法政令定員、これにつきましては、十年以上前のことでございますけれども、当時の琉球政府からの職員の引き継ぎの特段の事情があったこと、あるいはその後本主行政とのいろいろなギャップアップの必要性というものが現状でどうあるかというふうなことに付いては若干まだ流動的、経過的な事情もございまして、いましばらくこの問題については検討を続けていただきたい、かように心得ております。

○鈴木委員 私は、総定員法はこの際見直すべきだという主張をいたしておきます。

もう一つは、配置転換の問題なんです。これについては、昭和四十四年五月十五日に委員会においての附帯決議がなされた。その当時は確かに高度経済成長の時代でもあり、私は、附帯決議は妥当なものであるというふうには実は思っておるわけですが、しかし、先ほどお話がありましたように、三年間でわずか二百数十人しか配置転換ができないというふうな状態については、やはり政府の取り組み姿勢と、もう一つはここにある附帯決議が大きなネックになっているのじゃないかというふうには私は思っておりますけれども、この問題については、今度新しく臨調答申が出されたので、出されたときに、この問題を受け継いでこれからの、あるいは臨調答申という一つ一つの大きな中において、行政改革を進めていく上においては配置転換というものはできるだけ有効的にやらなければならぬという考え方に立つてこれからやりになるのか、その点についてどうお考えでしょうか。

すか、慣習、雇用慣行に従って、ここに一生身を埋めるんだというふうな御意識が非常に強いというところ。こういうことで、職員個々の方々にとっては大きな勇気を要する事柄であるわけでごさいます。これは好むと好まざるにかかわらずそういった事情にあるということが一つの前提にならざるを得ないというふうに判断しております。また、実際上送り出し側の官庁と受け入れ側の官庁で、希望する職種やあるいは年齢が食い違うというふうなことも、実は実行上一つの大きなネックになるわけでごさいます。

いろいろそういったむずかしい問題があるわけでごさいますけれども、そう言っているは何事も進みませんので、先ほど申し上げましたように、昭和五十五年以来、各省人事担当者の方々の御協力を得ながら、職員の諸君にもいろいろと御努力をお願いしつつ、少ない数字であるというおしかりをちょうだいしながらもここまで進めてきているわけでごさいます。

さらにこれを軌道に乗せてまいりたいと考えているわけでごさいます。先ほど国会の附帯決議との関係でございながら、先ほどお話がございしました。そのいわゆる強制配転云々というふうなことを議論する以前の問題として、まず関係者、それぞれの人事当局者及び職員個々の方々、こういった関係者の十分な御理解と御協力が得られるよう今後とも配慮してまいり、そしてその実を上げられるように努力するということが道ではないかというふうに心得ておるわけでごさいます。

○鈴木委員 行政改革を進めていく上においては、先ほど行政管理局長官が言われたように、当然定員の削減、器減らし、仕事減らし、機構の改編とか柔軟な行政改革対応をしなければならぬでしょう。いまおっしゃったことを言いますと、配置転換はできないのはやむを得ませんと、こういうような答弁なんです。いつも変わらない答弁だ。それでは、行政管理局長官、果たしてあなたの責任が全うできますか。果たして配置転換がスムーズにいかれると思えますか。

○斎藤国務大臣 今日までの配置転換の状況等を見ますと、農林省に座った方が労働関係の方に移ったりする例が非常に多い。特に農林省は非常な御協力をいただいて配置転換をさせていただいておるわけですが、そういうふうな、長年住みなれたところの職種から新しい職種に行くというわけですから、やはり本人の理解と協力ということが一番大事じゃないでしょうか。私はそうだと思うのです。これは、無理に配置転換ということとは、言うことは簡単でございしますが、たとえば農林省に働いておった方が安定所に働かに行く、基準局に行く、やっぱりそれぞれの職種、仕事について相対的理解と協力、ですから私は、できるだけこの配置転換は強力的に進めていかなければならぬと思っております。やはりその前提として、転換していく人たちの気持ち、協力、理解、これを相当尊重していく、それを尊重しながら強力的に配置転換をやる、こういう仕組みでいきたいものだと私は考えております。

○鈴木委員 私は、基本的にはそういう考え方でいと思うのですけれども、御存じのとおりそれはなかなか柔軟に行政改革に対応することはできない。また答申も、そういうところに対してはやはり柔軟な対処の仕方を要しているわけですから、だからこの問題について、いま人事担当官の中において各省の連絡会議とか連絡協議会とかを持つておるのですが、それに対してそのままでいいのか、もう少しそういうものを強力的に、受け皿とか送り出しとかいう問題について、あるいはまたそれが柔軟に実際の職場に適應できて一日も早く配置転換になっても仕事ができるような形に研修するとか、そういうものも高度な立場に立つて問題を推進していくという機関を、いまのままでいいのか、あるいはもう少し改革してこれからその点についても考慮する必要があるのか、その点はどうなんでしょうか。

○門田(案)政府委員 ただいま、その人事課長会議の場等を通じて各省に協力を強く要請しているというやり方をとっているわけでごさいます。この

ういった場におきましても、やはり受け入れ側における研修とか、こういうことの充実が強く要請しているところでごさいますし、また、かたがたよりよい横断的な研修のあり方はないかというふうなことにしても議論を展開してもらっているところでごさいます。御指摘のございましたような部分についてさらに一層努力を進めてまいりたい、かように心得ております。

○鈴木委員 地方事務官問題については、地方行政委員会附帯決議や地方公共団体の職員とするは、臨調答申とは逆に地方公共団体の職員とする方向が実は打ち出されておりました。今後調整の難航が予想されるのではないかと思います。地方事務官の廃止は過去もう幾度か指摘されてきたけれども、そのたびごとににはこにされてきたけれども、それから行政監視委員会からの指摘もあり、いろいろの中に地方事務官制度の問題がほごにされてきたけれども、政府は今度こそ前車の轍を踏まないように取り組むべきであると思っておりますが、その点についてはどのようにお考えでございますか。

○齋藤国務大臣 地方事務官問題は、戦後、地方自治法が制定されたとき、さらにまた労働省が設置されたとき、さまざまな機会にあいふふうな変則的な制度になっておるわけでごさいます。地方事務官といいますが、これは現実には国家公務員なんです。国の行政機関の公務員ではないにしても、国家公務員であります。そこで、こういうふうな変則的な制度はやはりこの辺でもう決着をつけるということが大事だと私は思うのです。それは今日までいろいろ議論されたことはあります。しかしながら、そういう人たちが従事しておる仕事の機能ということを描きながら国と地方とに配分していく、一つの妥協的な案が出ておるわけでごさいます。どういふ形になるにせよ、臨調からすでに、何十年来の問題に決着をつけなければならぬという非常に強い要望として答申が出されております。したがって、私としてはこの機会に決着をつけるという決意で、今度の

第六次新行政改革大綱の中にどういふ形になるか知りませんが、決着をつける意味において打ち出したい、かように考えております。

○鈴木委員 地方事務官問題については、今回第五次の答申においてそれぞれの具体的方向が示されたものでありますけれども、その内容は過去の改善提言とは一部方向を異にするものになっております。関係省庁は早急に具体的の方策を講じ、長年にわたる懸案に終止符を打つべきであると思はれておりますけれども、厚生省、それから運輸省、労働省、自治省、それぞれの取り組み方針をお聞かせいたします。

○北郷説明員 行政庁長官が言われましたように、非常に具体的な結論が出ておりますので、その方向に沿ってできるだけ早く決着をつけたいと考えております。

○野尻(豊)説明員 運輸省といたしましては、臨調答申に従ってその具体化に努力していきたい、このように考えております。

○岡部説明員 労働省におきましても、答申の線に沿って問題の解決を図るべく、努力してまいりたいと存じております。

○中島説明員 この問題につきましては、地方行政委員会が自治大臣が答え申し上げておられますように、地方制度調査会の意見を聞きながら案を固めていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員 自治省の方は、どちらかというと地方公務員になるべきである、地方事務官制度を廃止した場合には地方公務員になるべきであるという意見が、いままでずっと大勢を占めておりましたけれども、もうこの段階で、すっかり臨調答申のとおり国家公務員に身分を移してい、そういうように明言できるのですか。

○中島説明員 ただいまお答え申し上げましたように、自治大臣が地方行政委員会でお答え申し上げましたように、自治省としては地方制度調査会の意見を聞いた上でその考え方をまとめたいということでごさいます。

○鈴木委員 大臣が御答弁なさいました点、ここでもう一度その点を明確にしてください。あれで

すか、自治大臣が言われたということですか。内容をもう少しはつきり……。

○中島説明員 私が申し上げたとおりでございます。

○鈴切委員 それではあれですか、自治省においては、今回の臨調答申どおり、身分についても国家公務員に移す部分がほとんどであるという形になっているわけですが、そういう形でいいわけですね。

○中島説明員 先ほど来議論がございましたように、今度の臨調の答申を実施に移す場合に詰めなければならぬ問題がおおむね三つあるだろうというふうに見えております。

一つは、国と地方の間の事務の配分につきましても、臨調の答申は例示という形で出ております。何々等という言葉が使っております。それが一つでございます。

もう一つは、国と地方の間の解決後の協力体制をどうするかという問題がございます。

さらに三番目は、職員の身分の扱いについての経過措置について触れられております。

これらについては、先ほど申し上げましたように、やはり地方制度調査会の意見も聞かなければならぬというところが自治大臣の考え方でございます。

○鈴切委員 行管庁長官、いま自治省だけではちょっとニュアンスが違ってお話が出たわけですね。地方制度審議会に答申を求めなければならぬという点なのですか。その点、あとの三省は大体そういう形になって、どちらかというと答申どおりに進めていきたいということで、自治省だけちょっとニュアンスが違ふような感じなんです、行管庁長官は、これからこの問題については自治省との間においてどういふふうにお話になっていくのかわかるのでしょうか。

○齋藤國務大臣 自治省とよその三省との間に多少ニュアンスの違い、多少なのか多いのか知りませんが、多少ニュアンスの違ふような発言があったわけでございますが、臨調答申が非常に苦勞し

てつくられた答申でございますから、あの大本と違うものは崩してはならぬ、私はさように考えております。しかし、関係各省庁において相当意見を調整する必要があるというところは私も十分承知をいたしておりますから、各省庁との意見の調整を踏まえて今度の新行革大綱にどういふふうな態度を打ち出すか、もう少し検討させていただきたい、かように考えております。

○鈴切委員 いまいろいろ質疑を交わしてきただけでございますけれども、実際に、膨大な行政改革に対してほんの一部分だけというふうな形になってしまったわけですね。

もう時間にもなりましたので、切りのいいところで一応終了させていただきたいと思っております。行政改革の問題は、いずれにしても国民の大変に関心の深い問題でありますから、またこれからも機会をとらえては御質疑を申し上げたいと思うわけで、以上をもって質疑を終了いたします。

○愛野委員長代理 これにて鈴切康雄君の質疑は終了いたしました。

安井吉典君。

〔愛野委員長代理退席、佐藤（信）委員長代理着席〕

○安井委員 今度提案されております法案に関し、いわゆる行革審議会が一体どういふものであり、どう作用していくのかというところが一つと、政府が来月に行革大綱をお決めになるそうですから、その問題が国民に直接かかわってくるわけですから、したがってその点もあわせて伺いたい、私はそういうふうなことを考えています。

まず、今度のその審議会の性格とか役割りの問題であります。臨調答申の実行状況を追跡し調査をしていく機関であるとか、あるいはまた監視機関であるとか、そういうふうなことも言われておりました。新しい改革についての提言もあつたのだというふうな言い方もあるわけでありまして、それらについて、ひとつ行管長官から御答弁をいただきたいと思います。

○齋藤國務大臣 今回御提案申し上げております臨時行政改革推進審議会の任務と申しますか仕

事は、累次にわたる臨調の答申をいただきましたので、その答申に沿って行政制度あるいは行政の運営等について政府がこれを実施するに当たつての成案を得るために、審議会の調査審議または御意見を承る、こういう機関と理解をいたしておるわけでございます。

○安井委員 そう言いますと、いままで言われてきた監視機関とか追跡機関とかという性格も持っているわけですね。あるいはそういう考え方を全く拒否するのかわどうか。それから、全く新しい施策の提言というふうなことも期待されているのか。答申に沿って政府が成案を得るための諮問機関だというふうな言い方でありまして、けれども、特に新しい改革についての施策をここでこの審議会に期待することは全くないのかあるのか、その辺、はつきりしてください。

○齋藤國務大臣 今日までの答申は、行政制度あるいは行政組織、行政運営、補助金、許認可というふうな、非常に広範囲な事項にわたつて比較的に峻に富んだ提言がなされておるわけでございますから、大体のところこの範囲の中に全部おさまるのではないかと。特にそう新しい行政改革の提案があるとは違つてあるというふうにも理解されませんし、大体あの大綱の中で行政改革のいろいろな項目が包蔵されておるというふうに理解をいたしておるわけでございます。それと全然違つた新しい提言がなされるかどうか、そこは私は非常に疑問に思つておるわけでございます。

したがって、政府としては、あの答申をいただいた以上は政府が実施の責任を負うわけでございますから、その実施の責任を負う政府が実施するに当たつて審議会の意見を聞く、こういうふうな位置づけしていくのが正当であると私は考えております。

○安井委員 いまの御答弁では、私の質問に対して正面からお答えになっていないわけなんです。たとえば、あの答申を読んでもみますと、なお検討すべきであるというふうなことが書いてあります。たとえば情報公開とかオンブズマンなん

というふうなところになりますと、これは全く現実性がないわけですよ。これはこれから検討するんだと書いてある。その他いろいろ要素がありまして、それからまた、行革についてはこれでもう提案全部済んでいるなどというの、これは全く行革を本質的に考えていない人の言うことであつて、まだまだ問題たくさんありますよ。ですから、つまりそういう全く新しいものが出てくることは、出てきてもそれはお断りするの、それは、それからもう一つは、この臨調答申との継続性があるというところはお認めになつていらっしゃるんだとすれば、その継続性に立つて検討するということになる、またこの機関で検討して提言というふうなことになる、そういうことを期待されているのか、いいないのか。その点も伺います。

○齋藤國務大臣 いま御例示として挙げられましたような、情報公開制度について検討するということをおっしゃる、それは新しい問題ではないのでありまして、当然行革の答申の範囲の中に入ることから、そういう検討をするべきであるとかそういう問題があるものについては、当然審議会においていろいろの御意見を聞かせていただく、そういうことになるかと私は考えております。

○安井委員 新しい事態といったって、行政改革というその言葉で当てはめれば何でもかんでもみんな入るんですよ。それは、おとしですか、あの行政改革の三十六本の法律みんな入つてしまつたんですから、何も関係がないものまで、ですから、行政改革に関する問題と言へば、これは何でも入つてしまふんですよ。だから、そういうお答えでは答えになっていないんですよ。行革の新しい問題が出つこないなんというお答えは、全く認識の誤りだと言いたいわけですね。水かけ論になりますし、またそのことをお答えになると何か問題になるようにお考えになつておられるのかもしれないが、新しい問題を提起させるのだなんて言うとか別の御心配をされているのかもしれないけれども、私はそういう問題があると思ひます。

それから、臨調が出した提言に対しても私どもはかなり批判を持っています、いいところもありませうけれどもね。そういうようなことで、これからの事態の変化やなんかの中でこの提言どおりでない問題も出てくるのではないかと。そういうような提言を新しい審議会がする可能性もあると私は思うのです。その点はどうか。

○齋藤國務大臣 この審議会において、すでにいただいた答申に対してはまずいじやないかと、いろいろの意見は出ることはある、私はそれは想定をいたしております。それはもう当然のこと、いろいろな方面の意見があつてしかるべきだと私は考えております。しかし、私どもの方としてはあくまでも答申というものは尊重したいという基本的な気持ちがありますから、その辺はよくお話し合いをしながら、審議会においてどういう結論が出るかは別として、十分慎重に御審議をいただきたい、こういうふうに期待はいたしておる次第でございます。

○安井委員 行政改革というその言葉は、いかなる権力ができても当然やらなければいけないことで、今度同時選挙はなくなつたらしいですけれども、その選挙の中で社会党政権ができてはやはり行政改革はやらなければいけません。それから、臨時行政調査会をその新しい政府がつくつても、またそこで答申が出てくるかもしれない。つまり、行政改革とかいうようなものは、よく総論賛成で各論反対などということを言う人がいますけれども、臨時行政調査会が出したのが行政改革のすべてでも何でもないので、単に九人の人が集まつて、そしてスタッフを集めて出したのがあれば、別な九人の人が集まつたら別な答申が出たかもしれない。そういうものだと思ひますね。そういう意味合いにおいていま私は、従来からの臨調答申、それも金科玉条にしてそれから一歩も出ないというような考え方であるのかどうかというのを伺いたかつたわけですが、それは長官は否定的なお答えでありました。

そこで、政府に他の諮問機関がたくさんあります。

す。財政について、地方自治について、農政についてというふうにたくさんあるわけです。それとこの審議会とが、これは法律的には同格に並ぶわけですが、意見が一致しない場合もあるわけでありませう。そういう場合一体どうなるのかということについて先ほどもお尋ねがあつたようでありませうけれども、専門的な機関の方が実情を知っていることは間違ひありません。ただ、整合性ということになれば、いまの臨調のような仕組みの方がそういう役割を受け持つことについての可能性はあるいはあるのかもしれないけれども、実情をよく知つていなければ本當の対応はできないわけでありませう。したがつて、それぞれの審議会のどうか政府の各諮問機関の意見を尊重していくことが必要じゃないかと思ひます。その点はどうか。

○齋藤國務大臣 いまお述べになりましたような個別的な専門的な審議会と行革の今回の審議会と意見が違つたらどうなるかというお尋ね、それは仰せのごとく、それぞれの専門の審議会が臨調と違つた意見を出しになる、私はそういう場合はあり得ると思ひます。

そういう場合どうするか。法律的にはそれぞれ対等の立場の審議会でございます。しかし、一方は一般的な総合的な臨調の答申であり、一方は専門的な答申であつて、国政全般においてその間をどう調整するかということが大事になつてくるわけでございます。そういうふうな違つた意見が出ましたときには内閣においてどういふ施策をとるか、それは内閣全体として総合的に判断をすべきものではないか、こういうふうな考えております。しかし、違ひ意見が出るのがいけないんだなどというのを私は一つも言つておりませう。それは当然あり得ることだと私は考えております。そういう場合には、総合的に国政全般における政策の整合性ということを入れて内閣の責任において考えをまとめる、こういうことになるのではないだろうか、こういうふうに考えております。

○安井委員 つまり調整の最終責任は内閣が持つ、そういうおっしゃり方だと思ひますね。ただ、ほかの審議会よりも臨調あるいは今度の審議会、こういうようなものが優先性を持つていて、という一般的な見方がよくあるわけなんです。が、それはその機関が持つてゐるのじやなしに、優先度だとかどちらの方をベターとするかというふうなことは内閣としてお決めになるんだ、そういうふうなことですね。

○齋藤國務大臣 どちらが上とか下とかいうことを私どもは申し上げてゐるつもりはありません。ただ、行政改革という観点から問題を取り上げておる一般的な臨調の答申と専門的な委員会の答申が違つたときはどうするかということになりますと、全般的に政府としてどうした方がいいかということをお判断して決めるということになるかと思ひます。

○安井委員 臨調答申の中に、国会で決議をして、それに対して若干方向が違ふというふうなものもいままでの答申の中にもあるわけですが、それから審議会関係のはいいですが、国会の決議だけにしほりますけれども、そういうふうな提言については、国会の決議と臨調なりこの審議会なりの提言とはどちらが優先するとお考えですか。

○齋藤國務大臣 国会の決議というものは行政府として尊重しなくてはならぬ、これは当然のことでございます。しかし、その後の社会経済状況の変化に対応して臨調の答申が出たわけでございますから、どういふ点がどういふ問題を指摘されているのか私もよくわかりませんが、私どもとしては、その後の経済社会の変化に対応して二年間にわたり慎重審議されて出た答申でございますから、この答申を尊重して進んでいくということが筋ではないだろうか、こういうふうに考えております。

○安井委員 それは国会の決議ができた段階では、各委員会が法案なんか通つたとき決議をやりませう、そのときには大臣が立つて、御趣旨に沿つてやりますというふうな紋切り型の御答弁が必

ずあるわけですね。しかし、あれは単なる紋切り型ではなくて政府の約束なんです。しかしいまの答弁から言へば、ああいうのが幾らあつたつて臨調の答申の方が優先するんですよ、こう聞かせるのですが、それはおかしくないですか。あなたも国会議員の一人なんだから。

○齋藤國務大臣 私はそれを無視していいという意味で言つてゐるわけじやありません。そういう決議があつたということも十分頭に描きながら臨調の答申も出されてゐるものと私は理解しておりますから、そういう決議があつたということも十分理解しながら、なおかつこういう答申が出たところ、そこに重きを置くこともまた大事なことでないか、私はこういうふうに考えてゐるわけでございます。

○安井委員 一般論ではお答えする方もなかなかお答えしにくい問題かもしれませんが、それはそのくらいにしておきますけれども、国会の決議というものは、法案が通つたときなどに、あるいはそうでない単独決議もありますけれども、大臣が立つて、そのとおりやりますという答弁をしてゐるのはおなじやないもので、後は後でいいんだ、こういうことじや困ります。その点ははっきりしておいてもらわなければならぬ、きょうのこの法案が通るか通らないか知りませんが、きょうのこの段階でも決議があつて、それについても大臣は同じようなお考えで発言をされるのですかね。どうですか。

○齋藤國務大臣 国会の決議は尊重するということとは、行政府として当然の責任であることは私も十分理解をいたしております。しかしまた、そういう決議、具体的にどういふことか私もよくわかりませんが、そういう決議が委員会であつたということも頭に描きながら臨調の答申も出ていることも、お互いに理解していただかなければならぬ問題だと思つております。

○安井委員 私は私の言い方をさらに固執して、この問題は大事な問題ですから、そういう態度だけを明言しておきたいと思ひます。

そこで、委員の人事の問題について政府としてはどうかお考えなのか。会長には土光さんを追っかけていると新聞は書いておられますけれども、大體において人事構想はどうなんですか。

○齋藤國務大臣 審議会の委員は七人ということをお手直ししてあげておりました。人選には一切着手してありません。新聞でいろいろな名前がちらほら出ておられますが、それは本當に、私も總理も人事については一切手をつけておりません。これははっきり申し上げておきます。これはもう私が言うまでもなく當然のことでございますので、法案が成立いたしました後に選考に入りたい、こういうふうなことをお考えでございます。

○安井委員 財界の代表とか役人の代表とか、そういうのじゃなしに、本當の庶民の代表が出てきて政治を監視するというなら、これは意味があると思ひます。そうじゃなしに、何か国民の代表は財界でなければいけないんだ、役人を長くやつた人でなければいけないんだというような感覚を持って選定を進められるというふうなことは、私はどうもやはり納得ができません、そう思ひます。本當の国民のための行革かどうかということとは、それこそ無作為抽出で人を選んだものに検査審査会がありますね、ああいうようなことなら、これは本當の政府の行政に対する監察とか、そういう役割りになるのではないかと思ひます。いずれにしても、ここで人事のことをお話しするはずはないし、私も余り期待しないでお尋ねをしたわけですが、ひとつ、私がいま申し上げたその物の考え方というものは非常に大切だということだけ、御記憶をお願いしたいと思います。

そこで、政府の行革大綱はいつごろに出すのかということについても先ほど御答弁があったわけですが、五月十日に總理がASEANから帰ってくる、それまでの間に大體まとめるんだ、それで五月二十日までの閣議で決定をする、こう言われます。もうあしたから連休ですね。五月十日というのは、これはそこにおられる皆さんはみんなその作業に係る方々ばかりじゃないかと思ひますけれども、どういふ手順で進めるおつもりなのか。臨調の答申と一分一厘違わないものというふうなことでお出しになるのか、政府としての独自の見解を織り込んだ改革案ということでお示しになるのか、その辺を伺います。

○齋藤國務大臣 新行革大綱は五月の中旬に決定する、こういう目途で進めておりました。現在でも行政管理局と各省庁との間で、行革の答申に盛り込まれている事項についてのいろいろな意見の調整をいたしておるわけでございます。したがって、そうした調整を連休中でも進めていたたい、總理がASEAN諸国から帰られました後から本格的に調整作業に入っていく、こういうふうなことを考えております。

それで、私も私としては、関係各省との事務的な調整の上で立つて、臨調答申の大本に沿って新行革大綱というものをまとめ上げていくようにしたらいかなうか、こういうふうな構想で進めておるわけでございます。

○安井委員 後でそれぞれの問題について具体的なお尋ねをしていきたいと思つておりましたが、臨調の大本に沿つてというお言葉では、若干の問題については臨調と——大本はそうかもしれないけれども、枝葉においてはそれとちがうかもしれないものもある、そういうことですね。

○齋藤國務大臣 枝葉というその部分もよくわかりませんが、臨調答申の基本というものはあくまでも堅持していくべきであるというのが私の考え方でございます。

○安井委員 あと具体的な問題でお尋ねをしていきたいと思ひます。

まず財政再建の問題です。増税なき財政再建というのは、土光臨調の一枚看板であつたわけです。これは今度の行革大綱の中にきちっとした明文で織り込まれるおつもりなのかどうか、それを伺います。

○齋藤國務大臣 先般來の臨調の基本的な原理は、増税なき財政再建、これをてことして行政改

革をやらなければならぬ、こういうふうになつておるわけでございますので、これはもう行政改革実施の方針を決めるに当たつての私どもの前提条件でございます。

したがって、これを字句的に新行革大綱にまた書く必要があるかないか、その辺はもう少し検討させていただきますと思ひますが、土光臨調の基本は増税なき財政再建、これは基本だと私は思つております。その基本を崩してはならぬというのが政府の基本的な態度である、私はこういうふうな理解をいたしております。

○安井委員 増税なき財政再建というなかなかきつていふ言葉ではありますけれども、さつきのお話ではありますませんが、その現実的な中身ということになるとさまざまな見方があるし、大蔵省と行管庁とはこの言葉の内容の問題についてかなり違つてくるのじゃないかと思ひます。非常にあいまいな言葉であるからであります。少なくとも国民がいま心配しているのは、減税はあるいはやめてくれるのかもしらぬが、しかしそれと引きかへに大型間接税などの増税をやらされるんじゃないか、一方でそれで財源をつくつて、それを財源にして減税に向けるんじゃないかというふうな心配もしています。ですから、ひとつそんな大きな増税はやらぬのだというふうな趣旨を書き込んではどうか、私はそう思ひます。

それからもう一つは、どうしても減税をやつてほしいというのが国民の声で、それを受けていま与野党の話し合いが進んでいるわけですね。ですから、その基本的な物の考え方、所得税の減税はやりやすうというふうなことを行革大綱の中にはつきり書き込まなければ、評判の悪い中曾根内閣も少し支持率が上がるのじゃないかと思ひますがね。これは私の提言ですが、どうですか。

○齋藤國務大臣 減税問題は、私が申し上げるまでもなく、与野党で話し合いを進めておる事項でございますから、それはそれで十分私も理解をいたしております。

そこで問題は、増税なき財政再建。増税という

言葉については臨調の答申でも解説がついておりまして、現行租税負担率を上回るような新規施策をやつてはいけない、こう書いてあるわけでございます。したがって、行政改革を行うというときに一般消費税を考へるなどということは、私は間違ひだと思つておられます。これは本當を言ひまして。私は、そんなことを頭に置いたのでは行政改革はできない、本當にそう思ひます。土光さんでなくとも、増税を頭の中に考へて行政改革をやるうなんというのではできるものじゃないと思ひます。

ただし、土光臨調の基本は、いま申し上げたような増税なき財政再建ということが基本理念であり、これは根本なんです。ですから、これをまたもう一回書く必要があるかないか。もう從來から言われておりますから、その点についてはいまここで書く必要はないとも申し上げることはまだできませんが、先生のおっしゃつた意味は十分理解しながら案の取りまとめには当たつていきたい、かように考へております。

○安井委員 一部の企業に非常に有利で、一般大衆の税負担とふつり合ひな状況が出ていゝわゆる不公平税制ですが、不公平税制の是正をすれば、いま税金をやたらに安くしてもらつていゝるその人にとってはこれは若干の増税になるわけですね。これは国税にもありますし、あるいは地方税にもそういうのがたくさんあります。たとえば電気税なども、これは特定の企業だけが税金を安くされているわけですから、そういうふうな不公平税制の是正というのは、それによつて少し税金が上がつた、これは増税というのじゃないに不公平を是正したただけ、私はそういう見方をするのですけれども、その点、臨調の答申に明らかじゃないのです。これはどうお考えですか。これは、後で大蔵省からもおいでですから、大臣に答えただけです。

○滝島説明員 お答えいたします。大蔵省といたしましても、安井委員の御指摘を待つまでもなく、いわゆる税制の不公平な面の是

正につきましては毎年努力をしてくるべきところ
でございます。いま御指摘の企業関係の不公平税
制を是正すれば減税財源が出てくるのではないか
という御意見、これはよく私の耳に入ってくる
御意見なのでございますが、一つだけ事実関係
を申し上げさせていただきます。五十八年度ベー
スで見ますと、いわゆる租税特
別措置による減収額が一兆一千五百五十億
円となっております。このうちいわゆる企業関係の特別
措置による減収額は二千六百億にすぎませ
ん。残りの大半は、個人関係のたとえばマル優
でありますとか住宅建設の促進でありますとか、そ
ういったたぐいの措置による減収額でございま
す。したがって、企業関係の特別措置を全部
廃止いたしましても二千六百億の増収効果し
かないということが一つの事実でございます。

しかも、この二千六百億の内容を見てみます
と、特別措置の手法にはいろいろなのござい
まして、税金を完全にまけ切りにするという税額
控除あるいは所得控除という手法のほか、特別償
却とか準備金とか、その年の法人の課税所得を減
らす、したがって税額が減る、しかし翌年以降の
課税標準がふえる、したがって税額がふえるとい
った手法もございます。現実、いま申し上げま
した二千六百億という企業関係の減収額の大半
は、この後者の準備金あるいは特別償却といった
手法によるものでございます。したがって、
全部これを廃止いたしましたときに二千六百億と
いう増収効果があると申し上げましたけれども、
その大半は単年度限りの効果のものにすぎない
ということも事実なのでございます。したがって
で、特別措置の整理合理化には努力いたしま
すが、これによって大幅な財源が得られるとい
うことにはならないのではないかと考えています。

○安井委員 あなたは租税特別措置法だけの話を
しているのですよね。私はそうじゃない。企業全
体のいろいろな優遇措置を言っているわけですよ。
二千六百億と言ったけれども、電気税の利益が

企業にどれだけ残っているか、御存じですか。

いいです。これは、きょう税金の話をしてい
ると私も時間はありませんから、これ以上深入
りはいいたしませんけれども、私も全部資料を
出しているはずですよ。党の国民のための行方
針の中には、地方税の中にも電気税があるし、私
が言っているのは法人税プロパティの問題です。租
税特別措置法だけで言えどもおっしゃるとおり
です。そのとおりです。それは地方税にもまた
ね返って地方税の減収額にもなりますけれども、
もつと大きいのは、法人税そのものの税制の洗
直しをするという中で、私はもつと方法が
ある、そう言いたいわけですよ。それから地方税の
中にもきわめて不合理があるわけですよ。そういう
全体的な態度です。大蔵省でおっしゃるのは、い
つの場合も租税特別措置法だけで議論をすりか
えるのですよ。企業全体での大きな軽減措置がある
じゃないかと言ったら、租税特別措置法だけをも
つてこれだと言っておっしゃるけれども、そうじゃ
ないですよ。法人税法を根本的に洗い直すべき
です。それから地方税法も、同じようなものが固
定資産税についても、電気税についてもあ
るし、そのほかいろいろの軽減措置があり
ます。そういう大きな側面からもつと根本
的な検討が必要なんです。臨調もそういう観点
がないのです。つまり、資料を提供しているのは
大蔵省だけなんです。大蔵省はいつもそう
いう形で問題を提起してごまかしてきている。も
つと国税、地方税を通ずる税制全体の洗い直し
が必要だということ、その点を私は申し上げて、一
応この問題は先に進みたいと考えています。

むだな歳出の切り詰めが必要だということ、
これは当然だと思えます。しかし一方、軍事予算
だけはどんどんふやしていくことでは、ゼ
ロシーリング、マイナスシーリング、そう言いな
がら、それによって削られるものは削られるけ
れども、削った分は結局軍事費の増額に向けられ
ていく。それが現状じゃないですか、去年の予算
を見ててもことしの予算を見ても、福祉や教育や生

活部門だけが節約を強いられて、一方で軍事予
算やあるいは海外援助という名前の外務省の予算
やあるいは科学技術の振興という名前で大企業へ
のお金が出る。こういうようなものは、結局削
た分だけそつちへ行っているわけですよ。総額が
変わらぬわけですから。それで、全く去年の
予算もことしの予算もほとんど総額において変
わりがなくて、そういう中でふくらんでいるのは、削
ったものがそつちへ行っただけの話なんです。す
ね。ですから、軍事予算を増大するというそう
い問題についても、臨調はやはり明確に答えを出
すべきだった。軍縮というのがきわめて重大な政
府の選択すべき政策課題だということをもつと打
ち出すべきですよ。ほかの、農業はこう、あれは
どうと細かく言いながら、その一番大事な観点
が欠落している。それを受けて、それをいいこと
にして政府はまた来年度の予算編成にいくのでし
ょうね。行革大綱でも、臨調の中に書いてないの
から行革大綱の中に出っごありませんがね。この
点はひとつ指摘だけにとめておきたいと思いま
す。

そこで、行政組織の問題であります。総合管
理庁構想の提言については、先ほどの大臣の御答
弁では、なかなかめんどろな問題で、もう少し検
討するということのようでありましたが、いまの御
発言によれば、総合管理庁の構想というのは大綱
の中に出てくることもあるし出てこないこともある
と、あるいは内容が変わることもある、そう受け
とめていいのですか。

○齋藤國務大臣 先ほどの鈴切さんの御質問は企
画会議であったと思っておりますが、そこでいま
お尋ねの問題は総合管理庁の問題でございま
す。

総合管理庁の問題は、人事管理、定員管理、組
織管理、それを総合的にやる官庁をつくるように
したかどうか、こういう提言がなされておるわけ
でございまして、それを新行革大綱の中にどうい
うふうに取り上げるか、きょうの段階ではまだ考え
をまとめておりません。これはいろいろ中央省庁

の機構改革との関連もありますので、もうちょ
つと時間をかけていただきたいと思います。
きょうの段階ではまだどうするということな
ことは申し上げることはできませんが、そういう必要
のあるということは私も十分理解はしております。
十分理解しております。しかし、それが臨調
答申のような中身でいいのかどうか、そういう問
題についてはもう少し検討させていただきたい、
こういうふうに考えております。

○安井委員 国土関係三庁の統合の問題につ
いて、先ほどちょっと質問の中でお触れにな
って大臣も御答弁があったようにあります。総合管
理庁の構想の方は、これは何か行政管理局が
なりだ、そういう批判もあつたりしておま
るものもなかなか大変だと思つたのですが、
三庁についても大分むずかしいというお話のよう
であります。私の聞いたところでは、その関係の
国土庁も沖繩開発庁も北海道開発庁ももう全部反
対というふうな聞いておるのですが、三庁からそ
れぞれお考えがあつたら聞かせください。

○種積説明員 御指摘の国土行政関係三庁の統
合の問題につきましては、国土庁といたしまして
は、かねてからこの事柄の重要性にかんがみ
て、関係各方面の御意見を十分聞きまして対
処してまいることといたしております。

○橋本政府委員 北海道開発庁は、現在、北海
道の開発行政の調整、推進を担当しておるわけ
でございます。御承知のように、北海道は日本に
残された二十一世紀に向けた重要な開発可能な
地域であるというふうな特性を持っております。

また、本件につきましては、臨調御審議の途
におきましても、北海道の議会あるいは道内に
ある二百二十二の市町村が反対決議をされて
いるいろいろな事情がございまして、現在、関
係方面の御意見を十分聞きながら慎重に対処
していきたい、かように考えておるところでござ
います。

○関(通)政府委員 沖繩開発庁につきましては、
臨調答申の中でも、「ただし、沖繩開発庁につ

では、統合の時期等について特殊事情を考慮するものとします。というぐあいに述べられているところでございます。したがって、当面、直ちに統合するというのではなく、沖縄開発庁については統合の時期は別途検討することになったというわけでございます。

臨調答申がこのような形で述べられておりますのは、沖縄の各級にわたります特殊事情を御考慮いただいたものというぐあいにいま考えておりますが、現に沖縄は復帰いたしましたので、またやうと十年たつたところでございます。昨年、第二次振興開発計画を策定いたしました、鋭意取り組んでいるところでございますので、機構問題につきましても、これらの計画の達成状況を十分見きわめて御検討いただくことが必要だというぐあいに考えている次第でございます。

○安井委員 いまお聞きするところは、積極的にやってほしいというのはいつもないわけですね。特に北海道開発庁、私も北海道から特に関心があるのですけれども、これが知事選挙の前ならまたいろいろ考え方があったが、知事選挙で負けちゃったから変な考えを起すんじゃないというの、齋藤長官、それじゃ困りますからね。ひとつこの問題、三庁の統合については、私はもう明確に反対の意見を持っておりますけれども、どうですか。

○齋藤国務大臣 選挙は選挙でございますから、そういうことは考えないでお答え申し上げますが、国土三庁の統合という問題については臨調の答申も出ておるわけですが、北海道の今日までの開発の状況、将来の開発の展望、そういうふうなことにいってやはり特殊な事情もあると私は理解をしております。それから沖縄は沖縄で、復帰後まだ十年でありまして、また振興法をさらに十年延長しようという、こういうふうな状況の中にあるわけでございます。沖縄も北海道も、それぞれそれなりの特殊な事情といえますが、考えなければならぬ問題があると私も理解をいたしておりますので、この問題については慎重に調整を進め

る必要がある、こういうふうに私は考えております。

○安井委員 次に、公務員制度の問題について若干伺います。たくさん問題があるのですけれども、そのうち人事院の勧告の問題についてだけ取り上げてみたいと思うのです。

現在の勧告のあり方について見直しをすべきであるというような言い方が部会報告のときにはかなり強く出ていたように思いますが、ところが、第三次答申、それから今度の最終答申では、その点は明確ではありません。現在の方式は別に手をつけなくてそのまま踏襲していくのだというふうに見てよいと思うのですが、どうですか。

○齋藤国務大臣 人事院勧告制度は非常に重要な問題でございます。私も新聞で見たわけでございますが、部会報告のときにはいろいろ意見があったようですが、部会報告のときは、最終答申においては、人事院勧告制度は尊重し、これを守っていくべきである、こういう答申が出ておりますから、私もそれが適当である、かように考えております。

○安井委員 尊重をするという言い方は、財政を理由にして削減をしたり全部ノーにしてしまったら、そういうようなことはやらないのだというふうにして受けてもいいですね。

○齋藤国務大臣 最終答申は、公務員の給与は人事院勧告等を受けた政府及び国会が国政全般との関係において財政事情を考慮し責任を持って決定すべきものである、こういうふうになされておるわけでございます。やはり国政全般との関連において、財政事情も考慮し責任を持って国会、政府が決定すべきである、こういうふうになつたわけでおるわけでございます。しかしながら、その根本は、やはり人事院勧告というものは労働基本権制約の代償措置でありますから、あくまでもこれは維持、尊重するべきである、こういう基本理念に立っておるものである、私はそういうふうに理解をいたしております。

○安井委員 もう少し議論があるのですけれども、時間ありませんので、それは後回しにいた

しまして、五十七年度的人事院勧告は現在の段階までついに見送られたままになっているわけであります。これはきわめて遺憾千万だ、私はそう思っています。

そこで、五十八年度の勧告時期がだんだん近づいてまいりました。すでに人事院ではその作業も始めておられるのではないかと思います。五十七年度の勧告がこういうふうになったということに基づいた上から、そしてまた、五十七年度が見送られたということは人事院としてもきわめて不本意なことではなかったかと思えます。そういう事実を踏まえながら、五十八年度の勧告についてはどのように行われるおつもりなのか、この際、伺います。

○斎藤政府委員 五十七年度勧告につきましては、現在もなお国会でいろいろ御協議をいただいております。ということでございますので、見送りが最終的に決まっておりますという状況にはございませぬ。なお期待を持って私たち見守っておりますわけでございますが、もし仮にこのまま見送りという状況が勧告時期まで続くといたしますと、私たちがやっております公務員給与の決めの基本は民間準拠というところでございます。この点は臨調でもそういう方式がよろうというふうに答申をされておるわけでございますが、そうしますと、この四月におきまして民間給与と公務員給与を比較する、こういうことになりましたので、民間給与は昨年、ことしと二年度の春闘をくぐった賃金になっておるわけでございます。公務員給与は五十六年度でございますので、上がっていない公務員給与と二年度上がっている民間給与という比較になって、そういう較差のものを勧告するという考え方でいま作業を進めておるところでございます。

調査は例年どおり連休明けから大体六月中旬までという調査を行ひまして、八月初旬ごろには勧告できるのではないかと、こういうふうに考えております。

○安井委員 そういたしますと、手っ取り早く言え、実質的に民間との比較において、公務員の

方については去年のベースアップ分プラスことしのベースアップ分の合算が出てくる、そういうふうに考えていいですね。

○斎藤政府委員 俗に言いますとそういうことになるわけですが、私どものやっております比較の方式と申しますものは、先ほど申し上げましたように、四月支払分について官民の給与を比較する、こういうことでございますので、民間給与の状況というものは二度春闘の結果を反映した賃金になっております、こういうことでございます。

○安井委員 たくさん問題がありますので、人事院はもう結構です。

次に、自治省が一番関係があるわけですが、地方分権が、今度の臨調答申の中では、言葉では書かれておりますけれども、実質的な内容ではさっぱり、財政や行政を自治体に委譲していく、国の権限を自治体に委譲していく、先ほど来使われている地方の時代の方向に進めていくというようなやり方はほとんどゼロに近い、こう言っているのではないかと思います。行政の民主化とか簡素化というのは、ここは特に中央段階の機関についてまず言われて、それを地方にと、こういうわけですね。国の財政が非常に苦しい状況にあるのも、中央段階の財政が対象として言われているわけですが、そういうようなことから言えば、もう少し行政権を財政権を含めて地方に渡していくというところにおいて簡素化、合理化ができてくるのではないかと、これが常識なんですけれども、それがどうも、かたい官僚機構というせい、つまり行政改革の本質が少しも果たされていないというのが私どもが臨調答申を見ての不満であります。大臣、その点はどうでしょうか。

○中島説明員 ただいまの点につきましては、臨調の答申では、地方分権を推進する観点から国と地方の間の事務の配分を見直すとか、国の地方団体に対する関与あるいは必要規制というものを直すとかという原則的な考え方が示されております。そしてまた、具体的には人件費補助を二年間

に原則として廃止するとか、あるいは機関委任事務を二年間に一回削減していくとかいう具体的な提言もございませう。

具体的な提言につきましてはできるだけ速やかに実施されるように努めていかねばならぬと思いますし、原則的な考え方が述べられたものにつきまして、先ほど来議論がございませうに、今度の行政改革大綱の中でできるだけ取り入れていただくようお願いいたしまして、いま審議していただいております推進審議会の方で引き続き御議論いただくことが私たちとしては望ましいのではないかと考えております。

○安井委員 特におつしやつた機関委任事務でありますけれども、二年間で約一〇％の整理合理化を進めていく、そのためには新たな審議機関の設置が必要であるという考え方が、これは昨年の九月二十四日の行革大綱の中に書いてあるわけですね。まだ私もその審議会ができたということも聞いておりませんし、この問題については今度新しい行革大綱の中でどういうふうな処理をされるおつもりですか。

○齋藤国務大臣 機関委任事務につきましては、昨年の第三次答申でございませうが、二年間に一回というふうに書かれておるわけでございます。その中に、審議会を設けるということも書いてあったのですが、審議会をそうたくさんつくるのもどうだろうかというふうには私は考えております。そこで、今度でございます、ただいま御審議いただいております行革推進審議会が成立いたしましたれば、その審議会においていろいろ御意見をお聞かせいただく、こういうふうにしなさいと考えております。

○安井委員 地方事務官の制度の問題も先ほどのお話の中に出てきておるわけですが、地方制度調査会の答申があるし、これも、別に臨調と優秀を争うわけでもありませんけれども、内閣総理大臣の諮問機関ですね。その答申にはあるし、また、しばしば国会が決議をしております。全国知事会も決議をしております。そういうものを全く無

視して、国の方へ主体的に身柄を引き渡してしまふというのが今度の臨調答申に書かれておるわけですね。この問題についてはいままでの議論の中でもずいぶん言われておりますけれども、先ほどの政府の各諮問機関の両方がそのした場合の処理の仕方、あるいはまた国会の決議の尊重というふうなこともかかわってくるわけですね。そういうふうな意味合いで、臨調の答申はきわめて疑問があると言わざるを得ないわけでありませう。したがって、今度の行革大綱をおつくりになる際には、私が問題点として持ち出したそういう点をもっと考慮した上での結論をお出しただかなければならない、そう思うのですが、どうですか。

○齋藤国務大臣 地方事務官問題は、本当に長期間の懸案であります。しかし、地方事務官といひましても、これは国の公務員であることには間違いない。任命権は国にあり、給与も国が支給をしておるわけでございます。国の行政機関の公務員ではないにしても、国の公務員であることは事実でございます。しかも知事の指揮監督下にあるというわけでございますから、これはなかなか変則な制度になっておるのです。

これは実は、私も昔、労働省ができたときや厚生省その他のときの担当者としてGHQにいろいろ折衝した経験もあり、私もよくいきさつは知っているのです。知っておりますが、いまのような変則な制度はやはりやめるべきではないか、私は本当にそう思います。やめるべきだと思ひます。それが国の機関の公務員になるのか地方公務員になるのか、そういうことは別として、基本的にはこれはやめるべきであるということは、意見は一致しておると思ひます。

そこで、これをやるに当たって、従来も国会決議がございました。それは私も知っております。それは、ただ国の公務員を地方公務員というふうに移す身分を移すという身分的な立場での議論が多かったのではないだろうか。ところが今度の臨調の答申は、こういう人々が従事しておる仕事はローカルオートノミーというものになじむものか、国の

機関として統一的、総合的に行っていくべきものかという、仕事の機能を重視して、その観点からこうしたらいいんじゃないかという具体的な提言が出ておる。これは私はお認めいただけたらと思うのです。

多少立場が違ふのです。いままでの審議の立場は、単に公務員を地方公務員に移すべきであるというだけ、そういう中心の議論。今度は、その人たちが従事しておる仕事の機能、それがローカルオートノミーになじむものか、国の事務として正式に国の機関として廃止するというならば、そうはつきり割り切るべきではないか、そんなふうな観点からいろいろ意見が出ておるわけでございますが、いま私がこうした、あつたというところを言うわけにはまいりません。各省庁等にも多少意見の食い違い、意見の調整を必要とするものがあるわけでございます。でございますから、各省庁の調整を踏まえながら最終的な結論を出すようにしたい、私はそう考えております。ですから、きょうの段階でどうのこうのという文字を書くということは、私の発言としては差し控えております。

しかしながら、これは安井先生にも申し上げておきたいのですが、そういう国家公務員を地方公務員にすべきであるといった決議があつたということも十分踏まえております、知っております。しかし、臨調もそういうことを踏まえながら、知りながら、この際ひとつ決着をつけるべきでないかという結論を出したことに付いて、これは安井先生も御理解いただかなくちゃならぬ問題じゃないか、私はこういうふうに考えております。

いずれにせよ、変則的なこういう公務員制度といふものは何とか決着をつけたい、これはお互いそう考えておるわけですから、この際、臨調答申が出たこの機会に、各省庁が大局的な観点に立って結論を出すようにすべきじゃないかというふうには私は考えておりますので、今度の新行革大綱にはこれについての提言をはっきりと打ち出した、かように考えておる次第でございます。

○安井委員 この制度そのものは、地方自治法が憲法と一緒にできたときの附則八条に書いたのがいまだに生きておるわけですね。「当分の間」ということなんですね。これはもうなくすことはあたりまえなんです、ただどちらに帰属させるかというところが問題なわけですね。その点は慎重に検討されるという段階にいま来ているわけでありませうが、私は国会の決議をした方ですから、あくまで国会の決議の方向に処理するのが当然だということだけ、ひとつ申し上げておきたいと思ひます。次に、三公社二現業の関係について伺つていきたいと思ひます。

国鉄公社の関係であります、これは今度単独法が衆議院を通過して、いま参議院審議中、こういうわけで、国鉄再建監理委員会ができるわけですから、いわゆる行革問題はこれに一応けたを預けたようになつておるわけですね、当分の間は政府の方は具体的な対応を逃げておるというところではないかと思ひます。ただ、国会の審議の中で、今度新しい再建監理委員会というものは、臨調の答申の線、つまり民営分割という線には沿うけれども、独自の検討の余地を若干残してはいるというふうな政府答弁があつたように聞いておりますが、その点はどうか。

○吉田説明員 国鉄の改革の問題につきましては、臨調答申を尊重して今後国鉄再建監理委員会を檢討していただくことになっておりますが、この国鉄再建監理委員会におきましては、臨調答申を尊重して分割民営化を基本線として、その方向で努力していただけるものと期待いたしております。そして政府としましては、同委員会の結論を踏まえまして適切に対処してまいりたいというところ、この点につきましては、従来から一貫してこのような方向で御答弁申し上げておるところでございます。

○安井委員 基本線でしょう。だからそれ以外の一分一厘も違わぬのだ、そう言い切るわけなんですか。そんならもう監理委員会も何も要らないわけですよ。ですから、具体的な対応の問題とし

で、かなり柔軟性を持ってやっていかなければずべてぶつかったらやうのじゃないかと思いますが、どうですか。

○吉田説明員 臨調答申の分割民営化というものを基本線といたしまして、その方向で検討していくわけですが、従来、このような考え方に沿いまして、その範囲内でさらに詳細に御答申申し上げているところでございます。すなわち、国会に御提案申し上げております国鉄再建のための臨時措置法、この法律の仕組みが、今後監理委員会を設置して経営形態問題等を検討していくというものであります以上、臨調答申は分割民営化につきまして一応基本的な考え方を示しておりますが、なお、具体的な分割案あるいはそういう具体的な分割案の実施の可能性等については、今後、監理委員会におきまして具体的な検証をしていかなければならないと考えております。本法案はそういう検討をしていくという仕組みの法律でございますが、その際、実施可能性等について具体的かつ詳細な検討が行われました結果、答申に述べられましたとおりの分割民営化というものを採用したいという特段の合理的な事由があると判断されるに至った場合には、答申の目指す経営の効率化とか活性化が図られるようなものであれば別の選択がなされることも理論的には全くあり得ないわけではないというぐあいに御答申申し上げます。

○安井委員 この問題はもうすでに運輸委員会の議論が尽きている問題ですから、それ以上触れませんが、臨調答申の中でもローカル線の整理の問題が強く書かれているわけです。そしてまた再建監理委員会の仕事にも引き継がれることになるのじゃないかと思いますが、これは現在の運輸省なりあるいは国鉄なりの課題になっているわけですか。

第三次答申では「特定地方交通線対策協議会の早期開催を図る」というような言い方がなされ、第二次についても早くやれ、こういうふうな書かれ方になっているわけです。しかし地方では若干

進んでいるところもあるようでございますけれども、これも総体的には関係地域では大変問題なわけですから、第一次、そして追いかけて第二次というところで非常な混乱が起きているわけです。現状をどうとらえて、これから後どう対応していくのか、それをひとつ伺います。

○岩田説明員 お答え申し上げます。お尋ねが二件ありましたので、一次、二次に分けてお答え申し上げますと、一次線につきましては、四十線が一昨年の九月に選定承認されているわけですが、本年の四月一日が協議開始希望日となっている二線を除きまして、円満な協議が開催されているということでございます。

この中でも、バス転換につきましては二、三の線区、あるいは第三セクター化につきましては現在のとこ四線区がその方向で転換するということ、具体的な細かい詰めを行っているところでございます。その他の線区につきましても、若干おくれしているところはありますけれども、順調に逐次会議が進められているところでございまして、予定どおりわれわれとしましては円滑な転換が可能であると期待しております。ところでございまして、いま申し上げました三十八線、あと残りの二線につきましては、これは統一地方選挙があったとかいろいろな理由がありまして若干四月一日にはおくれしてしまいましたが、現在地元におきましてさらに会議が開催できるように協議を進めております。

それから、お尋ねの第二番目でございますけれども、第二次地方交通線というところで、かなり長い線区もあるのも承知しておりますけれども、現在関係知事の意見を聞いておまして、先ごろ岩手県知事から意見がありましたけれども、残りまして十六道県の知事さん方からも御理解を願ひまして意見を提出していただき、円満に、また地元の意見が十分反映された形で転換されるようにやっております。

○馬渡説明員 いま運輸省からお答えをいただきましたように、各線区とも

それぞれの地元でよく御理解をいただき、そして進めてまいるといふ基本方針のもとで、各管理局がそれぞれの地方の陸運局と御相談しながら取り進めている次第でございます。

ただ、二次の選定線区の方につきましては、現在、五十八年度の四月からということをお願いをさせていただいております。ところでございしますが、まだ線区そのものの御承認がいたっていないというところでございまして、最初考えておりましたよりはやや遅いことにはなっておりますが、しかし既定の方針に従って進めてまいりたいというふうに思っております。

○安井委員 一次のものもそうなんですけれども、特に二次になると一線が百二、三十キロもあるような線をやめるといふのですから、これはバスで転換するといふたつて、百キロ以上といふたつて走らせるのか、じいさん、ばあさん大変ですよ、これは。そういうような非常に大きな問題をほらんでいるわけでありまして、これはもし予定どおりいかなかったらどうします。

○岩田説明員 すでに御案内だと思っておりますけれども、国鉄の経営の状況を見ますと、かつ臨調答申あるいはそれに引き続く閣議決定などもなされておまして、われわれとしては着実に、かつ、むしろ緊急に進めていかなければならないと考えております。

いま御指摘の長い長距離バスを走らせなきゃならないとか、寒冷地におきましてはどうやって冬季停留所を待たないのかとか、あるいはどうやって定時性を確保するのだとか、いろいろな疑問が出されていることは十分われわれも知っております。ところでございしますけれども、たとえば北海道の場合ですと、札幌から稚内まで長距離バスがすでに出ているというふうなことで、それから寒冷地の停留所につきましては、すでにボックスというふうな形でかなり安価な停留所の型が売っているというふうなことで、それから高速バスなどはトイレのあるものも開発されているというふうなことも

ございまして、そこいらを十分われわれ集められる資料は提示して地元の協議会にかけまして、御納得を得た上で着実に進めていきたい、このように考えております。

○安井委員 長く長距離になると長距離バスというのでもないわけではないです。それはあちこちにありましても、それはそんなに小さく小さくまとめていくというバスじゃありませんからね。いわゆる路線バスということになれば、バスストップがたぶん必要になってくるわけです。時間も、だから当然よいかかるわけですね。したがって、そう簡単に解決できるような問題ではもちろんないと思うわけでありまして、いずれにいたしましても、地域住民にとってはこれはもう大変な生活課題であります。

あるいは北海道のことだけ考えてみても、国鉄によって北海道の開発が今日まであるわけですから、もういまのこの一次、二次、それから臨調の言うところの地方交通線全部がなくなるということになると、幹線というのは四本か五本しかありませんからね、あのとおりやるとすれば、それはもう国鉄はそのときは民営になっちゃっているのでもうしょうし、国というものはその地域に対するいわゆるサービスというものはもう完全に後退するのだ、そういうふうな地域住民の受けとめ方にならざるを得ない、そういう問題にもなると思われます。したがって、ローカル線の問題については極めて慎重な態度を要求しておきたいと思っております。

次に、電電公社ですが、総裁もおいでですから、その問題について若干伺っておきたいと思っております。

電電公社については、現在の経営状態を国鉄と比較すれば、これはまさに比較にならないような状況にあるわけでありまして、いい状況にあることは間違いありません。国の財政にも寄与していることでもあります。しかし、もちろん、当事者能力を欠如しているとか、総裁がいかにいばっているてもさっぱり能力がない、そういうような状態に

置かれてあるという問題もありますね。問題はたくさんあるけれども、だから民営以外には方法がないのだという直結論も私は問題があると思うわけでありませう。これはもう、後で専売の問題も伺いますけれども、国鉄についての発想と同じ思考方式で三公社全部に当てはめていくという、その考え方が私は問題があるのではないかととも思うわけでありませう。

公共企業体というあの言葉自体がおかしいので、そして公共企業体に勤めている人は同じ労働条件を与えていくというあの考え方も実はおかしいわけですね。単に公社とかそういうふうな形になっただけのことだけで、そういう仕組みを全部統一の与えていくというところ、そういう考え方がおかしいわけで、したがって、恐らく同じ考え方を抱えている人なんでしょうね。国鉄も民営分割にするのだからほかの二公社についても同じだ、こういうことでは私はどうも腑に落ちないわけでありませう。ですから、電電公社の問題については、自民党の中にもかなり意見の分かれがあるわけですね。そういうふうな状況が出てくるのも私は当然ではないかと思うわけでありませう。

この問題について、郵政省と電電公社の受けとめ方に若干違いがあるようにも聞いているわけでありませうが、それぞれからこの際お聞かせをいただきたいと思ひます。

○吉高説明員 電電公社の関係についての御質問でございますけれども、公社の改革の問題につきましては、昨年の閣議決定のいわゆる行革大綱の線に沿ひまして、政府・自由民主党行革推進本部常任幹事会において調整が進められることとされているのは御案内のとおりでございます。郵政省といたしまして、この行革大綱の趣旨に沿ひて対処することとしておりますが、現在のところ、調整が整っていないという状況でございます。

先生お尋ねの電電公社をめぐる問題につきましましては、臨調答申では各般にわたる要素が盛り込まれております。いずれも電気通信政策上の重要な

問題であると考えておる次第でございます。したがひまして、電電公社の改革の問題につきましましては、まず一つには、国民生活に不可欠になっております電話を中心とした公衆電気通信サービスを低廉な料金で安定的に提供していくこと、それから一方、今後の情報化社会の進展の中で電気通信の果たす役割りがきわめて大きいことを十分認識いたしまして、需要に応じ、高度かつ多彩なサービスの提供が可能となるような電気通信の健全な発展を図ることなどを基本にいたしまして、引き続き検討、対処してまいりたいと考えております。

○西井説明員 お答えいたします。電電公社といたしましては、昨年の七月三十日の第三次答申、いわゆる基本答申を受けまして、八月十日にこの答申を最大限尊重するという方針が閣議で決定をされました。また九月二十四日に閣議決定された公社の改革については、臨調基本答申で提起された公社の改革については、政府・自由民主党行革推進本部常任幹事会等において調整を進める、こういうふうな決まっておりますところでございます。私もそれはそれを見守っております。というのが現在の状態でございます。

なお、郵政と電電との間に意見の相違があるのではないかと御質問でございますが、実は臨調の第四部会で電電公社の問題が検討されておりましたときに、いわゆるヒヤリングというのがございまして、ヒヤリングを行いましたときに、私も郵政省と基本的な考え方についてはある程度の調整をさせていただきましていたけれども、臨調の方からさくばらんにおのおの意見を聞きたい、こういう強い御要請がございましたので、それに基ひて電電公社の御意見を申し上げたところでございます。

なお、それは臨調の答申が出ますまでの中途経過でございます。ただいま申しました経緯を受けまして、この臨調の答申を最大限尊重するという方針が閣議決定されました翌日に、郵政省の方から、いまままでと違ひて電電公社との間にこの経営形態問題について緊密な連絡を行う必要が

あるということに対する意見を出せというお話がございまして、公社といたしましても、当然のことながら郵政省との間に緊密な意見交換が必要だろうというところで、郵政省の御提案に対して全面的に同意をいたしまして、現在、郵政省と公社との間で電電公社経営問題連絡会というものを郵政省に設けていただきまして、そこで意見の交換を行い、十分意思疎通に努めておるといのが現在のところでございます。

○安井委員 総裁もおいでですが、何か特別御発言ありませんか。

○真藤説明員 いま西井総務から御説明申し上げたのが現状でございます。

○安井委員 この前の九月二十四日の閣議決定からすれば、「所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進める。」こうなっておりますね。しかし、通常国会はもう終わりを迎へております。ですから、この問題はワンテンポというわけですね。ですから、この問題はワンテンポというわけですね。これは行管長官、今度の閣議の問題の中で処理されるんですか。

○齋藤内閣大蔵大臣 昨年の第三次答申を受けての行政改革大綱の中で、それぞれ案をつくらせて次の通常国会に提案をしたい、こういうことを書いてあるわけでございますが、いまお述べいただいたように、先般来まだ調整が十分進んでおりません。しかし、やはりこの問題は解決しなければならぬ問題である。私は理解をいたしております。今度の新しい行政改革大綱の中にも、できるだけ速やかに成案を得て、次の国会に提案するということははっきりと提言をすべきではないか、かように考えております。

○安井委員 同じような状況にあるわけですから、専売公社の方もこの問題についてのお考え方を伺っておきたいと思ひます。そして、後でまた両方とも関連した問題について伺ひます。

専売公社についても民営化というのが打ち出されているわけでありませうが、この問題についても、大蔵省側の意見と専売公社側の意見と、この

際、伺ひます。

○金野説明員 専売公社の経営形態問題につきましても、昨年の七月に臨調から答申をいただいた以降、鋭意検討を進めております。専売公社とはもとより大変緊密な連絡のもとに検討を進めておりますが、そのほかにも関係省庁が大変多岐にわたっております。内々検討を進めながら、いろいろな問題点について鋭意検討を進めてございませうが、何分にも明治三十七年以降続いてまいりました専売制度の根幹にさかのぼって見直しをするというふうな大変な作業でございますので、今日に至るまでこれといった成果を得るにはまだ至っておりません。引き続き鋭意努力を進めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○長岡説明員 私ども、いま大蔵省からもお話がございまして、閣内閣外との意見調整しながら具体的な検討を鋭意進めている段階でございます。

専売公社はいままで、五十七年度につきましても相当の利益を上げ、また国と地方の財政にも寄与いたしておるところでございますけれども、最近の対市場開放要請等に対して適切な対応を図る必要性を痛感いたしております。今後、輸入たばこの競争が一段と激化することは避けられないような情勢にございまして、公社といたしましては、この激化する競争の中でわが国のたばこ産業が生きていくために、経営の自主性強化によって一層の企業性が発揮できるように現行制度の見直しを図る必要があるものというふうな考え方をしております。この点については臨調の現状認識と変わりがないと思ひますし、答申の趣旨は十分尊重すべきだと考えております。

ただ、具体的に制度改正をいたしてまいります場合に、まだまだ詰める余地がたくさん残っておりますので、確定的な答えはいたしかねますけれども、たとえば葉たばこ耕作農家に与える影響であるとか、たばこの小売店に与える影響等につきましても、私どもは現実的には十分考慮しながら事を進めていかなければならないと存じます。

し、完全民営化という形を考えました場合にもやはり影響するところはきわめて大きいものがあると思ひますので、どのような影響が出てくるかといったような問題については私どももいたしましても慎重に詰めたいと思ひますし、大蔵省との間での意見調整も図ってまいりたい、かように考えております。

○安井委員 専売公社の方は、葉たばこ農民の問題がくっついていてという点において、ほかとは大分違った要素を持つていてと思います。耕作の許可制、葉たばこの全量買い取り制、これが基礎になって今日までのたばこ専売事業があつたわけですから、民営にしてこれら全部やめちまへというそのことが農民の側にとって大変な問題になっている。公社の経営自体の問題ももちろんありますけれども、その両面から考えていかなければいけない重大な問題ではないかと思ひます。民営ということになるば、もういまの葉たばこ農民は切らなければいけない、こういうことになるわけですから、ですから言葉のニュアンスはいろいろ受け取りようがあるかと思ひますけれども、私はもうはっきり、民営という言い方はいまの専売公社にとってはとても無理ではないか。だから民営に等しいような、そういう大きなものに現在の仕組みを改革していく、そういうようなことで臨調の提起している問題点へかなりの答えになつていくのではないか、そういう見方もできるわけでありませう。

そこで、いまの電電の方と専売の方に共通の問題でありますけれども、いま電電公社の総資産は一体どれぐらあります。それから、専売公社についても資産総額はどれぐらあります。民営になつて株で公開するということになると関係が出てきますので、ちょっと伺ひます。

○西井説明員 電電公社の総資産は、ただいま約十兆円でございます。

○長岡説明員 五十七年度予算の数字をいま持ち合わせておりますが、貸借対照表上の資産合計は一兆七千六百億でございます。

ただ、専売公社の場合には非常に特殊事情がございまして、その中に葉たばこという資産が相当程度入つておるといふことでございます。

○安井委員 固定資産はどうですか。

○長岡説明員 五十七年度予算の貸借対照表上では、四千五百一十一億円でございます。

○安井委員 これは一応帳簿資産ですから、実際は二兆も三兆も、どちらもなつていないのではないと思ひます。

ただ電電にしても、このうち国が現実に出資しているのは、最近では出してなんかいませんから、むしろもうけを取り上げていく方ですから、たしか百七十億ぐらいたつたと思ひます。ですから、残りの一兆円なか二兆円なか実際の額は知りませんが、これは国の資産に一応間違ひありません、法律上はそうなるわけでありませうけれども、実際は今日までの経営の中で生み出されたわけですから、そういう結果が今日までのこういう資産を持つ状況になつてきているわけですね。しかし臨調の考え方とすれば、これはもう全部国の資産なのだからこれを民営にして売つてしまふ、そうすれば金も浮くから財政再建にも役立つだろうという考え方、そこまでは書いてありませんけれども、もう見え見えなわけでありませう。私はただ、こういう国民の共有財産だという立場から、国鉄についてもこれは同じことなのですけれども、これを、政府資産を特殊会社に一人たんと移して、そして株の公開をしていく、こういう書き方をしますとなかなかきれいに見えますよ、すつといつて、ここにいるわれわれも何か株主になつて買えば買えるのだというふうな感じを受けるわけですから、現実にはそんな大衆に全部公開されて、一人一人が株主になつてやるなんということにならぬわけですから、結局分割をして、電電を七つか幾つに割るのかわかりませんけれども、分割をして一つの会社をつくるということになれば、その会社が——つまり大きな企業でなければ民営化された会社の運営はできないわけでは

な。たばこにしても同じです。それが一括民営になるのか、それとも民営になったたばこ株式会社がたばこハイライト株式会社なんというものが別にできてくるのかわかりませんが、いずれにしてもその経営主体というものは、いま新しく生まれるのではなく、どこかの現にある大企業が中心に受けとめていくということにはならざるを得ないわけでありませう。

かつて国営であつた八幡製鉄が民営に移りました。あれは余り分割はないのですけれども、今度は分割があるわけですからね。また条件があのころとは全く違います。当時もこれは大きな疑獄事件だなどと騒がれた、国会でも問題になつた八幡製鉄の場合もあつたわけでありませう、いずれにしてもこれは株の公開としか書いてないのです。そうすると、だまされるわけですよ。なるほどなとこういふのですけれども、そうじゃないのです。特定のいまある、会社の名前は言いませんけれども何と申す会社、これがそれぞれの経営主体に入つていくわけですから、国民共有資産の大企業による分け取りという状態が必ず来るわけですから、分割すれば、私はそのことも恐れます。だから単なる民営分割といへばいいのだという財界を主体としたこの提言というのは、そうやすやすとは受けとめられないと思ひます。取り越し苦労かもしれませんけれども、

そういう観点からこの問題を取り上げた人はないうりです。きょうは私は、そういう観点もあるのだといふことだけ言いたいわけでありませうが、齋藤長官、どうですか。

○齋藤國務大臣 経営形態の変更を含めた改革案というものは、先般お述べになりましたように、いろいろ問題があるわけではございませう。お二人の総裁が仰せになりましたようなむずかしい問題がたぐさあるわけではございまして、今日まで調整がまだまとまらないという状況にあるわけではございませう。しかし、いつまでも投げかけておくというわけにもいかぬ問題だと私は考えております。そういう意味において、今度の通常国会には提

案できなかったわけではございませうが、何とかできるだけ早く成案を得ていたでいて、関係方面の意見を十分聴取し、調整をして次の国会には提案をしていただく、こういうふうにしていただきたい、かように考えております。

○安井委員 いずれにいたしましても、民営にし分割しなければいけない、こういう書き方のおり、専売はたばこ民営としか書いてないわけですから、そのとおりやらなければいけないのだというところではないかと私は思ふのです。先ほど国鉄の問題についてお話がありましたけれども、現在ある経営がもうかなり大きな問題を抱えていることは間違ひないわけですから、それが非常にうまくいっている——民営といつたて必ずうまいといつては限りませんよ、現在倒産する民営会社はいっぱいあるわけですから。ですから民営なら必ずいいという先入観念からして一つ間違ひていけるわけだし、そしてまた、民営にし分割しなければよくならない、それ以外に方法がないのだという、その他の選択を全く拒否するようなあり方では対応していけば間違ひが起きます、現実にはいろいろな意見が出てなかなかまとまらないという姿になつていっているんじゃないかと思ひます。ですから私は、現在ある問題を解決するためにはどうすればいいの、そういうことをまず基本から議論をしていただくことで、民営とか分割とかというものを最初に置いてそれに持つていくのだというのでは、問題の解決にならぬのではないかと申すのです。問題意識を持って、そのためにはどうすればいいかというところを、つまり臨調のあれにそのまま従うのではなくして、臨調を超えた形で問題を提起し、考えていくことになつてなければ結論にならぬのではないかと思ひます。特に長官、お答えあります。

○齋藤國務大臣 そういろいろ問題がございませうが、行政改革大綱においても、臨調答申の趣旨を踏まえ、関係方面の意見を十分聞いて改革案をつくつていただきたいということを言っているわけではございませう。

○安井委員 もう時間がだんだんおしまいになりましたが、郵政事業と国有林の事業の問題に移ります。

郵政事業についての臨調提言は、これはもう郵政審議会などの考え方とは大きく違っているし、私も、現在の経営形態の中で民間とかかわりにおいて郵政事業を考え、民間の金融機関を守るために郵便貯金を抑制せよというような意見はきわめて乱暴な意見ではないかというような見方も持つわけでありまして。郵政省として臨調の答申の問題を、これも今度の行革大綱の中に出てくるわけなんだろうが、どういうふうな御検討をされているか、それをまず伺います。

○金光説明員 臨時行政調査会の第五次答申につきましては、御案内のように、政府の対処方針といたしまして「最大限に尊重しつつ、行政の簡素化、効率化を推進することとし、引き続き、所要の改革方策の調整、立案を進め、逐次これを実施に移すものとする」という閣議決定が行われているわけでございます。

郵政三事業に關しまして具体的な改革方策は、この政府の対処方針を受けて現在検討を進めているところでございますが、この検討に当たりましては、郵政事業が国民、利用者のための事業であるという観点に立ちまして、国民、利用者の利益に大きくかわる問題につきましては、各方面の意見も聴取しながら、慎重かつ適切に対処してまいりたい、こんなふうに考えているところでございます。

○安井委員 たとえば郵便貯金の問題がありますね。現在は金融のシェアの三〇％で七十兆円に及ぶというふうな事実をとらえて、もう少しこれを抑える、こういうことなんですね、それでないと民間の銀行が困るから。こういう考え方で、これは果たして国民的な立場からの意見なのかどうかということになると、私はどうも疑問があるわけです。財界主導という言葉を臨調について余り使いたくはないけれども、そういうような印象を持たざるを得ないわけでありまして。

国営の郵便貯金の方に貯金が集中してくるというのはいくつかの郵便貯金の方が銀行に比べてそんなに宣伝をしたりいろいろやっているようにも見えないわけですよ。マッチをくんだりちり紙をくんだりなんというふうなことは、郵便局はやっているのですね。余り銀行ほどやっていないように思うし、きれいなお嬢さんの写真が出たり、そういう宣伝も余りないようであります。ですから、なぜそう来るのかという、やはり利用者にとって利用しやすいから、あるいはまた利用者が利用しやすいから、民間よりもっと有利な仕組みの制度があるからということが原因ではないかと思っております。そうだとすれば、国鉄と民鉄を比較して国鉄はサービスが悪い、一方で臨調はそういう言い方をしているわけですから、それと同じような言い方をもし当てはめれば、民間の金融機関の方ももっと利用者にとって具体的な形の上の形式的なものじゃなしに具体的なサービスをするような仕組みをやらねばいけません。しかも、郵便貯金についても、これが抑えられるという国の財政運用資金にも問題が出てくる、こういう問題もあるわけでありまして。ですから、率直に言って臨調の言うとおりにこれはやってもいいかという私は思いませんよ。しかし改善はしなければいけません。必要な改善はむしろやらなければいけません。

○齋藤国務大臣 郵便の定額貯金の問題、臨調の答申にはいろいろ記されておられるわけでありまして、いまお述べになりましたが、預金者が郵便貯金を利用しやすい、またそういう環境にある、それは私は率直に認めなければならぬ問題だと思っております。そこで今度の答申を受けて新行革大綱にどういうふうなこれを取り扱い、引用するか、いま慎重に検討しておるところでございます。郵政省

とも十分打ち合わせをしながら、あらぬ不安を与えないようにするということは大事なことでございまして、慎重に打ち合わせをしながら対処方針を決めていく、こういうふうなことをしたいと考えております。

○安井委員 もう一つ問題になっている国営事業では、国有林の経営の問題があります。現在の国有林野事業は赤字経営であることは間違いありませんし、今年度もまた赤字がふえたようですね。しかしこれは、外材輸入の自由化とか、その他国内市場の変動があるわけですね。そういうふうしようにもならないような要因も加わっているわけでありまして。どんな企業であつてもどんな事業であつても業務の運営を合理化していくことは当然なことでありまして、しかし限度を超えたやり方で進めれば、国民の共有財産である国有林を荒廃させることになる。特に緑の問題は中曽根内閣が大変大きな問題として最近掲げてこられたが、不沈空母をそれで帳消しにするおつもりかどうか知りませんが、小鳥と緑をふやすなどという最近のキャッチフレーズも、それはそれなりに結構だと思えます。そういう観点からすれば、臨調の答申のようなあのままでやっていると、一番大事な国有林が荒れてしまうのじゃないか、ひとつ緑を大切にしようという精神に立った対応をお願いしたいわけでありまして。

この答申の中にも問題はたくさんありますけれども、わけでも問題なのは、立ち木の販売を原則とするという点であると思えます。現在は国の直営直用による素材生産あるいは販売をやっているわけですね。つまり立ち木を切って、それを売っている。そういうやり方を一切放棄をして、立ち木のままだと売る、こういうことの提言があるわけですね。そうしなければ人手が要らなくなつて、人件費が節約できるから、こういう発想なのではないかと思えますけれども、実際はそのことによって逆に非常に大きな矛盾も起きてくるわけであり、大事な国民の共有資産がいかげんな販売の形になってしまう、こういうような問題が

あります。立ち木で売るといっても、これは立っている木です。何十メートルも高く、ほとんど目測でいけません。人間の目の高さのところで立ち木のぐりをはかります。しかし高さは、これは一本一本いくわけがありませんから目測でいくわけですね。それから、中にもいろんな材質の木があるかなどということ、これもみんな全体的には思惑買ひというふうなことになるわけですね。つまり一山幾らということになるわけですね。そして、そういうことのために、中小企業の方とはとても一山幾らで買っただけのお金はありませんから、結局は大企業、特にパルプ資本に国有林を全部売り渡すことになってしまうのではないかと、いう心配もあるわけですね。

また、立ち木で一山幾らで買えば、後は切るのは勝手はうだ、こういうことになるわけですから、皆伐をすることによって土砂が崩壊したり地力が荒廃してしまう、こういうようなことにもなり得ます。かつて全部皆伐方式というので国有林は経営したことがありますが、それでやってみれば、ササが生えてくる、ササが生えてくるとネズミの害が出るもの、そこへ新しい植林をする、そのネズミの害が出るもの、そこからネズミに毒を食わせると公害が起きます。そういうような問題が皆伐方式で従来指摘されているわけですね。そういうような方向に行つてしまつては、得ないのではないかと、思うわけでありまして。

○田中説明員 今回の臨調の最終答申におきましては、国有林野事業にとりましては内容的に大変厳しい内容を含んでおられるわけでございます。これは申しまして、国有林経営の現状もこれまた大変厳しい内容になってございまして、基本的に

は、答申の趣旨を体しましてこれから一層経営改善の努力を促進してまいらなければならないと考えるところでございます。

ただ、先生ただいま、国有林の赤字またふえたそうだとおっしゃいましたけれども、私も五十七年の決算がまだ途上でございますので、発表もしておきませんので御存じでございませぬのは当然で、その点は申しわけないのでございませぬけれども、五十六年の決算が史上最大の赤字を出しまして、大変皆様方に御心配をおかけいたしました。五十七年の決算、もう近く終わるところでございますけれども、いろいろ非常な努力をいたしまして、五十七年は五十六年よりは多少赤字幅は減少する見込みとなっておりますのでございませぬ。これはもう近く御説明できるはずでございます。

そうは申ししても、相当多額な赤字であることは変わりなく、また、当面この赤字体質は続くわけでございますので、さらに改善努力を促進しなければならぬことは私も身にしみて考えておるところでございます。

その答申の趣旨を体しまして、答申の中では数多くの項目についていろいろ指摘をされておりました、ただいま先生のお話しになりました立木販売原則等、理念と申しますかあるいは哲学と申しますか、そういうものとしたしましては私も十分理解をしておるところでございますけれども、お話ございましたように、今日の置かれておる条件から考えますとやはり現実的な対応が必要なものもあるものと考えておりまして、たとえばお話ございましたように、立ち木のまま立木販売にとどめるということになりますと、得るべき付加価値を得られないということもございまして、あるいは高品質、高価格のものにつきましましては、多数の業界の人たちに対する機会付与というようなことで素材販売が公正だということもございまして、あるいはまた、それに関連いたしまして、民間の林業事業者が事業実行体制におきましては恐らくまだまだ時間を要するであろういろいろな問題もはらんでおるわけでございます。

たがいます、私も現実的な対応としては、十分諸情勢と合わせた慎重な対応をしてみたいと考えておるところでございます。

しかしながら、私も、近く予定されております行革大綱の決定後に林政審議会に特別な部会を設置することになっておりますので、この設置をお願いし、その中で、先生のお話ございました緑資源に対するいろいろな世論の高まりもございまして、そういうものと、われわれの行う改善努力をどのように組み合わせ、これから確かな改善の道筋を築いていくか、審議調査をいたしまして、これからの路線を固めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○安井委員 もう時間がなくなりましたから、きょうは食糧庁からもおいでなのですけれども、ひとつ割愛をさせていただきます。わざわざ済みませんで。

そこで、大臣に伺いたいですけれども、いま林野庁の方からの御説明で、国有林の問題でも、いま私が取り上げた立木の販売一つとっても現実的に扱う方では問題があるわけですから、パルプの資本家が臨調の中で発言したのがそっくりそのまま答申になるような、そう簡単なものじゃないと私は思います。したがって、新しい審議会もできるし、政府内部でもいろいろ討議をするのでしようけれども、そういう具体的な問題については、もちはもち屋なんですから、それぞれの審議会や何かあるわけですね、そういうところにお任せになったらどうなんでしょうか。細かいところまで何もかも、臨調なり今度できるポスト臨調審議会なりが押さえないといけないものではないかと私は思うのです。問題意識はそれで明らかにされているとすれば、その意識に立って具体的にどうすればいいかというのは当該の機関にお任せをする、そういう考えの方がいいのではないかと私は思うのですがね。最後に伺っておきます。

○齋藤国務大臣 国有林野特別会計が非常に危機的な状況にありますことは御承知のとおりでございます。林野庁もその経営の改善、合理化のた

めに今日までも努力をさせていただいているわけでございます。

そこで、臨調答申も出ておりますので、この林野関係の経営合理化、刷新、それは私は新しい行革大綱の中に掲げるべき項目だとは思っています。しかし、どういうふうなそれを取り上げるか、その問題については林野庁の方とも十分相談をいたしまして、いま盛んに事務的折衝もいたしておるわけでございますから、その折衝を踏まえて最終の新行革大綱の中に提案をする、こんなふうなことに考えております。したがって、どういふふうなことになるか、きょうの段階では申し上げることはできませんが、十分林野庁と折衝をしながら調整をし、そしていま危機的状況にある経営の改善、刷新、これをどうやって実現することができるか、やはりそういうことは提言すべきである、私はさように考えております。

○安井委員 その場合に、政府なり新しい審議会なりが打ち出すのはいいのですけれども、全くゆとりのないようななかでこうで原局という当該担当の部局におおしてしまおうと後困るので、かなりの余裕を置いた提起の仕方であってほしいと思います。その点はどうか。

○齋藤国務大臣 経営の刷新合理化は非常に大事なことでございまして、それぞれ創意工夫をこらしてやるべき問題でございます。その創意工夫をこらしてどういふふうな方向でやっていくかという問題について、十分打ち合わせをしまして提案をいたしたいと考えております。

○安井委員 終わります。

○佐藤(信)委員長代理 和田一仁君。

〔佐藤(信)委員長代理退席、堀之内委員長代理着席〕

○和田(一)委員 今日のが国の社会情勢を見ますと、きわめて厳しい情勢ではないかと思えます。内政面を見れば、経済成長というものも大変鈍化をいたしまして、この鈍化に伴ってここ三年来まれに見る長期不況の経済情勢である、財政もまた極端な悪化をしておる、こういった経済情勢に

加えて社会構造そのものも非常に急速な高齢化社会への移行が始まっている、こういった現状でございます。そういう中で新しい行政の需要というものの拡大もあるわけございまして、そういったものへの対応の必要性というものも求められている時代でございます。それから外に向かって考えますと、世界的な経済情勢の悪化の中で、わが国の経済あるいは貿易、こういったものの摩擦も一段と激しさを加えておりますし、また国際社会の一員としてのわが国、特に自由主義陣営の中での一員として求められている役割とその責任をどうやって果たしていくか、こういったものに対する負担の増大というものはふえつつあるのではないかと、こういったふうな理解をいたしております。こうした厳しい情勢の中で、いまわが国がとるべき確かな政策、この選択を誤ると大変なことになる、こういったふうな考えをしております。

そういう情勢を考慮しまして、まず国民が政治に期待しておるものは何といたしても徹底した行政組織の簡素化合理化、こういったことが急いで行われなければならないであらう、こういったふうに理解しているわけでございます。こうした基本的な考え方を私も持っております。こうした基盤は今日までこの行革について一貫してその必要性を強く主張してまいりましたわけでございます。昭和五十六年に今度の臨時行政調査会が発足をいたしました、五次にわたった答申が出されたということは、それでもわれわれの主張から言えば遅くはございましたけれども、政府が改革の必要を認めて具体的な対応を図られた、こういった点については私も評価をいたしているわけでございます。

そういった中で五次にわたった答申は、中身を見ますと、これは本来行政改革の一番中心に据えられるべき機構そのものの簡素化、合理化、これが一番中心でなければならぬと思うのですが、そういう大事な面での切り込みが少し足りない、こういった感じがいたします。あるいは補助金だとか許認可、こういったものの改革について、

地方分権を図るといふ観点から見るとまだまだそこへの切り込み方も不十分である、こういった不満な点がありますけれども、行政改革の中心目標、柱といふものを、活力ある福祉社会の建設、ここにきちっと求められたこと、そして国際社会に対する積極的な貢献を果たしていくために必要だ、こういう位置づけをされたこと、そしてさらに増税なき財政再建を推進していくんだ、この点を明確に打ち出しているということは私も評価をします。評価をするのにやぶさかではございません。全体としてそういったことを踏まえましてお答えを要当なものであるとは評価するわけでございます。

その臨調が解散をいたしました今日、その答申の実行は、これはもうすべてその責任は政府にある、私はそういうふうに思います。その大事な行革に対して、いま国民も大変関心を深めて熱い思いを求めているわけでございます。政府における実行を推進していく立場と責任者である長官に、まず臨調答申に対する評価と、それからこの行革を推進、実行していく責任者としての姿勢をお伺いしたいと思います。

○齋藤国務大臣 行政改革に対する二年間にわたる調査会の答申の内容について非常に高く評価していただいておりますことを、私は本当に厚く御礼を申し上げる次第でございます。

現在の日本の経済社会の状況等に対する認識、国際的な動きに対する認識、私も同感でございます。本日に著しい経済社会の変化に対応する、この変化に対応するところ、非常に私、大事なことだと考えておるわけでございまして、その変化に対応するところの観点から、従来のような膨大な機構あるいは制度ではない、行政運営もまた簡潔、強力にしなければならぬ、こういうふうなことでございまして、そのねらいとするところは、将来を展望して活力ある福祉社会を築き、積極的に国際社会に貢献するということに目的を置いておるわけでございまして、そうした

先生の認識につきましては私も本当に同感でございます。

したがって、そうした共通の認識に立っておるわけでございまして、私としては、この臨調答申というものを最大限に尊重し、逐次これに実行に移す、そして国民の期待にこたえていくということが最も大事なことでございまして、したがって、最終答申ができてすぐ政府においては最大限尊重の認識決定をし、そしてまた閣僚に協力を求め、事務当局もまた足を引っ張るようなことをしてはいけませんよということを官房長官がみずから事務次官会議において協力を求めている、こういう態勢でございまして、私は中曾根内閣の最大の課題である行政改革については、本日に重要な内政の課題として全力を尽くして実行に移していくというふうに考えております。

したがって、この最終答申に基づいて行政改革大綱につきましましては、この連休中といえども、関係各省お忙しいでございまいし、事務的な折衝、調整を進めていただいて、そして連休後直ちに党内なり各方面の意見を聴取しながら来月の中旬まで何とか、遅くとも二十日までに新行革大綱を決定したい、こういうことでございまして、全力を尽くして行革推進のために邁進をいたしたいと考えておる次第でございます。

○和田（一）委員 大臣の御決意も伺いました。そして、当面する行革の課題として臨調答申をどうやってやっていくかという、そのための新行革大綱、これもいま作業中である、それも連休を返上してでもとにかくとめて五月の半ば、遅くとも二十日までに新行革大綱ができて上がる、こういうふうな御答弁があったわけでございましてけれども、そういう作業の過程であれば、これは相当中身は詰まってきた、こんなふうに理解をしております。よろしいでしょうか。

私は、そういう進行状況でまああつたわけの間にまとめ上げられるということであるならば、まず一つお聞きしたいのは、その大綱の中心に何を据えておられるかですね。答申のような三つの

柱を私先ほど申し上げましたけれども、そういうものをきちんとお据えになっているかどうか、それをまずお聞きしたいと思っております。

○齋藤国務大臣 具体的に全体の構想を申し上げるまでにはいまは至っておりません。しかしながら、第五次答申の一番大きな問題は、行政機構の再編成の問題、それからブロック機関のいろいろの問題、それから府県単位の機構の問題等々があるわけでございまして、そういうふうな行政機構の簡素合理化、これは私は行革答申の線に沿って実行していきたい、こういうふうに考えております。

それから第二点の問題としては、許可認可の問題でございます。いろいろ指摘されている問題もありませんが、そのほかの問題もあるかもしれません。私が私は非常に大事だと思っております。もう国民はいろんな法律のもとに非常な規制を受けているような形でございまして、やはり民間の活力を発揮させていただくためには、こういう許可認可の思い切った整理合理化をやるのが私は非常に大事だと思っております。特に検査検定、あれがいろんな特殊法人等が役所をやっているわけでございまして、民間に代行させるものがたくさんあると思うのです。そうして民間の活力を吸収していくということが私はやはり大事なことでないかというふうに考えております。

それから三番目には、やはり何といつても補助金の問題でございますが、これは来年度の予算編成において大蔵省は増税なき財政再建をことししなければならぬ、こういうことは大蔵省も十分承知しておりますから、来年度の予算編成に際しましては補助金について相当思い切った措置を講じていただくということになるのではないかと、こういうふうなことをいろいろ考えておるわけでございまして。

いまは具体的に詳細を申し上げることはできませんが、そういう第五次答申の実行を中心とし、さらに、昨年出ました第三次答申でまだ実行に移

されていない電電の問題とか専売の問題とか、そういう問題もあくまでも改革は実行していくんだということ、新行革大綱の中に打ち出していきたい、こんなふうに考えておる次第でございます。もう少し具体的に申し上げたいのでございまして、まだそこまで固まっておりますので、きょうのところはその辺で御了承を願っておきたいと思ふ次第でございます。

○和田（一）委員 いまの御答弁を聞いておりました、大体私が考えている線は出てくるのじゃないかというふうにも期待をするわけですが、たとえば補助金のカット等、そういったことをどれぐらいやるか、それもきちんと具体的に出すこと、私は増税なき財政再建という答申の線を尊重していくというところになれば、やはりそういう点は思い切ったことになれば、やはりそういうふうに期待をいたします。

それからまた、民間の手法を取り入れるというようなことも、活力ある社会をつくるという意味で非常に大事だ、こう思いますが、「活力ある福祉社会の建設」という答申の線では、私はここが大事だと思っております。これは福祉の後退はないのだという線である福祉社会の建設、こういうふうな答申の精神だと思っておりますが、それは生かされるでしょうか。

○齋藤国務大臣 補助金の問題につきましては臨調答申に三十数項目例示されておりますが、あの例示にはこだわらないでいくべきだと私は考えております。ただ、これはやはり明年度の予算編成と絡む問題でございますから、行革大綱の中で具体的なことを例示することは、率直に言いますと私は困難じゃないかと思っております。しかしながら、基本的な方針としては、あの例示されておる三十数項目にはこだわらずに、できるだけ補助金の整理に当たっていただきたい、ということをお願いいたします。

それから活力ある福祉社会、これはやはり何といたしても、福祉というのは政府から与えられるもの、自助自立

の精神に立脚して福祉社会を築くということがお互い大事なことでと考えております。したがって、従来とも臨調の答申には、福祉の水準は切り下げないというのを前提として、自助自立の精神を生かしながら活力ある福祉社会を築いていかなければならぬということをうたわれておりますので、そうした方向に沿って努力をしていきたい、こんなふうに考えておる次第でございます。

○和田(一)委員 それじゃ、きょうの議題でございます臨時行政改革推進審議会についてこれからお尋ねをしていきたいと思っております。

この法律案は、臨調の第四次答申を受けて、臨調後の行革の推進体制として総理府の中に推進会議を置くという内容でございますが、そこで長官に、まずこの審議会を設置する趣旨、何回も同じようなことを聞くようで恐縮でございますけれども、臨調が解散した今日、臨調答申を受けてこれから行革を先ほどお聞きしたような決意の中で推進、実行していくという政府としての審議会を設置するということの意味合い、この審議会の性格について、ひとつ御答弁をいただきたいと思っております。

○齋藤國務大臣 臨調の答申が出されたわけでございまして、最終答申を三月十四日にいただいたわけでございますが、答申をいただきましたと、これを実行する責任は政府にあるわけでござい

ます。そこで、政府は、これを実行するに当たって、臨調答申に盛り込まれた行政制度なり行政組織なり行政運営等について、成案を得る前にやはり各界の有識者の方々の御意見を承って、そして臨調の答申を生かして成案を得るにはどうすればいいかということをお十分御意見をお聞かせいただくなり答申をしていただくなり、そういうことでやるのが私は最も適当である、こういうふうに考えまして、政府だけで独断的に案をつくって必要があったら国会へ出すというやり方ではなしに、成案を得る前にこうした審議会において意見をお聞かせいただいて、そして国民的課題である行革の実施というものを円滑に進めていきたい、こう考

えて提案を申し上げた次第でございます。

○和田(一)委員 成案を得る前に意見を聞く、こういう御答弁でございました。そうしますと、法案の中にあるように、これは私が先ほど申し上げましたように臨調の答申は必ずしもすべてを包括して十分というわけではない、まだ切り込みの足りないところもある、こう申し上げたのですが、そういう足らない点についての意見が出てきた場合には、それは尊重されるのですか。

○齋藤國務大臣 臨調の答申の中身は、制度なり組織なり運営なり、非常に各方面にわたって行われておるわけでございます。そしてまたさらに、その中には、先ほど御質問ございましたが、情報公開等については検討しなくてはならぬというふうな提言もあるわけでございますから、大体みんなあの範囲の中に入ると思っています。言葉の上では入ると思いますが、具体的に例示がなくても、その関連においてやはりこれも一緒に改革すべきじゃないか、こういう御意見が出れば、それは当然やっていくべきものではないかと私は考えております。さように御理解をいただきたいと思っております。

○和田(一)委員 答申によりますと、初め答申ではこれは委員会というような名称がつけられていたように思ふのです。今度の法案ではこれが審議会というふうな名称も変わりました。委員会ではなく審議会とされたというのは、恐らく答申の気持ちの上から言えば、これは国家行政組織法に言うところのいわゆる三条機関としての委員会、そこまでは求めないにしても、それに非常に近いようなそういう性格のものをつくってほしいという答申であったのではないかと思ふのです。これに対してその名称をあえて審議会というふうに変えられたわけなんで、何か意気込みが一段とトーンダウンしたのではないか。行革に対して、これはポスト臨調、ポスト臨調とよく言うのですが、本当に臨調の後を受けてポスト臨調としての性格を持たせるといふのであるならば、その辺がどうも意気込みとして何か一つトーンダウンした

ような印象をこの名称一つ見ても感ずるわけですが、その辺はどうなんでしょうか。これは臨調がはっきりとそう言っているのではないにしても、相当強い権限を持たせた委員会を置いたがよいという答申であったと私は思うのですが、いかがでしょう。

○門田(英)政府委員 ただいまの御質問でございますが、御案内のように臨調の第四次答申におきまして、ポスト臨調と申しておりますけれども、臨調後の行革推進体制のあり方の一環としてこういった審議体制が必要ではないかという趣旨の御答申があったわけでございます。先生御質問のとおりでございます。行政改革推進委員会(仮称)ということ御提言があったわけでござい

ます。その内容の骨格は、御案内のとおり「学識経験者である委員若干名をもって組織する。」そして、臨調答申の実施状況等について調査審議を行う、それから総理大臣の諮問に応じて答申し、または意見を述べる、こういうことを中心として骨格ができて上がっているわけでございます。ただいま御審議をお願いしております法律案は、新しく設置されるべき推進機関、この構成であるとかあるいは所掌事務であるとか任務であるとか、こういった事柄については、すべて臨調第四次答申どおりの内容として今回立案、編成したものでござい

ます。ただ、この第四次答申が、臨調の部会あるいは本調査会において審議された経過において、三条、八条というふうな御議論は全くなかったやに私も伺っているところなのでござい

ますけれども、この第四次答申の提言に示されましたこういった任務の合議制機関と申しますのは、答申それ自体の骨格にもござい

ますように、やはり調査、諮問的な機関であるということとははつきりしているわけでございまして、国家行政組織法のた

私自身が事務局長くらいのつもりでやらぬとできないのじゃないかと思うのです。はなはだ僭越でございますが、そのくらいのもので行軍の推進に当たっていく、こういう決意でございます。

○和田(一)委員 少し事務的に尋ねたいと思います。

この審議会を設けて、政府は、その調査審議のテーマや方向、こういったものについてどういうような期待を持たれておるか。

○門田(英)政府委員 先ほど大臣からもお答え申し上げたとおりでございます。この審議会の調査審議の範囲と申しますのは、臨時行政調査会の御答申、この範囲と実質的に同一でございます。臨時の御答申、先ほど先生はまだ足りぬところがあるのではないかと御指摘もございましたけれども、大要広範多岐にわたっているわけでございますし、かたがた当審議会の設置期限は三年間ということに相なっておることとあわせ考えてみましても、政府が今後責任を持って実行すべき行政改革施策についての御意見をそういう高い立場からお願いするということの意味で十分ではないかと思っております。また、私も政府としては、そういった有識者としての御意見をちょうだいし、せつかく政府の行政改革の推進に邁進してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○和田(一)委員 いままでの御答弁で今度の行革審というものの性格は大体わかってきたのですけれども、ある新聞報道によりますと、そういった臨時答申を踏まえて政府が出してくる施策に対してそれを監視する監視機関だけではなくて、新機構の中で、たとえば地方自治体への機関委任事務の整理合理化案の作成とか、あるいは総合管理庁の設置案とか、電電公社の改革などについてもこの審議会が審議することも検討している、こういう報道があって、いまの答弁とちよつと性格が変わって、本当の意味での臨調がやり残したようなことあるいは本当のポスト臨調としての性格のものにも考えているやに報道されているのです。

が、そういう点はいかがですか。

○門田(英)政府委員 ただいま御審議をちょうだいしております法案の第二条に審議会の所掌事務が規定されているわけでございます。先ほど来お答え申し上げておりますように典型的な調査審議機関であるわけでございまして、一部新聞の報道にございました、先生たまたま御指摘のような記事の真意は私も定かでないわけでございましてけれども、施策決定機関というふうなことでは全くないという御理解をお願いしたいと存じます。

○和田(一)委員 いままで、たとえば第一次臨調がその任務を終わった後にできました行政監理委員会というのがございましたけれども、こういった過去の委員会で相当膨大な量の意見だとか答申が政府に対して出されておったわけですから、政府は、今度の法案にも「答申を尊重しなければならぬ」という尊重規定を置いておられますけれども、これが前と同じようにやはり文言だけの尊重に終わってしまいいやしないか、こういう気がするわけですが。

たとえば、昭和五十四年に公務員定数を五年で一割削減するというふうな求められた行政監理委員会の意見があったのですが、それがそのとおり実現されてない。こういったことを踏まえしても、そこで出されてくる意見、答申は尊重する、こう言いながら、実現の段階になるとなかなかそれが果たされてない。こういう過去を考えまして、今回も総理大臣は審議会の意見、答申を尊重しなければならぬ、こう言っておりますけれども、本当にそれが実現できるかどうか、これは大臣の決意のほどだと思っております。いかがでしょうか。

○齋藤國務大臣 第一次臨調後の監理委員会と今回の審議会は非常に性格が違っていると私は思うのです。

まず第一に違っておりますのは、前の監理委員会というのは行管庁長官に対して意見を述べるということで、行政管理局に置いた委員会でございます。ところが、そうなりますと、意見具申の範

囲が行政管理局の所掌事務について、そうなるわけでございます。そこで、そういうことじやなしに、今度の臨調の答申というのは行政各般にわたる問題であり、しかもまた総理大臣を頂点として内閣全体が真剣に取り組むのだという強い決意で当たるわけでございますから、そういう強い決意を示す上から言っても、行政管理局長官のもとにおける委員会ではなくて、総理大臣のもとに置くことにしたということが私は非常に大きな性格の違いだと思っております。

しかもまた、総理大臣としては内閣を挙げて取り組むのだという決意を示す意味においても、本当は、法律的に言えば尊重義務なんというのは書かなくてもいいようなものです、どんな審議会だつて尊重しなくていいという審議会はないのですから。けれどもこの審議会だけは、総理がみずから責任を持ちますという強い決意を示す意味において尊重義務をうたつたわけでございまして、以前の監理委員会と性格が根本的に違ひますし、政府の意気込みが非常に違うということは、どうか御理解いただきたいと思つておられます。

○和田(一)委員 この審議会が置かれるのが三年、こういふふうに一応限定されておられますが、この三年以内に監調答申の実行が可能かどうかという目安で三年に置かれておられるのでしょうか。私は三年でこれだけ膨大な大改革をやり得るとはなかなか思わないのですけれども、そこで、もし問題が残つたときにはどうされるか、その点についてお聞きします。

○門田(英)政府委員 臨調の御答申というのは、きわめて短期に整々と実行していかなければならぬという課題から、あるいは長期にわたる非常に広範な分野にわたっているわけでございます。しかしながら、行政改革というのは、先ほど大臣も鉄は熱いうちに打てというふうなことを申し上げた次第でございます。十年とか長期にかかるといふことでそれまでゆつくり腕を組んで待つていいよというものでは決してないわけでござい

ます。やはりこういう時期に、両三年の間に長期の問題につきましても一定の方向を見定め、軌道に乗せていくという努力が必要である、かように考えているわけでございます。臨時行政調査会第四次答申の方でも、恐らく同じような考え方のもとに三年間という時限でつくつてはどうかという御指摘があったものと心得ているわけでござい

ます。

私も、行政改革を今後推進するに当たりまして、このような考え方のもとに中長期にわたる課題につきましても三年間の間に軌道を見定め、そしてめどを立てるということをやっていくべきであると考えておりますし、この三年間で十分それが可能ではないか、こう考えておるわけでございます。

なお、三年たつてなおかつできなかったらどうなのかという御質問であるわけでござい

ますが、ただいまの段階では、私もこの三年間でめどを立てるという決意を持っております。ひとつ御了解をいただきたいと思つ

○和田(一)委員 これは審議会の答申、意見待ちということ、非常にむずかしい行革をやつていくわけですが、その際に、むずかしいこと、やりにくいことは審議会の方の意見、答申待ちというふうなことでこれを実行の段階での逃げ場にしていただく、これを隠れみのに利用されないようにしていただく、これを隠れみのに利用されないようにしていただく、そのことについてどうぞとお尋ねをしておるわけですが、この審議会をつくることによって、前向きに推進をしていくというための審議会を逆にこの逃げ場にならないように、隠れみのにならないようにお願いをしたと思つたのですが、いかがですか。

○齋藤國務大臣 これはもう仰せのとおりでございます。この審議会をつくつて隠れみのにしたたり逃げ口上にしたたり、そういうようなことは絶対あつてはならぬ。推進することが目的でございますから、後退させるためにこれを使うなどということとはとんでもないことでございまして、私もあくまでもこの審議会の調査審議を通して強力に

推進をしていきたい、こういう決意でございます。

○和田(一)委員 それでは少し先へ進みまして、臨調の第三次答申で提唱されました総合管理庁、仮称でいいけれども、これの設置についてお尋ねしたいと思ひます。

答申では、政府全体としての行政の一体性あるいは整合性、効率性といったものを確保して、セクショナリズムによる行政の停滞を回避したい。そのためには、内閣機能の強化及び予算、計画による調整の強化と並んで、人事、組織による調整が効果的に機能しなければならぬ、こういうふううに答申がなされて、この人事、組織の調整に關して、人事管理の調整は総理府人事局及び人事院によって、また組織、定員管理及び行政監察は行政管理局によってそれぞれ分担され、一体的に行い得ないところからこの人事、組織による調整の諸機能が十分發揮されない状態にある、こういうふううに指摘していただいているのですね。こうして指摘した上で、この総合管理庁、仮称ですけども、こういうものでそういう一体性あるいは整合性、効率性のあるものをつくれ、こういう答申が出されておられるわけでございます。

中央省庁の改革については、九月二十四日に閣議決定されたものでは、「今後における行政改革の具体化方策について」これは行革大綱のことですね。この行革大綱によれば、臨調の「答申の趣旨を踏まえつつ検討のうえ所要の結論を得る」という閣議決定がされております。

ところがどうも総合管理庁については、仄聞するところによれば、政府内部の意見も必ずしも足並みがそろっていないようなことを伺います。いまだにこういういったものが成案になっていない、こういうふうな状態ですが、この設置構想について、これは関係のあるのは行管庁だけではございませんが、まず行管庁、それから総理府、それから人事院、それぞれどんなふうにお考えになっておるか、一通り聞かせたいわけでございます。

組織・制度の管理、定員管理等々の問題について総合的に内閣全体として整合性のある機構をつくらうかという御提案でございます。臨調としては非常に強固な設置方を主張し、答申をされておられるわけでございます。

昨年の九月の答申以来、政府内部においてもいろいろな話し合いはあったと私も承知しておりますが、まだ具体的に成案を得てない段階でございます。そこで、今度は最終答申においても非常に強く意見が出されたわけでございますので、これをどうやって、どういう形で行革大綱の中に位置づけるか苦慮しなければならぬ問題であると私は考えております。

この問題につきましては、関係方面の十分な意見も聞かなければなりませんし、党内にもいろいろな意見を持っておられるわけでございます。そういう方々との意見調整をどういふふうに進めていくか、慎重に取り扱っていかねばならぬ問題だと考えております。したがって、きょうの時点において、こうする、ああするということをはっきり申し上げることができませんことは遺憾でございますが、私もこの内容については評価すべきものがあると思うのです。総合的な人事管理、定員管理、組織管理、そういうところがどうもやはり不十分な点があるんじゃないかという認識を私は持っております。しかし、具体的にどういう案にするか、今後もう少し時間をかけていただきたい、かように考えておられる次第でございます。

○和田(一)委員 長官のいまの御答弁ですと、調整をして、ちよつと時間をかけてくれ、こういうことでしたら、この新行革大綱の中にこれは盛りれると理解してよろしいですか。

○齋藤國務大臣 これは臨調としては非常に重く見ておられる問題でございますので、何らかの形において盛り込まないというわけにいかぬのじゃないかと御認識を願ひたいと思ひます。

○和田(一)委員 それじゃ、総理府や人事院の見解を聞きたいと思ひます。

○高岡説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のございました点につきましては、総理府といたしましては、関係各方面の御意見を十分伺ひしながら政府内部において十分論議を尽くさせていただきます、このように考えております。

○服部政府委員 ただいま御質問の総合管理庁につきましても、まだ具体的にその取り扱いが決まっていないうふううに承っておりますので、人事院といたしましては、現段階において意見の表明を差し控えていただきたいと思います。

○和田(一)委員 何か具体的にまだ全然進んでないような感じもいたしますけれども、しかし、余りくどく申し上げませんが、これは臨調基本答申の大きな目玉の一つだ、私はそういうふううに理解をしておりますので、ぜひひとつ前向きに取り組んでいただきたい、こう思ひます。

それから、ちよつと角度は違つて申しわけないかもしれませんが、この間の本会議で国家行政組織法の一部改正案の趣旨説明がされましたが、その中で、従来法定事項であつた局、官房など、こういった内部部局の設置を政令事項に改めよう、こういうことで、庁次長、官房長、総括整理職を初め審議会などの附属機関の設置も政令で定められることにする、こういう御趣旨の説明がございました。

この改正案全体はまたいずれ審議をするものと思ひますが、その中でただ一つだけ、総理府には現在官房長というポストがないわけですね。いま官房長というポストがないというのは、何か不都合なことではあるでしょうか。その点だけちよつと聞いておきたいのです。総理府の機構全体として、今度の組織法が改正になれば置くことができるようになるわけですけども、現在ない官房長、なければ大変不都合だという見解かどうか、ちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○高岡説明員 お答え申し上げます。

いいません。事実上のことを申し上げれば、難澁をいたしておるというのが本当のところでございます。

ただ、総理府といたしましては、こういう時期でもございまして、組織の簡素合理化を図るという観点あるいはそれ以外にまた効率化を図るべきという観点もございまして、この二つの立場を十分考えながら、官房長の設置の問題については今後慎重に検討してまいりたい、かように考えております。

○和田(一)委員 続けて、中央省庁の改革についてお尋ねしたいと思ひますが、臨調の第三次答申で、国土に係る行政体制のあり方について触れております。ここで国土庁、北海道開発庁及び沖縄開発庁の統合というものを打ち出してありますけれども、国土庁は一番新しい行政機関ではないかと思ひます。多分これはまだ十数年もたつていないのではないかと思ひますけれども、その任務は、国民の生活と生産を通ずる共通の基盤である国土の均衡ある発展を図るために国土に關する行政を総合的に推進する、こういうことだろつと思ひます。これは実態的に、国土庁という一つの省庁でなくとも、独立して行わなくても、建設省であるとか経済企画庁であるとか、こういった役所と役割りを分担して行えるものではないか、そういう意味で臨調もこの国土庁、北海道開発庁、沖縄開発庁の統合というものを打ち出してきた、こういうふううに理解をいたします。

民社党は前から国土庁の廃止ということをは言つてきたわけでございますけれども、この行革の一つの大きな中心である中央省庁機構そのものにどうやってメスを入れていくか、こういうことがこの行革全体の中での一つの大きな目標であらうと思ひます。こういう点について、これはどういふふうに取り組んでいくかですね。総合企画庁についても、これは時間かしてもらわないとできない、こういうふうなお話をございましたけれども、三次答申で出てきました国土庁のこの問題についても、方向だけでもお聞かせをいただきたいと思います。

と思います。

○齋藤國務大臣 国土三庁の問題については、それなりの理由があつて臨調答申がなされておるわけでございます。しかしながら、沖縄の本土復帰はまだ十年といったようなこともあり、また特殊ないろいろな事情等もあります。北海道はまた北海道で、将来の開発発展を展望したときにそうした方がいかうか、そこにも特殊な事情があるということも考えなければなりません。

そこでこの問題についてどう取り扱うか、きょうの時点において最終的に意見をまとめるのはありませんが、慎重に対処していく必要があるのではないかと、こういうふうなきょうの時点でお答え申し上げておくにとどめたいと思います。

○和田(一)委員 自治省の方お見えになつておると思ひますので伺いたいと思ひますが、臨調答申では、地方公務員の給与について、国家公務員あるいは地域の民間事業の従事者等との均衡が当然図られなければならない、こういうふうに出ておると思います。

ラスパイレスという指数がございますが、ことしの三月に自治省の方から発表されました数字では、一般行政職をとると一〇六・一、これは五十七年の四月一日現在、そういうことで指数が出されております。これは国家公務員より六・一％上回つてゐる、こういうことですが、実態はこれだけではない、さらにいろいろな手当とか何だとか、窓口の手当とかあるいは危険手当とか、いろいろな手当がプラスされて、実態はもっと開いてゐる、こんなふうに出ておるんです。全般的にこの較差は是正の方向にあるのではないかと思ひますけれども、現状はこの示されたとおりだと思ひます。この点について、地方公共団体の給与水準、それから職員の数、それから人件費、事務・事業ごとの生産性等について総合的に活用できるような有効な指標をつくれというように答申が出されておりますけれども、この作成について現在どんなふうに進められておるか。検討しているかどうかですね、その辺をお聞かせい

ただきたいのです。

○柿本説明員 お答えいたします。地方公務員の給与の適正化につきましては、御指摘のとおり徐々に適正化の努力がされておるわけでございますが、現状ではまだまだ真剣に取り組まなければならない課題として残されてゐる、こういうふうに考えております。

臨調答申の中で幾つかの点が指摘されておるわけでございます。ただいま御質問いただきました給与水準の有効な指標、こういう点でございますが、臨調答申で御指摘いただきましたので検討すべく考えておりますが、現在、給与水準につきましては、御承知のようにラスパイレス指数というものは、これは国の職員構成に置きかえた場合当該団体の給与水準が制度上どのくらいにあるか、こういうことを見る目安として使つてゐるわけでございます。臨調答申で御指摘いただいたことについては検討を続けてまいりたいと思ひますが、とりあえず地方公務員の指導につきましては、給与水準を見る場合にはその指数を使いながら当該団体の適正化努力を指導してまいりたい、さうに考えております。

○和田(一)委員 地方も中央の行政改革と歩調を合わせながら、地方は地方で財政的にも大変苦しい中で何とか合理化、行革をやりたい、こういう意欲が最近強くあらわれております。議会などもみずから定数を減らすという市町村が非常にふえてきてゐる。こういう傾向を見ましても、こういった指標が出ると出ないとでは取り組みの姿勢がうんと違つてくると私は思うので、これはなるべく早く作成して出していただくように御努力をお願いしておきます。

聞きたいことが大変たくさんございましたけれども、だんだんと時間が参りました。

最後に、第二臨調が二年間にわたりまして審議しまして、そこで練り上げた答申というものはそれなりに評価をしていい、こう私は思ひます。いま行政改革には非常に多くの国民が関心を寄せております。もう現在の最大の政治課題の一つとし

てその成果が国民にとって非常に期待をされてゐる、こういうふうにお聞きわけでございます。この大事業が成功するかどうか、これはかかつて責任者である長官あるいは総理大臣の決意にかかつてゐる、こう思うわけでございます。内閣の命運にかかわるような重大な政治課題であるだけでなく、次世代の国民が重い負担を背負いながら、活力のない社会で望みの少ない生活に追い込まれるかどうかの分かれ道にある、ここでやらなければ行革はもうタイムリミットだ、そういうふうには私どもは理解をしておるわけでございます。最後に、私どもがこう理解しておりますことに對して、長官はこの行革にさらに一層かたい決意で取り組んでいただきたい、こう思ひます。いかがでしょうか、もう一度決意をお聞かせいただけたら幸いです。

○齋藤國務大臣 二年間にわたり土光さんを初め委員の方々が昼夜を分かたず御努力をいたした、その結果生まれました答申につきましては、国民もまた非常に期待をいたしておるわけでございます。その責任は非常に重いと申しております。したがって、あくまでもその答申は最大限に尊重し、逐次これを実施に移し、国民の期待にこたえるように不退転の決意をもって努力いたします覚悟でございます。

○和田(一)委員 終わります。

○堀之内委員長代理 和田一仁君の質疑はこれで終結いたします。

中路雅弘君。

○中路委員 限られた時間ですので、法案を中心にして私は御質問したいと思ひますが、質問の前に一言、これは大臣に意見を述べておなくてはならないと思ひますのであえてお尋ねしますが、今回の臨時行政改革推進審議会設置法案と国家行政組織法改正案の審議を前にして先日、四月十九日に赤坂の料亭「満ん賀ん」で行管庁長官主催の懇談会が開かれました。

私のところへ来ました案内状を見ますと、「この

たび当庁所管の法律案として国家行政組織法一部改正案及び臨時行政改革推進審議会設置法案を国会で御審議願ふことになりました。つきましては、「次のとおり粗さんの用意をいたしましたので」という案内状になつてゐるのですね。私は端的に言えば、法案については私たちが反對の立場でありましても、こういう案内で粗さんをというところになりますと、法案との取引に思われてもこれは弁明の余地がないわけですね、こういうところに出席しますと。この懇談会は何を目的に開かれたのか、また竹村総務審議官あてに今日の請求書が出されておるようですけれども、この費用はどうされたのか。率直にお尋ねしておきたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 実は私が、昨年の十一月末でございまして、中曽根内閣成立に当たりまして行政官管理庁長官を拝命いたしましたわけでございますが、私の方の行管は何かと内閣委員会の方々の御指導をいろいろといただかなければならぬ関係にあるわけでございますので、これ以来実は早く就任のごあいさつを申し上げたい、こう考えておつたわけでございますが、なかなかその時間的な余裕がありませんでございまして、就任のごあいさつを申し上げたい、その機会に御懇談申し上げたい、実はこういう趣旨であつたわけでございます。その文章、私は本当に知りませんが、率直に言つて、私、知らないからといって何も責任を逃れるわけじゃありませんが、私の真意は就任のごあいさつをいたしたい、こういうことでございますが、皆さん方お忙しい方が多いようでございまして、そのときにも私は、就任のごあいさつを申し上げる機会を失して今日に至りましたということ率直に申し上げて、いたしました。

それから、その費用はどこからだと言ひますが、これは行管庁などにはそんな金はございません。一文もございません。これは私のポケットマネーという私の月給というのですから、そのく

金で支払うということにいたしてございます。何か請求書の名前がどうのこうのとおっしゃったようでしたが、それは連絡したから、電話をかけたからそうだったのであります。私、何も他意はありません。就任のごあいさつをする、私は結構じゃないかと思っておりますが、しかし、どうも出席の方は少なかつたですね。そういうことだけ率直に申し上げます。就任のごあいさつを申し上げたい、それだけでございます。何も他意はございません。

○中略委員 いま大臣が就任のごあいさつだ、それからポケットマネーだとおっしゃいましたから、それ以上この問題は私は言いませんけれども、しかし、大臣は見ていないとおっしゃってますけれども、議員に於ては内閣は「行政管理局長官齋藤邦吉」というふうになっております、それから文章も就任のあいさつというものは一言もないわけですね。そういうあいさつじゃなくて、最初から二つの法案が審議願うことになった、だから、つきましてはひとつ御一献という文章になっていきますから、これは大変けしからぬ文章だということをお私に指摘しておきたいと思うのです。

もう一つ。これはポケットマネーだとおっしゃってますから、それについて直接意見は述べませんけれども、料亭関係者の話ですけれども、この種の会合の経費は通常役所が支払って、個人が支払うケースはほとんど皆無に近い、いつもそうだとすることは関係者が言っているのです。それで請求書はどこに出したという話です、中身、金額までは私はお話ししませんけれども、やはり行革を口にする行管庁がこうしたことを率先してやるということは非常に重要だと私は思いますし、むだ遣いといえますか、こうしたところにメスを入れなければならぬというふうに日ごろ思っています。もし就任のごあいさつだということにして、やはりこうしたことは、大臣が就任されるたににあるいは法案が出てくるたびに料亭でこういうことがやられると、いまポケットマネーだとおっしゃっていましたが、関係者によると大

体官庁の費用が多いというお話ですから、そうだとすれば、ますますこれこそ行革の対象にしなければいけないと思つたわけですから、もう一度長官の見解をお聞きしておきたい。

○齋藤國務大臣 その文書を私は見ておりませんけれども、私はそんな文書を書きたくないなどということを言った覚えはないのです。しかし、文書上に私の名前が出ています以上、これは私が責任を負わなければならないでしょうが、そのときに与党の方もお見えになりましたけれども、余り大げい来なかつたですね。私は開口のあいさつに、就任のあいさつを申し上げたいとお越しいただいたんですと、そうはつきり申し上げました。それはそのときお聞きになっている方はわかつていると思います。

それから費用は、これは間違ひなく私の金です。役所に第一そんな金はありません。よその役所のことは私は知りませんが、行管庁というのは総額二百億くらいありますんで、これはほとんど人件費でございまして、そういう金はございせん、何ぼ調べたつて。これは間違ひなく私のポケットマネーから出したものでございまして。これははつきり申し上げておきます。

しかし、いずれにせよ非常に御迷惑をかけるようなことになったのかと思つて、その点は今後注意いたしたい、かように私は考えております。

○中略委員 この問題は一応それにとどめておきます。

法案に関連した問題で質問ですが、今度の行政改革推進審議会が審議する行革施策の基本方向というの、五月の連休明けに閣議決定が予定されている行革要綱で示されるということが報道されていますけれども、この行革要綱は大体いつごろ閣議決定される予定でございましてか。

○齋藤國務大臣 先ほど来、たびたびよその委員の方にもお答え申し上げてきておりますが、やはり事務的の折衝が大事でございまして、行管庁と各省とのいろいろな事務的な折衝をいま進めておる段階でございまして、連休も役所の方々は本

にお気の毒だと思ひますが精勵していただきまして、一日も早く事務的の折衝を終えて、できまするならば五月の中旬、二十日ごろまでに決定をした、こんなふうな考へておる次第でございまして。

○中略委員 いま五月二十日ごろとおっしゃいましたけれども、決定される予定の行革要綱では、臨調が一連の答申で提起して改進黨案のすべについてその実施方針を盛り込まれるのか、それとも、当面緊急に着手すべきものを中心にしたわば第一次行革要綱的なものとして、今後調整をしなければいけない問題事項については第二次、第三次という形にする考へなのかという点と、もう一つ、今度出されるこの行革要綱では、どういった問題が中身の柱になってくるのか、検討されているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○門田(英)政府委員 御承知のように、臨調答申は大変広範囲にわたつておるわけでございまして、最終的にどのような事項が盛り込まれるか、これはただいま政府内部で検討中であるわけでございまして。ただし、行政改革の推進の政府における取りまとめの責任を持っております当庁といたしましては、希望でございまして、臨調答申の主な課題というものはなるべく拾ひ上げて、改革の基本的な方向なり手順など、こういう事柄について明らかにしてまいりたい、かように考へております。

○中略委員 新聞報道ですと、総理が行管庁長官に会われた際に、この行革大綱のプログラムの中身に、臨調の最終答申を受けて省庁組織の改革、それから特殊法人の整理の問題、許認可の整理の問題等はぜひ入れるという問題と、電電や専売公社、こうした問題については次期の国会で法案として提出するということも明記をするというよう

な点が新聞報道で出されておりますけれども、こういった具体的な問題についてのお考へはいまどうですか。

○齋藤國務大臣 新行革大綱の中には、最終答申に盛りれております中央省庁の再編成の問題あるいはブロック機関の問題、府県単位の機構の問題等が基本問題としては取り上げられる問題でございまして。さらに許認可の問題等々があるわけでございまして、そういうふうな臨調が真剣に取り組んでこられた問題を取り上げるようにいたしたい、かように考へておる次第でございまして。

○中略委員 専売や電電ということも報道されておりますが、この扱いはどうされますか。

○齋藤國務大臣 最終答申に盛りれた内容、そういうものを取り上げますと同時に、昨年の第三次答申の中で取り上げられてまだ実行に移されていない問題、電電、専売、こういう問題についても、これは昨年の行革大綱では次の通常国会というふうになっておりましたが、まだ十分調整ができておりませんでしたために今度の国会に提案することができまされたので、これも次の国会に提案するようにしたいというふうなことで、新行革大綱に盛り込みたい、こんなふうな考へておる次第でございまして。

○中略委員 今回の行革審議会設置法案と臨調の第四次答申との関連ですが、一般紙などで、行革推進委員会は厄介者だとか、政府・自民党が権威ある機関に反発とか、今度の法案は臨調第四次答申を後退させるものだというような新聞報道があります、お考へはいかがですか。

○門田(英)政府委員 私、真摯にしてそういう新聞報道を、大分前にあつたのかもしれないが、余りよく拝見していませんけれども、政府内部に第四次答申、ただいま御審議を仰いでおりますポスト臨調の臨時行政改革推進審議会、この構想について非常にクールな目をもつて見てみるとか、あるいはややこれを制肘しようとか、そういう動機は全くないもの、かように心得ております。

○中略委員 法案は、臨調後の行革推進機関の名称を、臨調答申は行政改革推進委員会としていたのに対して、臨時行政改革推進審議会ということにされておりますが、これはどういう理由かという

こと、三年間の臨時機関として提案された意向についても、あわせてお尋ねしておきたい。

○門田(英)政府委員 第一の点でございますが、第四次答申で確かに委員会という名称で御答申があったわけですが、「(仮称)」ということに相なつていたわけでございます。この第四次答申の骨格というものをすべてそのまま尊重しつつ、今回のただいま御審議を仰いでいる法案を取りまとめた次第でございます。この法案の第二條、所掌事務等をあらためさせていただきますと、これはもう典型的に調査審議機関であるわけでございます。ただいまの国家行政組織法の体系から考えますと、これは明らかに審議会という字をこういう性格の機関には当てはめるのが最もふさわしい、かように考へて審議会という名前にさせていただきます。次第でございます。

御質問の第二点、なぜ三年間の時限としたのか。これは臨時の御答申でも三年間としてあるわけでございますが、その御真意は、今回の臨時答申は、短期的に片づけなければならぬもの、あるいは中長期を要するもの、種々非常に広範多岐にわたつていくわけですが、たとえ中長期にわたつていくと仕上げていかなければいけないような課題でございます。やはりこの三年の間に片づけるべくその方向、軌道というものを見定めて、めどを立てていくという必要があるという御真意から発したのではないだろうか、かように心得ております。私も今後行政改革を推進して実施していくべき責任部局にあるわけでございますが、私も、この三年間の時限の間には片づけるべく、この三年間の性格のものであらうか、かように心得て三年間の時限とさせていただきます。この三年間でございます。

○中路委員 いま法案の第二條のことが出ましたが、これに関連して、臨時第四次答申では臨時答申で提起した問題の具体化や行政改革に関する重要事項について高い立場から提言すると言っています。今度の法案で行政審議会の所掌事務の規定にこのことを盛り込まなかったということか

ら、これも一般の論評で、この任務が大幅に狭められたとか行革に対する政府の後退姿勢を示すものなどというふうな論評も出ていますけれども、法案の第二條は今回の審議会の任務を狭めているというふうには私は考えないわけですが。臨時答申が提起した問題点を具体化し答申するということとは、この審議会の判断と権限でやるかと思へばできるわけですし、法案の第二條はこのことを決して禁止してないかと思へるわけですが、御見解をお聞かせください。

○門田(英)政府委員 委員御指摘のようなことであらうというふうな私どもも考へておりますし、新しくお願いしておりますこの審議会の所掌の範囲と現実的に全く同一でございますし、高い立場からということについては御指摘があったわけでございますけれども、これは本法案が成立した後に設置されるべき審議会の運用方針なりの会長初め委員の御人選なり、そういったことによつてデイレクトしてくるというふうな性格のものではないだろうか、かように心得ております。

○中路委員 委員会の人選その他については後でまたお聞きしますが、これは長官にひととお聞きしたいのですが、今度の審議会をここに推進しようとしていられる行革は、臨時が第一次答申で「行政改革の最大の眼目は」「国全体の歩みを、より望ましい方向に変えていく」とする点にある。として、第三次答申で「国の機構、制度及び政策の全般について」「行政の在るべき姿」を提示したと述べています。第五次答申も「単に行政改革というにとどまらず、二十一世紀を目標とした我が国の新しい国づくり」を目指すものだというのを述べているわけですが、中曽根総理は、行政改革というのは統治権の行使の改革であり、国家の構造改革であるということも述べておられます。いわゆる行政整理や行政の簡素化という従来の行革と比べて、もっとスケールの大きい、まさに臨時や中曽根総理が言っておられる国家改造を目指すものではないかということになります。

第一類第一号 内閣委員会議録第九号 昭和五十八年四月二十八日

れども、いまこの審議会が推進しようとしている行革、いわゆる臨時行革というのはこうした中身なんだというふうな考えですが、長官の見解をお聞かせください。

○齋藤内閣府大臣 行政改革は、経済社会の著しい変化に対応して、そして将来を展望して活力ある福祉社会を築くという大きな一つの目標のもとに、制度なり行政の運営なりあるいは財政の再建なり民間の活力を行政に反映させるとか、そういったふうなことをしていこう、こういうわけでございます。一つのこと切った世直しの考え方が私はその中にあると思ひます。そして、高度成長から変わってきたこの変化に対応して、日本民族が二十一世紀を生き抜いていくというにはどうすればいいかという観点でいろいろな構想が提案されている、かように私は考へております。

○中路委員 このいまの第二臨時の性格については、私たちは臨時と懇談会でもしばしば、国権の最高機関である国会の上に立つて一審議会がこうして国家改造というものにまで踏み込んで答申していくというところについては強い意見を述べてきたところですが、この臨時の第四次答申はいわゆる行革を推進する機関として強力な機関を要求しているわけですね。これが今度の審議会になって出てきていこうと思ひます。

審議機関の前身ですが、第一に、この行政改革推進審議会、独自の設置法で設置される内閣総理大臣直属の機関とされ、内閣総理大臣の諮問に答えるだけではなく、独自の判断で内閣総理大臣に随時意見を述べる権限が付与されています。

お聞きしておきたいのですが、現在、法律に基づく各種の審議会が幾つあつて、そのうち独自の設置法で設けられているのは幾つあるのか。内閣総理大臣の諮問に答えるものは幾つあつて、そのうち独自の判断で内閣総理大臣に随時意見を述べることができるといふのは幾つあるか、まず数字だけお尋ねしておきたい。

○門田(英)政府委員 審議会等の総数はただいま二百十一でございます。このうち、御質問の単独

の設置法によって設置されているものは十六でございます。

総理の諮問に応じて答申するという審議会は三十ございます。別に総理に意見を述べるあるいは建議をするというふうなたぐいのものもこれに該当すると思ひますが、それを含みますと三十五でございます。

○中路委員 第二番目に、この審議会は、各省庁の大臣に対してはもとより、すべての特殊法人の責任者、すべての地方自治体の長に対しても資料提出等の協力を求める権限が付与されています。またお尋ねしますけれども、現在ある審議会の中で、これらの三つの権限をすべて持つた各種の審議会、私はないのじゃないかと思ひますけれども、あるとすれば、それはどの審議会か。

○門田(英)政府委員 委員御指摘のとおり、ただいまございます二百十一の審議会の中には、この三つの対象に対して意見を求めることができるものはございません。

○中路委員 現在ある二百十一の審議会の中には今度の審議会のような権限を持った審議会は皆無だという御答弁ですが、さらにこの審議会は、すべての省庁の運営状況はもとより、すべての特殊法人の運営状況を実地に調査することができるといふ権限がやはり付与されています。

これもまたお尋ねしますが、この二つの権限、省庁の運営、特殊法人の運営状況を實地に調査することができるといふ審議会、これも現在ある審議会の中にはこれをあわせ持った審議会はなないと思ひますけれども、これも明らかにしておいたいただきたい。

○門田(英)政府委員 そのとおりでございます。○中路委員 もう一つですが、この審議会が内閣総理大臣に意見等の尊重義務を課し、その委員の任命は国会の同意を義務づけておりますし、独自の事務局を持つとされております。これは一つずつお尋ねしておきましょう。総理大臣に意見等の尊重義務を課した審議会は幾つあるのか。

それから、委員等の任命に際して国会の同意を義務づけたものは幾つあるのか。

独自の事務局を持つてゐるのは幾つあるのか。またこの三つをあわせ持つ各種審議会、これは存在しないんじゃないかと思いますが、あるとすれば、それはどの審議会か。

○門田(英)政府委員 お答え申し上げます。

総理の意見尊重義務を法律条文中に明定してある審議会、これは五つでございます。

委員の選任に国会の同意、承認を必要とするもの、これが十七ございます。

独立の事務局を有するものは二つでございます。以上三つをあわせ兼ね備えてゐるものはございません。

○中路委員 いまのうちに、ちょっと審議会の名前を聞いておきましょう。独自の事務局を持つ二つ、これはどこですか。

○門田(英)政府委員 独自の事務局を有するものは、総理府にございます。社会保険制度審議会、運輸省にございます。航空事故調査委員会、この二つでございます。

○中路委員 いまこの審議機関の中身について、権限について具体的にお尋ねしましたけれども、お答えにありません。今度の臨時行政改革推進審議会というものは異例の審議機関だ、これまでの二百十一の審議会の中では、そういう権限の付与は全くないというものがたくさんあります。そういう強力な異例の審議機関だということがいまの御答弁でもはつきりしてゐるのではないかと思います。

もう一つ、これと関連してお尋ねしておきますけれども、第一次臨時答申の推進のために設けられた行政監理委員会と比べてみて、行政監理委員会は行管庁の附属機関でありますし、今度の審議会は内閣総理大臣直属の機関とされてゐます。行政監理委員会の通常業務についての諮問に答える任務を持たされてゐたわけですが、今度は臨時答申の推進を主たる任務にしてゐるわけですし、

その長は行政監理の場合には行政管理局長官ですから、いわば行管庁の下請機関的なものですね。今度は、会長は委員が互選で定めるとし、政府から相対的に独立した機関でもありますし、独自の事務局を今度は持つということですが、この新しい行政改革の推進審議会とこれまでの行政監理と比べてみてその点でも格段の違いがある強力な機関だと思ひます。私は幾つか例示しましたけれども、この辺を対比してどういふ点に特徴があるのか、違いがあるか、この点もお尋ねしておきたいと思ひます。

○門田(英)政府委員 かつてございました行政監理委員会との違いというのは、もう委員御指摘のような諸点に尽きるわけでございます。今回の臨時行政改革推進審議会、御審議をお願いしてあります。この審議会がなぜそんなに強力な権限を持たなければいけないのかという御趣旨の御質問かと心得ますが、これは先ほど来大臣から御答弁申し上げておりますように、現在の政府の行政改革に対する確固たる決意、これの一つの表明でございますし、かつ、それなりの重みを持つてゐるというふうな御理解をお願いしたいと思ひます。

なおこれは蛇足でございますけれども、この三月十五日をもって終了いたしました臨時行政調査会これそのものは、ただいま先生が種々御質問になりました、たとえば総理の意見尊重義務でございますとかあるいは調査権限とか、こういふすべての事項について全く同じような性格を持つていた次第でございます。

○中路委員 権限からいっても、また審議会のこうした歴史から見ても非常に特異だといひますか、類例のない機関になつてゐるわけですか。ある一つの審議機関が打ち出した答申を推進するために別の審議機関を設ける、そのことを設置法上明記した、これも恐らく今度が初めてではないかと思ひますが、やはりこうした審議機関を設置したのは、先ほどお話をしましたけれども、この審議会がいわゆる国家改造と言われているこうした行政改革を推進するための審議機関だと私は言わな

ければならないと思ひますが、この認識について、もう一度大臣にお聞きしておきたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 行政改革は内政における重要な課題でございます。この問題は内閣が一体となつて総力を挙げてやつていかなければならない重要な問題だと理解をいたしております。そのためには、どうしてもやはり政府が全力を尽くして一体と示すことが必要である、こういうふうな考え、答申の尊重義務を設けるとか、あるいはまた事務局において精密な資料を提供して委員の方々の御審議を円滑に正確にやつていただきたい、こういうことになつたわけでございます。

こういうわけで、いろいろ法律、行政組織的には異例のものが相当掲げられていますが、それは結局内閣の行政改革に取り組み強い姿勢を明らかにするということであると御理解いただきたいと思ひます。

○中路委員 もう一点、この運営の問題ですけれども、今度の審議会と個別の審議機関との関係ですね。財界や臨調の関係者の人などは、今度の審議会を臨調答申全体の実行を推進する中核機関にしなければならぬと、あるいは個別審議機関にの検討状況をチェックする機能を持たせる必要があるということも報道等では主張をされてゐます。この点は法案上は明確でありませぬけれども、今度の審議会の判断でどうした運営は可能ではないかと思ひますし、法律上これを禁止するものでないわけですから、これは審議会がどう判断するかにかかつてゐるということになると思ひますが、この個別審議機関との関係、この点についてはどういふ関係になりますか。

○門田(英)政府委員 この問題も先ほど来ほかの先生に御答弁申し上げてゐるところでございますが、今度の臨時行政改革推進審議会、これは政府が社会経済情勢の変化に対応いたしました適正な行政を実現するための仕組みの一つとして総理府に設置される、先ほど来申し上げておりますように調査、諮問的な合議制の機関でございます。任

務は法案第二条に規定してゐるとおりであるわけでございます。

〔堀之内委員長代理退席、田名部委員長代理着席〕

したがいまして、この審議会、これは行政改革をその実質的な審議機関とする、そういう限りにおきまして、他の個別の合議制機関、既往にございませぬ。しかしながら、行政改革という点において一部重なり合うというところはあり得ないではございませぬ。しかしながら、その場合におきましても、今回のお願いしております審議会、これは行政改革の推進という点で調査審議を行うということになつてゐるわけで、その点に特色があるというふうな考へております。他の合議制機関等はそれぞれの分野についての専門的な立場からの御審議を行われるという意味で、言つてみればそれぞれの行政対象に対する切り口が、片方は一般的、総合的であるか、片方は専門的、局部的であるかというふうな点が違ふということではないか、こう心得ております。

○中路委員 もう一つ、運営の点と関連するのですが、この審議会は、設置法上は審議会の公開の問題等については議事録なども何にも規定はないわけですが、やはり第二臨調と同様に非公開を当然の前提として審議をされるのかどうか。国民のための行革と言つておられるわけですから、この審議会の設置法には明記されてゐませんが、政令等で会議の公開を明記するとか、そういう意思はあるわけですか。この点についてただしておきたいと思ひます。

○門田(英)政府委員 審議会の議事の公開を行うかどうかという点については、審議の中立性であるとかあるいは審議の円滑性であるとか、こういったものを確保するという要請が一方にあるわけでございますけれども、一般には、それぞれの審議会の設定目的あるいは任務や特性というふうなものに照らし合わせまして、どのような運営方法

が最も適當であるかという見地から、それぞれの審議會在審議をみずからその運営方針として決定されるべき問題であらうというふうな考へております。

御指摘のように、さきの臨時行政調査会におきましては、調査会自体におきまして個別の議事等の公開の適否というものを決定してきたとところでございます。今回の臨時行政改革推進審議会において議事等の公開問題、こういった事柄を含めまして一般的に議事運営のあり方全体に関しましては、この審議会が発足いたしましてからやはり審議会みずからの合議によって決定されていくべき性格のものであらうと思っております。

○中路委員 それでは、この審議会自身で決める問題で、そういった議事録なんかを公開するとかというところについては、いままでの第二臨調のやり方を踏襲するというのもまだ決まっておらない、そういうことですか。

○門田(英)政府委員 そのとおりでございます。○中路委員 私はこれは要望として強く述べておきたいのですが、この審議会はやはりできるだけ国民に公開されなければならない。個人のプライバシーということも挙げられている場合がありまされども、これは臨調と懇談したときにお話しになりましたが、こういった問題はアメリカ等でも、情報公開法がやられているように発言者の氏名など個人のプライバシーにかかわる部分を伏せて公開する方法もとっているわけです。

もう一つお尋ねしておきますが、すでに解散した第二臨調の議事録、これは公開できるはずだと思ひますが、これは意思はありますか。

○門田(英)政府委員 ただいまお答え申し上げましたように、さきの臨時行政調査会、その発足当初の運営方針におきまして、議事は非公開とするというところをお決めになったわけでございます。それに伴ひまして、その方針で二年間非常に活発な、かつ精密な御審議を行われたわけでございます。この臨調の終わりに当たりまして、この運営方針を臨調なき後変えるというふうなことも別段

決定されているわけではございませんし、かたがた済みしました後におきまして、それぞれ審議に参加された委員の方々あるいは専門委員、参事の方々、この方々の御発言というものがやはりその方々の御迷惑になるかもしれないというふうな配慮も当然必要でございます。やはりこの臨調部会あるいは本調査会の諸種の議事録というもののについては公開するつもりはございません。

○中路委員 次に、審議会の委員、事務局等の構成について若干お尋ねしたいのですが、財界や土光前臨調会長などは民間人を中心に構成すべきだと主張されているのがありますが、七名の委員の構成について、政府の方は財界代表三名、労働界二名、その他二名とすると、いまいろいろ報道されていますが、分野別を含めて七名の委員構成をどうするのか、あるいは事務局はどの程度の規模にするのか、各省庁からの出向のほかに民間あるいは地方自治団体関係者等も入れるのかどうか、お尋ねしておきたい。

○齋藤國務大臣 この審議会の委員は七人を予定いたしておるわけでございます。この委員の人員に当たっては、行政の改善に熱意を持ち見識をお持ちのりっぱな方々を選び、国会の御承認を仰ぎたいと考えておる次第でございます。

その七人をどういう方面からというお尋ねでございますが、いま具体的に人選に着手を全然しておりません。法案が成立いたしました直後にいたしたいと思ひますが、やはり経済界の方々も必要だと思ひますし、労働界の方々も委員になつていただくということも必要でございます。それから学者あるいは行政に明るい人というふうな方面の人たちも必要ではないか、こんなふうに考えておられます。どの分野から何人とか、そんなことはまだ何もいまだところ考えておりません。法律成立後慎重に考えたいと思つております。

○門田(英)政府委員 御質問の第二点、事務局の規模の問題でございますが、これは臨調の第四次答申でも小規模の事務局とおっしゃっていること

もありまして、かたがたこういう状況でございますので、いわゆる弁当持と申しますか、出向併任という形でやらなければならないということもございまして。今回のこの審議会の性格ということも踏まえて考えてみますと、やはりかなり小規模、まあ十数人ということではないだろうかと思ひております。今後詰める問題でございます。

○中路委員 第二臨調は二十一人の専門委員、五十八名の参事、それから八十人強の調査員等を置いておられたわけですが、今度の審議会ではどういった点はどうするのか、置かれる予定なのか、あるいはこの審議会に必要な経費として五十八年度どうされるのか、どこに計上されるのか、この経費を捻出するためにどういう措置をとられるのか、簡潔にお尋ねしたい。

○門田(英)政府委員 専門委員、参事等を置くつもりはあるかという最初の御質問でございます。ただいまのところ、この臨時行政改革推進審議会の所掌事務、こういった点から判断いたしてみまして、七名の委員をもって御審議を賜れば足りるのではないだろうかという判断もかたがたございします。

もう一方、予算はどうするのかというお話でございます。先ほど事務局の構成、職員については弁当持、併任出向ということをお申し上げたわけですが、したがって人件費をなしますと、この審議会は委員が非常勤であるということも踏まえて考えますと、さほど大きな経費は要しないものと考えております。この法案を三月二十五日に国会に御提案申しました。そういった経緯から考えましても、やはり既定経費の枠内で、実行でこれを行うというふうに考えております。

○中路委員 一点、ちょっと戻つて申しわけないのですが、この審議会と行政推進国民運動、いわゆる近く発足する予定の行政改革推進連絡協議会、いわゆる土光さんの行政推進国民運動との関係ですが、財界や土光前会長は、近く発足する予定のいわゆる国民運動とこの審議会との取り組みを運動させるべきであるという主張を新聞等でや

っておられますが、審議会の運営がこうした方向で運営されるのか。審議会の運営はみずから判断して決めることだと私は思ひますけれども、こうした財界が中心の推進国民運動と運動して運営されていくという主張がありますけれども、この点について政府としての御見解をお聞きしておきたいと思ひます。長官からちょっとお聞きしたいのです。

○門田(英)政府委員 御指摘の、運動する云々というお話がございましたけれども、これはやはり新しく設置されるべきこの審議会の運営方針として決定されるべき事柄でございます。もちろん審議会の御方針として、各界の御意見ということをお聞きしながら調査審議をされるというのは、これは当然のことでございます。かように心得ております。

○中路委員 いまの点、長官の御見解をお聞きしておきたいと思ひますが。

○齋藤國務大臣 行政改革は、やはり国民世論の支持を得ることが非常に大事なことでございます。それから、財界であらうがどこであらうが、行政改革推進に御協力をいただくということは私は非常にありがたいことだと思ひます。しかし、審議会の審議というものは、それはやはり法律に基づいてそれぞれの所掌が決まらねば権限が与えられておるわけでございますから、審議会は審議会として法律に従つてその仕事をやるということだと考えております。しかし、民間の方々が大いに協力していただく、そしてまた、そういう世論のバックが大事なことだと思ひますから、私はそれが望ましいことであると思ひます。しかし、運動するとか、そんなことは全然考えておりません。

○中路委員 私の後、榊委員が関連質問がございしますので、もう一点だけ最後にお聞きしておきたいのです。臨調は、行政の目指すべき目標、理念の一つとして、西側一員、いわゆるアメリカの同盟者としての国際的役割りを果たす方向を鮮明にした「国際社会に対する積極的貢献」を掲げておられるわ

けですが、これを前提にして、日米安保体制の強化や危機管理体制づくりなどを旨とする国家と国民の「安心と安全の確保」ということをうたい、外交や軍事、海外協力などの総合安保関連分野を基本的に行政の責任領域に属するとして、軍事費の異常突出についてもその方向を明らかに示されたわけですが、「防衛計画の大綱」の水準の確実な実現が必要だとかあるいは質的な面の充実など、軍拡の方針あるいは有事における部隊及び隊員双方を通ずる総合的な自衛隊の運用体制の確立などの有事即応態勢づくりの方針も出されておるわけですが、この点については、私たちは繰り返し臨調がこうした分野まで踏み込むという点については強い意見を述べてまいりました。

しかし、今度の審議会がこうした臨調の答申を全面的に目標や方針として推進していくという点になれば、こうした軍拡方針も全面的に推進する機関になることは明白だと思えますが、この点については私たちは、今度の審議会の役割について強い批判、意見を持っています。この点について長官の御意見をもう一度お聞きしておきたいと思います。

○齋藤國務大臣 行政改革は、あなたは軍拡とかなんと言われますけれども、そんなの関係ありませんね。要するに経済社会の変化に対応して、いまのような行政制度、行政仕組み、行政運営でいいのか、財政が大変な状況にありますね、そういう状況の中でいいのかというところから出発しておるものであります。軍拡とかそういうのにおおまかにならなければならぬことはどうも考えている行軍に御協力いただきたい、私はさように考えております。

○中略委員 私、もう一点、その点でお尋ねしたいのですが、臨調の答申自身の中に、「防衛計画の大綱」この水準の確実な実現が必要だとか有事即応態勢づくりの方針、これを臨調がうたっているわけですから、私たちは何度も臨調の委員の皆さんと懇談をしてきた。それで、この点につ

て強い批判をしてきたわけですね。いまそういうことは関係ないんだ、いわゆる行政改革なんだ、いわゆる有効な、効率的な行政のあり方を検討するんだというお話だとすれば、私たちはそのことをやるべきだといま主張しているのですが、こうした国の全体の安保体制だとかそういう分野にまで踏み込んで、しかもそれを推進することを答申するということについて批判を持ってきたわけですが、しかし、この臨調の答申を全面的に推進する機関ですから、そこまで踏み込んでこの機関もやるのか、この点についての長官の御意見はどうかとお聞きしているわけです。

○齋藤國務大臣 行軍は行政全般にわたる問題でございまして、いろいろ述べられておりますけれども、それがすぐ軍拡に結びつくという考えは持っていないということだけは申し上げておきたいと思います。

○中略委員 こうしたいわゆる臨調行軍と言われている中身については、引き続き榊委員から時間の範囲で関連質問させていただきますので、かわります。よろしく。

○田名部委員長代理 榊利夫君。

○榊委員 いまの中略議員と長官との間で意見が食い違った点でございましてけれども、私もまず第一にその点をお伺いしたいと思うのです。

長官は否定されましたけれども、第二臨調の行軍に関する答申、それを目指すというところから今回の臨行審設置法案の勘どころがあると思えますが、その臨調答申の一つであります基本答申、これに防衛力の規模について、いま中略議員が引用されましたように、はつきりと防衛問題について書いてあるわけですね。特に有事における総合的な自衛隊の運用体制の確立など、いわゆる有事即応態勢づくりの方針までも事あるに臨調答申が述べているというところに実は問題があるわけでありまして。

そこで、お尋ねいたしますけれども、今回の臨行審はそうした臨調の方針とはかわりない純粋な行軍をやるんだ、こういうさっきの長官の発言

でございまして、こういうこととはかわりないというふうに見てよろしゅうございませうか。

○齋藤國務大臣 行軍は行政全般について審議をされておるわけではございまして、軍拡という関係ではないというところは私は申し上げたわけでありまして。したがって、ここにも防衛に関しては「文民統制の確保」とか「国防に関する諸方策の総合調整」というふうなこと、さらに「各幕僚監部等を通じて、適切、有効な運用体制の確保」ということを述べておるのでもございまして、軍拡ということではこの問題は取り扱っていないということだけははつきり申し上げておきたいと思います。

○榊委員 これは恐らく何回やっても意見が違ふところだと思えますけれども、しかし、いづれにいたしましても防衛力の増強、これは別の言葉で言えば軍備増強でございまして、軍備拡張そのものであります。しかも、いま申し上げましたように、基本答申そのものがその問題にも触れているわけ、先ほど来聞いておりました、もし臨行審が臨調の方針をバックアップしてそれを推進するということに眼目があるとするならば、いわゆる防衛力の増強、別の言葉で言えば軍備拡張、これを推進する、そういう性質を持っておる。そのことは少なくともそこの中に入っているというところを言わざるを得ないわけでありましてけれども、この点について、もう一度念のためお尋ねしておきます。

○齋藤國務大臣 わが国の防衛は、私が申し上げるまでもなく、憲法に基づいて専守防衛でございまして、それから、こういうふうな防衛のあり方についていろいろの意見を述べられておるということはある。これはこのとおりでございまして。しかし、それがこの行軍を通して軍備増強の方向に目がけていくんだというのではないということだけは申し上げておきたいと思います。

○榊委員 私はその点では見方を異にしておりませんが、次に進みます。

いづれにいたしましてもはつきりしているのは、第二臨調の答申等々を見ましても、いわゆる

臨調行軍の中で、他の分野についてはカットしたり整理したりといった具体的な提起があるわけでありましてけれども、いわゆる自衛隊に関しては事実上聖域化されている。そのことは広く指摘されてきているとおりであります。

その自衛隊の中で、最近、大変憂うべきことに事故が多発しております。十九日に三重県鳥羽沖で航空自衛隊機二機が墜落して、十四人の方々が死亡した。あるいは一昨日は、山口県の岩国で対潜飛行艇が墜落して十人が死亡された。

こういう事故は、航空自衛隊が発足いたしました一九五四年以来、自衛隊機の事故件数はどれくらいになっているのでしょうか。それからまた、死亡隊員数はどれくらいなのか。それから、民間の死亡者数はどれくらいなのか。現時点で結構です。総計で結構です。その三つの点、お伺いいたします。

○上田説明員 御説明申し上げます。

一応いま私の手持ちにございましてのは昭和二十九年からということになっておりますが、事故、私どもの方では人員の死亡があった場合または航空機が修理不可能なほど破壊された場合というふうなまとめでございまして、それで昭和二十九年から現在、先生御指摘の最近の大きな二つの事故を含めまして、四百四十一件でございまして。それから、隊員の死亡した者が四百五十九名でございまして。それから、民間の方で死亡された方が百八十二名でございまして。

○榊委員 いま説明されましたように、死亡事故とか航空機の場合修理ができないというかなり大きな事故だけでも、現在までに四百四十一件。そうしますと、大変な数ですが、恐らくこれだけでも数千億円ということになると思えます。それから、昨年のフォークランド紛争のときのイギリスの戦死者が二百二十名でございまして、イギリスの戦死者の倍くらいの方が、累計してでありますけれども、事故で亡くなっておられる。それに民間死亡者が百八十二名でございましてね。こ

れをプラスすると六百四十一名という数字になりますが、かなりの多人数の犠牲者ということになると思うのです。

それについてお尋ねいたしますけれども、こういうかなり大きな事故、多くの事故のうち、中曽根内閣が成立いたしました昨年の十一月以降、五カ月たちますが、この間の事故数はどうなりますか。それから、その間の死亡隊員数というのはいまの数字のうちどれだけになりますか。

○上田説明員 たしか五十七年の十一月二十七日以降でございますので、三件になります。死亡者は、この四月十九日及び二十六日の大事故の二件の二十四名でございます。

○榊委員 過去、これまでの三十年の間で、五カ月間で三件で二十四人の死亡者が出た、こういうふうないわば徐々に事故が生まれているというケースは恐ろしくないのじゃないかと思いますが、この点はどうでございますか。五カ月間で集中して起こったようなそういうケースはありましたか。

○上田説明員 実は、今回の事故に際しまして御案内のように異例の長官指示が出されたわけでございますが、同様なものが昭和五十二年に出されておまして、そのときは実は事故が非常に多発しておったということがございます。ただし、死亡者の数につきましては、今回の事故は二件で多数の乗員がおったということから、多くなっていることはそのとおりでございます。

○榊委員 今回のような連続事故、これはいま米軍は準戦時体制下にありますが、たとえばレーダーと共同作戦を目指す自衛隊が、たとえレーダーを逃れるため危険な超低空訓練をやる、それを強化している結果としてそういうのが生まれているのじゃないか。このこと自体、私は、いわゆる不慮の事故というよりも、むしろそういう政策の中から起こっているという点では内閣の重大政治責任を問うべき問題ではないかというふうに思うのであります。今後、今回のこの審議会が発足いたしましたとすれば、自衛隊機など膨大な人的、物

質的な損失を招いているような問題については、そういう中で検討する余地があるのでございましょうか。

○門田(英)政府委員 これは、自衛隊機事故、個別の事故という問題は、行政改革の問題と申しますよりは、第一次的には防衛庁御当局におきまして事故の原因など技術的な専門的な立場から御対処になるべき問題ではないだろうかと思っております。

いずれにしましても、臨時行政改革推進審議会が発足いたしましたから、どのような問題を取り上げるかということとは審議会の合議によって決められることになるので、私ここでどうこうと申すことは差し出がましうとは存じますが、ただいま御指摘のような問題は恐らくお取り上げになるといふようなことはしないものじゃないだろうかと思っております。

○榊委員 私が思っているのとおりなんです。恐らくやる気はないだろう。だけれども、数千億円も大変な損失を受けている。これはもとを正せばみんな国民の血税であります。しかも人間的にも大変な損失が生まれているわけ、そういう現実を起こっている問題を抜きにして、それらの解決を論議するのではなくてまた別の論議がされようとしていくところ、まさに問題がある、この私は思うのであります。そういう点では、行政改革というものは、現実にある様々な浪費だとか不正だとかあるいはまだ進んでいくところ、これを国民本位の立場から正していくところ、これを本来の立場があるのだと思うのです。それがどうもそうやっていっていないということに問題があるというように思っております。

もう一つですが、いまの問題と関連いたしました、そういう国民本位の行政改革ならば、当然目指さなくちゃいけないようなところでやられていない、あるいはそこで不正だとか公金のむだ遣いが温存されている例、これは自衛隊の中にも相当多いわけでありまして、むしろ野放し状態になっていると言ってもいいと思います。

〔田名部委員長代理退席、愛野委員長代理着席〕
自衛隊病院の問題で、一つ質問いたしますけれども、会計検査院は最近、海上自衛隊横須賀地区病院を調査したというふうに聞きます。その際、歯の治療で保険扱いにならないものを保険扱いにしていたケースが発見されたのじゃないかと思うのであります。どうでしょう。

○白川会計検査院説明員 一般に国家公務員が公務によらないで負傷したり疾病にかかった場合には、健康保険の例に準じて療養の給付を受けることになっております。

本件、御質問の歯科診療につきましては、御指摘の横須賀地区病院でこの健康保険の範囲に入らない治療を行っていたという事例がございました。しかし、これを問題にしたことはございまして、しかし、私ども内部で検討を進めている過程で、自衛官に対する治療を健康保険の範囲内に限るべきかどうかという点につきまして、関係法令の適用等について解釈上見解が分かれてまして、結局はこの事態を不当であると判断するには至らなかったものでございます。

○榊委員 いまの答弁からも、通常ならば、普通の病院ならば保険扱いにならないものがやられていたというわけですから、これは当然不正請求となるわけでありまして。そういう事例が横須賀自衛隊病院に実際にあった。しかし、横須賀自衛隊病院に關しては解釈やそういった違いもあって、いずれにしても、まあ言うなれば特殊な解釈や操作によって国費が引き出されている、つまり自己負担がなくてやられているということを示唆していると思うのであります。そういう疑いがあるというところを明示していると思えますけれども、実はそういう自衛隊病院の不正、乱脈というのはほかにもあるわけでありまして。

まず聞いておきたいと思えますけれども、自衛官が自衛隊病院にかかったときは防衛庁職員給与法施行令で国の負担となつて無料ですけれども、一般には健康保険がきかない治療はどうなっているんでしょうか。自己負担なんですか、どうでしょう。

○小畑説明員 自衛官については、勤務自体が健全な心身を必須の条件としておるわけでございまして、自衛隊の隊員の任務遂行上健康の維持ということが重大な影響を持つておるということにかんがみまして、国がすべての責任を持つて自衛隊員の健康を管理しておるわけでございまして。したがって、自衛官に対する歯科診療におきましても、海上自衛官の特に勤務の特性を考慮いたしました、歯科医療上必要であるというものにつきましては今回の、まあ健康保険を若干オーバーした部分についての治療がなされたということでございます。

御指摘のように、防衛庁の職員給与法二十二条及び施行令十七条の四の第四項によりまして、いわゆる公務以外の私傷病につきましても、自衛隊の部内の医療機関でかつた場合にはその費用を全額国が負担するというたてまえになっておるわけでございます。今回の問題につきましても一応国が負担したということでございます。

○榊委員 何かいまの話をお聞きしますと、何でもかんでも国が負担とおっしゃいますけれども、健康保持というのは、国家公務員みんなそれは第一義的に大事にしてもらわなければいけません問題だと思ふのです。それで、健康保険のそれをオーバーしたのも国が負担している、こうおっしゃいますけれども、去年私、防衛庁衛生局に聞いたときには、無料というのは年間十件程度だという話だったんですけれども、これはどうなったんです。変わったのでしょうか。

○小畑説明員 お答えいたします。ちょっといまの点については私どもの方ではお聞きしておらないわけでございます。

○榊委員 去年の説明は、当然健康保険法に準じてこの問題は処理しておる、無料をやっているのは年間十件程度だ、こういう説明だった。いま聞きますと、ほとんどのものがこれはもう全額国庫負担でやっておる、こういう話だ。変わっている。

そこでちょっとお尋ねいたしますが、一般社会では保険のきかない治療でも、自衛隊病院ではお医者さんの判断一つで国費を引き出して無料になっている。これは余りに身勝手手といえますか、乱脈じゃないかと思うのです。公式の発表でも、医療施行費というのは五十七年度で六十四億です。対前年比で一一・八％突出です。その点では医者任せ、医者のさじかげんでどうにでもされている。実際上ほとんどすべてが国費から引き出されている。私は、それは恐らく世論の納得が得られないだろうと思います。それは余り乱脈じゃないか。どこも確かめるべきでないみたいになつてしまっている。

次いでお尋ねいたしますけれども、自衛官の家族の場合は、健康保険はどのような形態になつておるのでしょうか。また、家族の方が健康保険外の治療を受けたときは、治療代は自己負担になるのでしょうか。

○野尻(衆)説明員 御説明いたします。

共済組合で行つております療養の給付は、公務によらないで病気になつた場合の医療費を負担することになつてゐるわけでございますが、これは健康保険法の例によつて負担するということになつております。

家族の方の場合は、組合員の被扶養者として家族療養費の対象になりますが、これにつきまして同じように健康保険法に準じて行つていくことになつておりますので、健康保険法で給付の対象とされないものにつきましては共済組合からも保険給付の対象とはいたしておりません。

○神委員 すると、家族の場合は健康保険は自己負担ということになつてゐるわけですね。それはわかります。

その前提の上でお尋ねいたしますけれども、普通の病院では、歯の治療で金属焼きつけポースレンというのがあります。金属の周りに陶器を焼きつけた歯ですけれども、それだとか金属床、入れ歯を支える台です。これを使うと、金属焼きつけポースレンの場合は一十十万円以上かかる大変高

価なものです。金属床の場合もかなり高価です。それらは現在健康保険の対象にはなっていないのじゃないかと思うのですけれども、その点はそういうふうに理解してよろしゅうございませうか、大蔵省。

○野尻(衆)説明員 ただいま申し上げましたように、健康保険でいま先生が申しました金属ポースレンあるいは金属床について保険給付の対象にしているかどうかということに從つて共済組合でも給付をするわけでございまして、健康保険法ではこれを対象にいたしてございせん。したがいましは、これらの材料を使った治療についての医療費は、保険給付の対象外として、自己負担になると思ひます。

○神委員 ところが、自己負担になるケースが実はそうなつていないという問題なんです。普通の病院の場合、保険の不正請求には行政当局の目が光つてゐるわけですが、自衛隊病院では保険のきかない金属焼きつけポースレンとか金属床を特定の高級自衛官の家族だとか関係者に対して保険扱いしている例が多々ある。

一例を申し上げますと、世田谷区の自衛隊中央病院、この歯科でも特定の高級自衛官の家族だとか関係者にそうした操作が行われていて、この第一歯科部長、一等陸佐ですけれども、名前は私省略いたします。仮にYさんとしておきまして、Y氏のもので日常的にそういうことがやられておる。つまり伝票記入の際に金属焼きつけポースレンをマル陶、金属床特殊製造などとかまかして伝票を書き、保険扱いにする。つまり不正請求してゐる。防衛庁はこういう事実を御存じですか。

○小畑説明員 いまの先生のお話、初めてお聞きしまして、私の方では把握しておりません。

○神委員 この第一歯科部長さんの場合は、外部の特定の歯科学校や技工所と特殊な関係があるようでありまして、それから外部のアルバイトな人もかなりやられてゐる。そういう乱脈があるようでありまして、要するに、自衛官の家族の保

険対象外の請求というのは国家公務員共済組合法五十五条に違反すると思うのですけれども、そういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○野尻(衆)説明員 再々申し上げておりますように、共済組合が行います保険給付は保険料で支払う医療費でございますから、健康保険法の例に準じて行つていくことでございまして、そういう請求があつた場合には、それは自己負担ということになるわけでございまして、共済組合から支払うのはあくまでも保険対象となつてゐる部分についてだけでございます。

○神委員 そういふ点で見ますと、いまの自衛隊中央病院の例で申し上げますと、保険外の高価な治療に関して不正請求をしている疑いがきつて強い。その点では、警察庁としてもやはり厳正に調査をしていただきたいと思ひます。この点いかがでしょうか。

○森廣説明員 お答えします。

警察というものは御承知のように犯罪の捜査を担当している機関でございますが、ただいま初めてお伺ひいたしました、果たして犯罪の問題であるかどうかということもまだ腑に落ちないわけでございます。直ちにこれを捜査機関といたしまして捜査をするというようなことは、犯罪の嫌疑をしっかりと認識してゐないうちからは軽々に申し上げられないと思ひます。

○神委員 ということは、つまり調査をしないとわからない。これらの問題を提起したわけですから、必要に応じて調査はしてもらつてしかるべきだと思ひますが、その点どうでしょう。

○森廣説明員 お答えします。

犯罪の嫌疑がない前に捜査はできないことはいま申したとおりでございますが、仮にいろいろ所管庁の方で御調査をなさつて、それが万一犯罪であるということが、仮にそういうことがあつたといつたとしても、自衛隊には警務隊という特別司法警察の機関がございますので、必要があればそちらの方で事件を第一次的に御担任になるのでは

ないか、仮定の問題でございませうけれども、さうに考えます。

○神委員 警務隊に免じてずいぶんお逃げになつてゐるようでは……。

それでは行管庁長官にお尋ねいたしますけれども、いま申し上げましたような事例が多々ある。ところが、自衛隊への行政監察というのは実は十数年やられていないのです。そういう聖域化のものと、言ふなればやりたいほうだいのことがやられてゐる。私は行革はそういうところにメスをふるべきだと思ひます。行管庁としても、自衛隊病院を含めて、防衛庁、自衛隊の行政監察を早急に行ふべきではないかと思ひます。その点について大所高所からの行管庁長官の見解を承りたいと思ひます。

○門田(衆)政府委員 本来ならば監察局長からお答えするところでございますが、御質問の、行政監察を自衛隊の運営問題についても検討すべきではないかというお話でございますが、こういった個々別々の問題、ただいま私も傍らで伺つていただけで事情をつまびらかにいたしません。行政監察というのは、御承知と思ひますけれども、年次計画を定めまして、国民生活上非常に重要な問題であるとかあるいは行政運営上喫緊の問題とかいうのを随時タイミングよく取り上げて計画的に実施していく事柄でございますので、にわかにたゞいま、こういった問題について調査をいたしません、監察をいたしませんと言ふことはなかなかむずかしいのではないだろうか、かように考えております。

○神委員 何をあなたは言つていますか。この問題について調査をしると、そんなことだれが言つたのですか。十数年前行政監察がやられていない、この機にやつてはどうか、十数年前の間の課題を言つてゐるのですよ。しかも私は長官に聞いたんだ、あなたに聞いたんじゃないよ。

次にお尋ねいたしますが、軍事費と並んで聖域の代表になつてゐるのは、財界助成だと私は思ひます。過去五年間に技術開発援助の名で三菱重

工、東芝、日立、石橋、川重の五社に通産省を通じて流された補助金は八百五億円に上っております。これは同じ期間の中小企業全体の技術補助金総額の実に五倍以上であります。五十八年度予算でも次世代コンピュータ開発補助は一挙に六倍化しております。中曽根首相が約束された四十億ドルの対韓援助も、軍事的性質を持つとともにいわゆるプロジェクトと結びついた大企業の海外進出促進費ではないか、こういう見方もあるわけでありませう。私は、行革と言ふならばこうした大企業奉仕のむだにもメスを入れてしまふべきだと思ふのであります。そういうところに行革推進の中で検討のメスを加えてみるという意思はありますでしょうか、どうでしょうか。

○門田(英)政府委員 たいはい同いましたような問題、これは基本的には、それぞれの所管省庁で厳正な指導、公正な行政の確保ということを第一義的にやっていたら、課題であろうと思ひます。

御質問の御趣旨は、今回設置されるべき行政改革推進審議会において取り上げるかどうかということであらうかと思ひますけれども、これは先ほど来御答弁申し上げておりますように、発足後、構成員の先生方の合議によって決定される、その上でどういった課題を取り上げるかということが決まってくるべき問題でございますので、いま直ちにこうであるということはお答えできないわけでございます。御理解いただきたいと思ひます。

○榊委員 私は、そういう問題こそ本来ならば取り上げるべきだと思ふのです。

同じような点で、たとえば最近、アラスカ石油が石油探鉱に失敗して解散をいたしました。このアラスカ石油というのは、第二臨調の土光会長や稲山経団連会長らも役員をしておられるわけでありませうけれども、このアラスカ石油が石油公団を通じて国から受けていた出資、それから融資のほとんどが返済免除になったというふうに聞きます。政府が返済を免除した出資、融資等の総額は

どれくらいなんでしょうか、もしわかりましたらお答えいただきたい。

○深沢説明員 お答え申し上げます。

いま先生から御指摘ございました減免の額でございますけれども、本件につきましては融資が主体でございます。それでトータルで、融資で十四億二千万円でございます。それから出資で、これは通常の民間の出資と同じような扱いになるわけでございますけれども、一億二千万円弱ぐらいのところでございます。

○榊委員 これは世間常識で言いますと、返済が免除になるといふのはよほどのことです。まず考えられないことです。そういう一種のたかりの構造とでも申しますか、もうけたときは財界がもうかる、損したときには結局は国民にしわ寄せしていく。そういう一種のたかりの構造にこそ抜本的なメスを入れるべきじゃないか、こういうふうには私に思ふのです。それが行革でなくちゃいかぬ、こう思ふのです。その点はいかがでございますでしょうか。

○門田(英)政府委員 具体的な問題を取り上げてのお尋ねであるわけですが、これは先ほどちょっとお答え申し上げましたように、それぞれ所管の各省庁において具体にお取り上げいただいて公正の確保を図っていただくべき課題かと心得ております。

今回の臨時行政改革推進審議会は、再三にわたってお答えしておりますように、発足後どういった問題を取り上げるかということになるわけでございます。やはりその任務が非常に一般的に、総合的に、行政改革全般についてお取り扱いになるといふことが期待されているわけでございますので、私どもとしましては、従来からの経緯等を十分御説明申し上げた上で、新しく発足するこの審議会において、運営方針、お取り上げになるべき課題、こういうものを決定される、こういうことになるかと存じます。

○榊委員 私が幾つも尋ねているのは、まさにこの法案に責任を持っておられる行管庁が、浪費あ

るいは効率的な行政をつくり上げる上での問題点にだけだけ真剣に取り組もうとしているのか、実はそのことを知りたいから質問しているのか、実はまだの御答弁を見ますと、一連の提起した問題について、これは当該の所管庁に聞いてくれ、行管庁がまさに当該にやありませんか。当該で行管庁。だからこそ、まさに行政管理局でしよう。だからこそ、まさに今度の審議会法案も責任を持って説明するために、ここに出ていただいているんじゃないでしょうか。

時間がありませんので、最後にお尋ねいたしましたけれども、会計検査院の五十六年度の検査報告を見ましても、これは八割弱の現地調査だけなんですけれども、それでもたかさんの税金のむだ遣いがあります。二百七十四億という数字が出ております。そのほか、ここで指摘されていないのを見ましても、たとえば電電公社のビジネスホンの六十九万台が粗大ゴミにされて十二億円の浪費したとか、あるいは原産PRにつき込んだ国費の浪費、これは大体四百三十六億とか、あるいは山形県の酒田北港建設関係の団地造成が荒地地になつて、いまではもう大体八百億円ぐらいつぎ込んだ金ほとんどむだになつたという等々、この種のむだ遣いというのはたくさんあるわけですが、しかし、残念ながら臨調は、行革と言ひながらこうした浪費、放漫、腐敗の構造には手をつけられなかった。むしろ聖域化したというところに多くの問題があり、また限界があった。本質的な問題があった。今回の臨時行政改革推進審議会、これはそこにメスを入れるような機関になるのかどうなのか、あるいはそういうことを温存するような機関になるのかどうなのか、というのを国民の皆さんはぜひよく関心を持って見ておられると私は思ふのです。

そこで、最後に私は行管庁長官にお尋ねをいたしますけれども、そういう点では長官として、この行革の問題についてはもう万々審議会任せだといふのではなくて、行管庁としてはそういう浪費やむだ遣いの問題についてどう考えようといった所

見はあると思うのですけれども、私、最後にそこだけお尋ねしておきたいと思ふのです。

○齋藤國務大臣 行政改革は、やはりむだを排除するというのが基本でございます。そういう観点から、機構の問題なり補助金の問題等についてそれぞれの答申が出されておるわけでございます。

しかし、先ほど来お尋ねのような具体的なそれぞれの問題については、むだを排除するということはもう各省ともみなわかっております。この問題については、たとえば医療費の支払いについてもおかしじやないか、こういうようなお尋ねもございましたが、そういう具体的なものを行革審議会が一々調べて歩くという性質のものではない。それは各省庁が責任を持ってそれぞれ監督をし、そういうむだをなくすように努力すべきである、そういうふうに私は考えておるわけでございます。まして、行管庁としてはあくまでも一般的に、むだや浪費はいけませんよ、そういうことは余りないと思ふのですけれども、それはいいけれども、という基本的な方針を示し、その基本的な方針に基づいて各省庁がそれぞれ措置をとる、こういう手順になる、私はそう思ひます。しかし、むだを排除する、当然のことでございます。浪費を省く、これはもう当然のことでございます。

○榊委員 むだを省くのは当然とおっしゃるけれども、具体的に問題を提起すると、それは私のところに関係ありません、当該にということ逃げられる。私は、そこにその姿勢が出ていふと思ふのです。触れたい問題はたくさんあります。ほかにも、運営の問題であるとか財政再建のための増税の問題とか、いわゆる仕事減らしと福祉、教育、地方自治の問題等々、実に多くの問題がありますけれども、若干お尋ねいたしました答弁をいただいた中でも、今回のこの臨行審が、言うなれば、国民の本当の願いとは逆な、従来型の臨調行革路線を具体化推進するための機関になる、このことは非常にはつきりしています。そういう点で、むしろ私は本法案の撤回を要求して質問を終

わりたいと思います。答弁は要りません。質問を終ります。

○愛野委員長代理 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○愛野委員長代理 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。渡部行雄君。

○渡部(行)委員 私は、日本社会党を代表いたしました。臨時行政改革推進審議会設置法案に反対の立場から討論を行うものであります。

すなわち、本法案の中心課題は、本審議会の根拠たる臨時行政調査会が行った行政改革に関する答申が、果たして推進すべき価値があるかどうかであります。

そこで、社会党が一般勤労国民の立場に立つて臨時答申を検討しました結果、その大筋において軍備拡張を目指すための行政経費の削減というところが特徴的に出ており、そのために、現に福祉、教育、農政面に著しい被害がなされていることも事実であり、人事院勧告の凍結などもそのあらわれの一例であります。

長い不況の中で、百兆円に及ぶ財政赤字を抱えながら、行革のキャッチフレーズである増税なき財政再建を幾ら声大きくして繰り返しても、足元に大型間接税が近づいている今日、国民はだれ一人としてこれを信用する者はいないのであります。

さらに、三公社の民営化など臨時答申を一貫する思想として、民営イコール活力というふうな短絡的に結びつけることは、市場メカニズムへの依存という古典的発想に回帰することであり、反面、公共部門の役割についての過小評価を裏づけることになり、公共性に対する哲学の欠如を意味するのであります。

また、総論において地方分権を提起しながら、各論では逆に中央集権的方向を推進するなど、その他全体的に整合性を欠き、財政再建を唱えながら累積赤字はますますふえるばかりであり、国鉄

の赤字解消についてもいまだに成案がなく、全く五里霧中の状態であります。その他、このような矛盾は各所に存在するのであります。

以上の理由から、本法案の根拠となるべき臨時答申は、全くこれを推進する価値がないものと断ぜざるを得ないのであります。

さらに、内閣総理大臣を制約するとも見られる意見等の尊重を条文で義務づけるような立法措置については、民主制度のためまえから絶対に承服できないのであります。

以上の理由により、本法案に反対の意思を表明し、討論を終ります。

○愛野委員長代理 中略雅弘君。

○中略委員 日本共産党を代表して、臨時行政改革推進審議会設置法案に対し、反対の討論を行います。

本法案に反対する第一の理由は、この審議会で推進しようとしている臨時行革そのものを絶対に容認できないということであります。

わが党は、臨時が設置される段階から今日に至るまで、繰り返し、臨時行革が行財政構造を一層反動的、反国民的に再編するものになると指摘し、その中止、撤回を要求してきましたが、臨時の一連の答申とその二年間の経過は、わが党の指摘を改めて浮き彫りにするものとなりました。

すなわち、臨時行革は、第一に、日米安保優先、軍拡促進、大企業奉仕と浪費、放漫、腐敗構造の温存、聖域化の方向を明らかにし、第二に、福祉、教育、農業、中小企業保護切り捨て、地方自治破壊、国鉄解体処分など、国民生活犠牲の詳細なプランを掲げ、第三に、国民の購買力の低下、消費不況の長期化、税収の落ち込み、財政危機の深刻化という抜け道のない悪循環をつくり出して財政危機を破局の泥沼に追い込み、第四に、

国民主権と国家主権、恒久平和、基本的人権、地方自治など憲法の平和的、民主的条項に挑戦するものであります。

臨時が表看板として掲げた増税なき財政再建が、財政再建なき増税にはかならず、この行革路

線に国民本位の財政危機打開の活路がないことはいまやだれの目にも明白となっているのであります。

反対する第二の理由は、この審議会が、破綻が明白となったこの反動的な行革路線を全面的に推進する中核機関とされているだけでなく、事実上の第三臨調と位置づけられていることでもあります。

この審議会が、臨時行革を全面的に推進する内閣総理大臣直属の強力な権限を持つ機関であることは法文上明瞭であります。法案審査を通じて、これが臨時行革路線を一層具体化する任務を持った事実上の第二臨調の後継機関であること、財界の行革推進五人委員会などの提言機関や行政改革推進連絡協議会などの国民運動組織と直結された文字どおりの財界主導の機関となるおそれ

以上、本法案に反対する理由を述べ、臨時行革の中止と本法案の撤回を要求して、討論を終ります。

○愛野委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

○愛野委員長代理 これより採決に入ります。

臨時行政改革推進審議会設置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○愛野委員長代理 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○愛野委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○愛野委員長代理 次回は、五月十日火曜日午前十時理事会、午前十三時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時七分散会

臨時行政改革推進審議会設置法案
臨時行政改革推進審議会設置法
(目的及び設置)
第一条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、附属機関として、臨時行政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二条 審議会は、臨時行政調査会(昭和五十六年三月十六日に設置され、昭和五十八年三月十

五日に廃止されたものをいう。の行つた行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べ、内閣総理大臣の諮問に応じて答申する。

(意見等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条の意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 審議会は、委員七人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長)
第六条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力等)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第二条第四号の二に規定する法人(次項において「特殊法人」という。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第八条 審議会の調査事務その他の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中臨時行政調査会の項を次のように改める。

臨時行政改革推進審議会

臨時行政改革推進審議会設置法(昭和五十八年法律第...の権限に属せしめられた事項を行うこと。

3 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の七を次のように改める。
十九の七 臨時行政改革推進審議会委員
(この法律の失効)

4 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

理 由

社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、臨時行政調査会の行つた行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議するための機関として、総理府に臨時行政改革推進審議会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第一号

内閣委員会議録第九号

昭和五十八年四月二十八日

昭和五十八年五月十三日印刷

昭和五十八年五月十四日発行

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局